
教育委員会の点検・評価結果報告書

— 令和6年度 —

令和7年9月

茅ヶ崎市教育委員会

目 次

1	教育委員会の点検・評価 概要	1
2	基本方針1の点検・評価	5
	政策1	6
	政策2	24
	市長部局との連携	34
	基本方針1の知見	36
3	基本方針2の点検・評価	41
	政策3	42
	政策4	70
	市長部局との連携	78
	基本方針2の知見	80
4	基本方針3の点検・評価	85
	政策5	86
	政策6	94
	政策7	100
	市長部局との連携	112
	基本方針3の知見	114
	用語集	119

1 教育委員会の点検・評価 概要

(1) 茅ヶ崎市における教育委員会の点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条で、教育委員会は毎年、「教育行政事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下、「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

本市教育委員会は、茅ヶ崎市教育基本計画の第3部「計画の進行管理」に基づき、点検・評価と茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に行います。

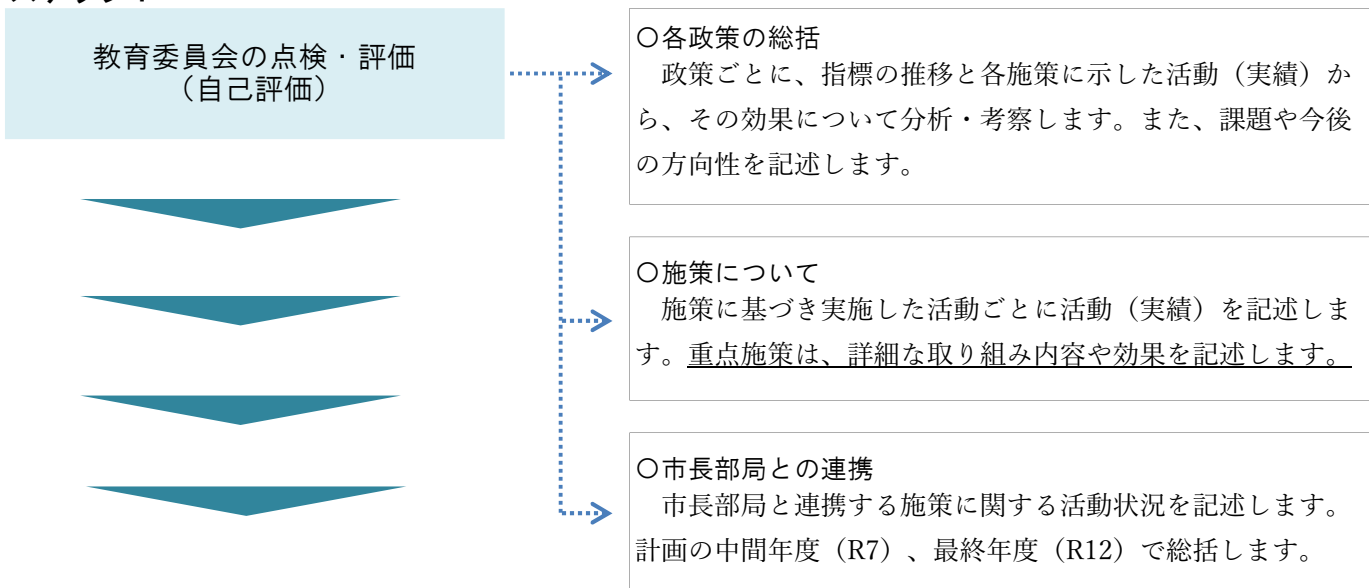
なお、点検・評価の結果は、事務の改善に活用するとともに、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しや次期計画の策定に活用します。

	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
点検・評価	毎年度実施									
計画の見直し・策定			点検・評価（R3～7）の結果を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行う。	中間見直し			点検・評価（R3～12）の結果をまえ、次期計画を策定する。	次期計画の策定		

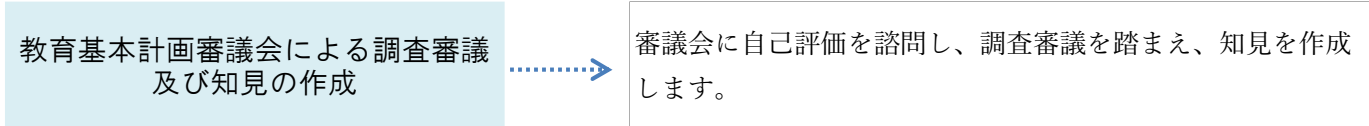
(2) 点検・評価の流れ

本市における点検・評価の流れは次の図の通りです。各年度のはじめに前年度の実績を踏まえ、教育委員会事務局で「教育委員会の点検・評価（自己評価）」を作成します。作成した自己評価に対する知見をいただくため、学識経験者に加え、市民、関係団体などの教育活動を行うさまざまな方で構成される茅ヶ崎市教育基本計画審議会に自己評価を諮問します。審議会からいただいた自己評価に対する知見（答申）を踏まえ、教育委員会で報告書を作成し、公表します。

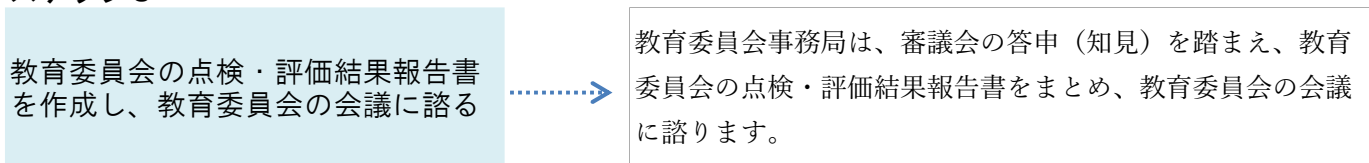
ステップ1



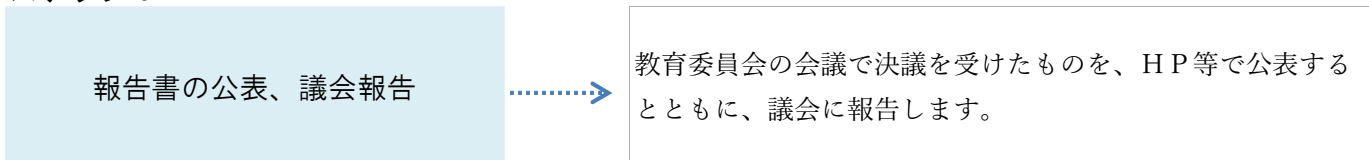
ステップ2



ステップ3



ステップ4



(3) 点検・評価を行うにあたっての留意点

点検・評価を実施するにあたり、教育委員会の自己評価及び審議会の調査審議において、次の2点に留意します。

① 指標など数値的なデータを用いて、政策や施策の効果を分析・考察する。

教育委員会事務局は、政策の総括や重点施策に関して自己評価を行う際、前年度の結果を記述するのみでなく、指標の推移と各施策に示した活動（実績）から、可能な限り、施策を実施した効果について分析・考察します。

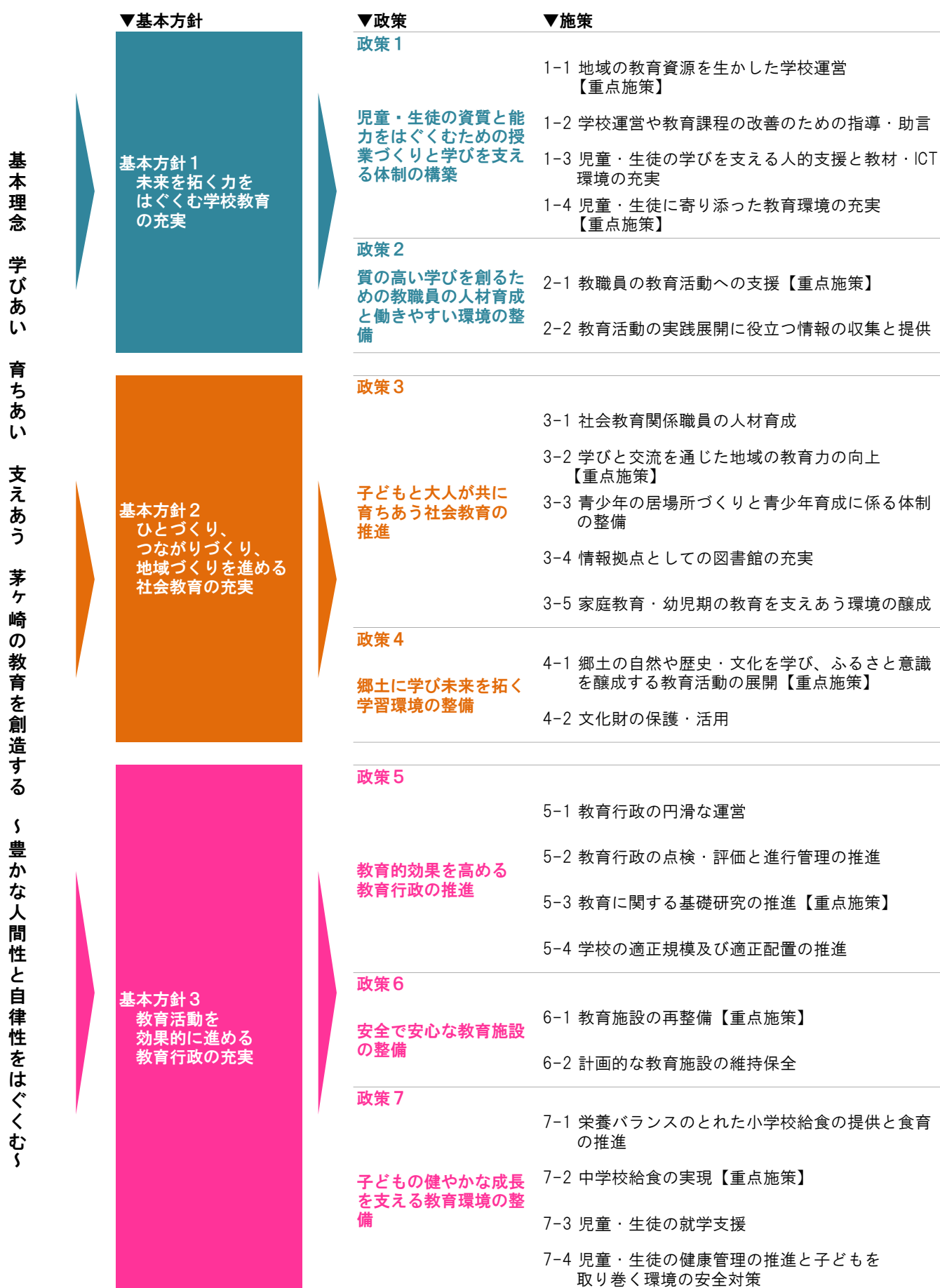
② 多くの市民の方に読んでもらえる点検・評価報告書を作成する。

教育委員会は、点検・評価を行うにあたり、市民の方に手に取って読んでもらえるように、「文章は簡潔に」「表現は分かりやすく」「行政用語や専門用語の使用は可能な限り控える」の3つのことを意識し、自己評価書を作成します。

(4) 点検・評価の見直しについて

自己評価の様式、指標・活動量の数値設定など、点検・評価の実施方法については、中間見直しや次期の教育基本計画の策定期間などに合せて、必要に応じて見直します。

(5) 茅ヶ崎市教育基本計画の体系図



2 基本方針1の点検・評価

政策1

児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築

政策2

質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備

市長部局との連携

基本方針1「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」を踏まえ、学習活動の基本となる授業づくりと学びを支える支援体制、学校経営に関わる施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取り組みと効果を総括

地域の教育資源を生かした学校運営の推進に向け、令和6(2024)年度は新たに小学校5校、中学校3校がコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)¹⁾を導入しました。地域防災、子どもの居場所づくりや学習支援、見守り活動等について、地域により課題も異なる各協議会でそれぞれに建設的な協議が行われました。

教育活動を支える学校支援については、計画訪問²⁾等を通じた授業改善、ふれあい補助員³⁾やICT⁴⁾支援員、日本語指導協力者等による授業支援などの取り組みを積極的に行いました。また、施設利用型と指導者派遣型の両手法で小学校水泳学習の業務委託を実施し、学校外部の専門家の指導による児童の泳力向上に取り組むなど、多様な人材による総合的な学校支援を推進しました。

教育ICT⁴⁾環境の整備に関しては、5(2023)年度に導入した統合型校務支援システムの年間を通じた本格運用が6(2024)年度に開始されました。これにより児童・生徒の情報(学籍、出欠、保健、成績等)がデータとして蓄積され、児童・生徒の個別最適な指導や分析が可能となります。本格運用の中で生じる必要な改善点については、教職員、教育委員会事務局、事業者で調整を図りながら協議及び検討を進めてきました。今後、現場での円滑なシステム運用が進むことにより、さらなる学びの充実に寄与するものとなると期待されます。

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育⁵⁾に向けては、次年度の特別支援学級⁶⁾開設予定校の準備のほか、児童・生徒の居住地交流実施に向けたガイドラインの策定を行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援が行えるよう、多様な学びの場の一層の充実を図りました。

「2. 指標の推移」では、各指標における近年の中学校3年生の積極的な肯定的回答を示す割合の上昇傾向がみられます。また、平成23(2011)年度からの中期的な推移で捉えた場合、「とても(楽しい・したい)」に「どちらかといえば(楽しい・したい)」を加えた肯定的な回答のポイントが、過去最高値となりました。一方で、小学校6年生では積極的な回答の減少傾向がみられました。

○課題と今後の方向性

7(2025)年度、小学校7校、中学校6校の導入により、全市立小・中学校でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)¹⁾が導入されることとなります。今後は、各協議会における取り組みを学校・地域に定着・浸透させていくため、既に活動している協議会の好事例を共有し横展開を促すなど、教育委員会としてさらに積極的な支援や働きかけを行っていきます。

児童・生徒の学びの最適化の推進等に向け、教育ICT⁴⁾環境のさらなる整備と活用は必要不可欠と言えます。本格運用が開始された統合型校務支援システムでは、今後データを蓄積していくにあたり、国や県の動向等を注視しながら調査研究に努め、どのようなデータをどう活用していくことが児童・生徒の個別最適な学びにつながるのかを明らかにした上で、システム活用の方向性を決めていきます。

インクルーシブ教育⁵⁾の推進については、12(2030)年度の特別支援学級⁶⁾の全校設置に向け、着実に設置校を増設していきます。児童・生徒自身が在住する学区の学校に通い、同じ学校内に通常の学級と特別支援学級⁶⁾があるという、児童・生徒の状況に応じた多様な選択肢を用意するとともに、全ての児童・生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶ機会を保障するインクルーシブ教育⁵⁾環境の実現を目指します。

「2. 指標の推移」に係る、中学校3年生と小学校6年生の肯定的な回答の増減傾向の要因について、コロナ禍を経験した時期が小学校高学年であったか低学年であったか、成長段階による違いかなど、仮説を立てて丁寧に要因を調査研究していく必要があります。茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査の結果について、実践に役立てるような分析を進めるとともに、その内容を各学校で咀嚼し、学校運営や授業づくりに生かしていけるサイクルの構築に努めます。

2. 指標の推移

毎年6月頃に行う茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査から、「児童・生徒の学ぶ意欲」と「学校生活における児童・生徒のサポート」の状況を、次の指標から把握し、施策実施の効果を検証します。

① 学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても楽しい」と回答した割合 小学校6年生：50%以上 中学校3年生：40%以上	小学校6年生	58	51	52	48	43	
	中学校3年生	41	40	37	39	42	

② もっと学習したいと思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とてもしたい」と回答した割合 小学校6年生：35%以上 中学校3年生：25%以上	小学校6年生	36	31	30	30	24	
	中学校3年生	28	23	20	20	22	

③ 学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても楽しい」と回答した割合 小学校6年生：65%以上 中学校3年生：45%以上	小学校6年生	79	73	73	69	67	
	中学校3年生	60	54	55	55	61	

④ 授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても思う」と回答した割合 小学校6年生：60%以上 中学校3年生：45%以上	小学校6年生	64	61	62	61	57	
	中学校3年生	53	52	51	49	58	

⑤ 学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても思う」と回答した割合 小学校6年生：50%以上 中学校3年生：40%以上	小学校6年生	54	50	52	50	46	
	中学校3年生	33	36	35	36	42	

1-1 地域の教育資源を生かした学校運営（重点施策）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向け、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、地域の交流や学びの拠点となる学校を実現します。

また、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用する教育活動を支援します。

取り組み1 学校の特性や教育課題に応じた教育活動や研究の支援

現行の学習指導要領⁷⁾では、これからの社会を切り拓くための力をはぐくむことが求められています。児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、児童・生徒自らが課題等を解決するために、さまざまなことを調べ、考え、判断できる力をはぐくむことを目標に、学校の課題を解決するための研究や授業づくりを支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
推薦研究 ⁸⁾ の実施	指定校研究発表校数	小学校6校 中学校3校	小学校6校 中学校3校	小学校6校 中学校3校	小学校6校 中学校3校	小学校6校 中学校3校		学校教育指導課
教育課程編成研究会 ⁹⁾ の開催	開催回数	研究会2回	研究会1回	研究会1回	研究会1回	研究会1回		学校教育指導課
校内研究担当者会の開催 ¹⁰⁾	開催回数	担当者会1回	担当者会1回	担当者会1回	担当者会1回	担当者会1回		学校教育指導課
学籍と指導に関する記録（指導要録 ¹¹⁾ ）等の作成に関する支援	学級数	小学校439学級 中学校188学級	小学校442学級 中学校188学級	小学校451学級 中学校193学級	小学校457学級 中学校191学級	小学校464学級 中学校194学級		学校教育指導課
茅ヶ崎市立学校の事故防止委員会の開催	開催回数	2回	2回	2回	2回	2回		学校教育指導課

○取り組み内容（実績）

4（2022）年度に本市教育委員会の推薦研究⁸⁾校として指定した3校が3年間それぞれのテーマに基づき、研究を推進してきました。鶴嶺小学校では「学びがつながる 子どもがつながる 明日へつながる授業を目指して」をテーマとして、子ども同士が学び合う横のつながり、学びを積み重ねていく縦のつながりを繰り返しながら明日へつながる授業を目指すことを、東海岸小学校では「自他共に認め合う子を育てる」をテーマとして、子どもが道徳的価値の見方を広げ、自己の生き方について理解を深める授業づくりを、第一中学校では「すべての生徒が共に学び、共に育つ学校を目指して」をテーマとして、インクルーシブの視点を意識した授業づくりを整理するとともに、学校の支援体制を強化し、すべての生徒が共に学び、共に育つことのできる学校を目指し、それぞれ3年間の研究の成果を発表しました。

また、本市教育委員会の推薦研究⁸⁾校の指定を受けている他の小学校4校、中学校2校においても、各学校のテーマに基づいた研究を進めました。

○取り組みの効果

各学校の実態に応じた実践的な研究を行う校内研究¹²⁾は、児童・生徒及び保護者を対象とした学校評価¹³⁾等からもそれぞれの学校の課題を踏まえた教育活動の充実につながっていることがうかがえます。推薦研究⁸⁾校の研究を通じて、単元を通して身に付ける力（単元のゴール）を明確に設定することが有用であることに加えて、地域の特色を生かした多様な学びの実践や、小・中学校の校内研究¹²⁾で考えられる連携の取り組みなど、互いを理解し合う人間関係の構築が学習指導の充実につながることを教員間で共有することができました。

また、各学校の実態に応じた研究を推進するため、研究テーマに即した講師を招聘し、専門的な立場から指導や評価を受けることにより、実効的かつ長期的な視野で研究を進めることができるようになり、学びの連続性をより意識した研究が推進されています。

取り組み2 地域住民等が参加した学校運営の体制の整備

社会に開かれた教育課程¹⁴⁾を実現するため、学校運営協議会の設置により、教育課程¹⁴⁾の編成などの決定過程において、地域住民等が参画した運営方法へ移行します。また、学校運営に関する課題や知見を共有する研究会を開催します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） ¹⁾ の設置	設置校数（累積）	小学校0校 中学校0校	小学校0校 中学校1校	小学校2校 中学校2校	小学校7校 中学校4校	小学校12校 中学校7校		学校教育指導課
学校評議員 ¹⁵⁾ 会の設置	設置校数	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校12校	小学校17校 中学校11校	小学校12校 中学校9校	小学校7校 中学校6校		学校教育指導課
学校評価 ¹³⁾ の実施	実施校数	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校		学校教育指導課
学校経営研究会 ¹⁶⁾ の開催	開催回数	1回	1回	小学校1回 中学校1回	1回	1回		学校教育指導課

○取り組み内容（実績）

6（2024）年度は、新たに茅ヶ崎小学校、鶴嶺小学校、今宿小学校、東海岸小学校、浜之郷小学校、第一中学校、鶴嶺中学校、萩園中学校に学校運営協議会を設置し、市内で8校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹⁾を導入しました。協議会委員と教職員が意見交換を行い、学校が抱える課題の共有や、夏休みの子どもの居場所づくり、地域をめぐる取り組みや防災について、共に考える機会を設けるなど、地域の活性化を目指す取り組みについて協議を行いました。また、7（2025）年度には小学校7校、中学校6校に学校運営協議会を設置することで、市内全校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹⁾の導入完了となる予定です。

全校導入に向けた取り組みの1つとして、各小・中学校の担当教職員を対象とする学校支援・地域連携担当者連絡会において、既設置校の取り組みについて紹介・共有したり、各学校での取り組みの成果や課題について話し合ったりするなど、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹⁾のあり方・進め方について考える機会を設けました。

○取り組みの効果

これまで学校の取り組みを教職員だけで判断していたものが、委員それぞれの強みを活かしながら地域や保護者と合議の上、学校運営に取り組むことにより、学校を核とした「地域づくり」に向けて、積極的な連携を図っている学校が増えています。

学校支援・地域連携担当者連絡会においては、既設置校の地域との熟議・連携の取り組みを参考に、各中学校区で集まり、地域の課題やできること、小・中学校の連携・接続について、話し合いました。他校の取り組みから、自校の取り組みにつなげられることに気付くなど、有意義な時間となりました。

7（2025）年度には、全校設置となることから、地域と学校が熟議することを通して、「地域とともにある学校」をより意識した取り組みを探っていきたいと考えています。

取り組み3 教育活動を支える人的支援

学校の教育方針や部活動の方針に即し、児童・生徒の教育活動を支援する専門的な知識、技術・経験を有した人材の活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
英語指導助手の派遣	派遣人数 授業時数	9人 1,511時間	9人 1,498時間	9人 1,512時間	9人 1,520時間	9人 1,520時間		学校教育 指導課
小学校外国語 教育支援員の派遣	派遣人数 授業時数	10人 188時間	10人 188時間	10人 188時間	8人 188時間	10人 188時間		学校教育 指導課
ICT ⁴⁾ 支援員の派遣	派遣人数 派遣時数	3人 1,296時間	5人 2,535時間	7人 3,897時間	7人 4,715時間	7人 4,818時間		学校教育 指導課
読書活動指導協力者の 派遣	派遣人数 派遣日数	11人 315日	12人 367日	12人 388日	12人 388日	12人 388日		学校教育 指導課
地域コーディネー ター ¹⁷⁾ の派遣	派遣人数	25人	26人	17人	5人	8人		学校教育 指導課
中学校部活動 指導協力者の派遣	派遣人数 派遣回数	92人 2,392回	107人 2,389回	99人 2,250回	93人 2,594回	106人 2,600回		学校教育 指導課
日本語指導協力者の 派遣	派遣人数 派遣時数	8人 2,418時間	8人 2,458時間	8人 2,650時間	8人 2,963時間	8人 2,960時間		学校教育 指導課
学校看護介助員 ¹⁸⁾ の 配置	配置人数 勤務日数 勤務時間	2人 年約150日／人 5.5時間／日	4人 年約150日／人 5.5時間／日	4人 年約200日／人 6時間／日	5人 年約201日／人 6時間／日	5人 年約199日／人 6時間／日		学校教育 指導課
ふれあい補助員 ³⁾ （学級担当）の配置	配置人数 勤務日数 勤務時間	105人 年約140日／人 5.5時間／日	106人 年約140日／人 5.5時間／日	111人 年約140日／人 5.5時間／日	116人 年約140日／人 5.5時間／日	121人 年約140日／人 5.5時間／日		学校教育 指導課
ふれあい補助員 ³⁾ （個別支援）の配置	配置人数 勤務日数 勤務時間	13人 年約140日／人 5.5時間／日	13人 年約140日／人 5.5時間／日	12人 年約140日／人 5.5時間／日	9人 年約140日／人 5.5時間／日	8人 年約140日／人 5.5時間／日		学校教育 指導課
小動物飼育 アドバイザーの派遣	獣医師の 派遣人数 派遣校数	コロナウイル スまん延によ り中止	2人 2校	3人 3校	3人 3校	4人 4校		学校教育 指導課
小学校水泳学習の 業務委託	実施校数	-	-	-	モデル事業 2校	施設利用型4校 指導者派遣型15校		学校教育 指導課

○取り組み内容（実績）

特別な支援を必要とする児童・生徒への学習及び生活支援を行うことを通して、一人一人の教育的ニーズや課題に応じたきめ細かな支援を行うため、ふれあい補助員³⁾を配置しました。学級担当のふれあい補助員³⁾は、主に小・中学校の学級担任と教科担当教員の学習及び生活指導の補助を行うとともに、児童・生徒の身の回りのサポートをしました。個別支援担当は、障がいや疾病等のため、歩行や排泄等の身体的介助が必要な児童・生徒に対して、移動や生活、学習、校外行事など学校生活全般の支援を行いました。また、ふれあい補助員³⁾等の配置にあたり、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援のあり方や関わり方への理解を深めるために研修会を開催しました。

ICT⁴⁾支援員の派遣については、各学校で1人1台タブレット端末の活用が促進されることに伴い、端末のより効果的な活用に向けた研修会や授業支援等の要望が増えていることに加え、6（2024）年度から統合型校務支援システムの運用を開始したことから、派遣時間数が増加しました。

○取り組みの効果

児童・生徒の状況や発達段階に応じたふれあい補助員³⁾及び学校看護介助員¹⁸⁾がきめ細かな支援を行うことで、学習や人間関係に自信がなかったり、集団活動が苦手だったりする児童・生徒が安心して教育活動に参加する姿が見られました。また、教育活動全般において、危険な場面等にいち早く気づき、対応することができ、校内・外に関わらず児童・生徒が安全・安心に活動することができました。

1-2 学校運営や教育課程の改善のための指導・助言

指導主事が、各学校を計画的に訪問し、児童・生徒の資質・能力をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を支援します。また、学校・学級運営、児童・生徒指導、その他の学校教育に関する事項について、指導・助言を行います。

取り組み1 学校教育に関する指導・助言

教員の指導力向上を図るため、各学校を計画的に訪問し、学校運営、教育課程¹⁴⁾、学習指導、学級経営、児童・生徒指導その他の教育に関する事項について、具体的な指導・助言を行います。

また、市・県などの推薦研究⁸⁾・指定研究、学校独自の研究などの推進に向け、学校の要請に応じて指導主事¹⁹⁾が訪問し、指導・助言を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
授業実践や学級運営等に対する助言（計画訪問 ²⁾ ）	計画訪問校数	小学校5校 中学校3校	小学校5校 中学校3校	小学校4校 中学校3校	小学校4校 中学校4校	小学校4校 中学校3校		学校教育指導課
学校からの要請に応じた校内研究 ¹²⁾ 等に係る指導・助言（要請訪問）	推薦研究訪問校数 要請訪問回数	小学校6校 中学校3校 66回	小学校6校 中学校3校 36回	小学校6校 中学校3校 72回	小学校6校 中学校3校 155回	小学校6校 中学校3校 421回		学校教育指導課
就学相談等に応じた指導・助言（機会訪問）	機会訪問回数	532回	657回	451回	585回	453回		学校教育指導課

取り組み2 教育事務に係る連携・調整

指導主事¹⁹⁾や教員間の情報共有や意見交換など連携・強化を図り、教育課程¹⁴⁾の質の向上に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
指導主事 ¹⁹⁾ 会議への参加	参加回数	年2回	年3回	年3回	年3回	年3回		学校教育指導課
小・中教頭連絡会の開催	開催回数	年2回	年1回	年1回	年1回	年1回		学校教育指導課
学校教育指導課・教育センター関係事業連絡協議会の開催	開催回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		学校教育指導課
健康教育推進委員会の開催	開催回数	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回		学校教育指導課
防災対策推進会議・普通救命講習会の開催	開催回数	年2回	年3回	年2回	年2回	年2回		学校教育指導課

1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実

授業や部活動などを支えるための人的支援を行うとともに、小・中学校の授業で使用する教材やICT環境を充実します。ICT機器を効果的に活用した学習活動を行い、児童・生徒一人一人の情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの指導を行います。

取り組み1 教育活動を支える人的支援を実施（再掲）

学校の教育方針や部活動の方針に即し、児童・生徒の教育活動を支援する専門的な知識・技術・経験を有した人材の活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
英語指導助手の派遣	派遣人数 授業時数	9人 1,511時間	9人 1,498時間	9人 1,512時間	9人 1,520時間	9人 1,520時間		学校教育指導課
小学校外国語教育支援員の派遣	派遣人数 授業時数	10人 188時間	10人 188時間	10人 188時間	8人 188時間	10人 188時間		学校教育指導課
ICT ⁴⁾ 支援員の派遣	派遣人数 派遣時数	3人 1,296時間	5人 2,535時間	7人 3,897時間	7人 4,715時間	7人 4,818時間		学校教育指導課
読書活動指導協力者の派遣	派遣人数 派遣日数	11人 315日	12人 367日	12人 388日	12人 388日	12人 388日		学校教育指導課
地域コーディネーター ¹⁷⁾ の派遣	派遣人数	25人	26人	17人	5人	8人		学校教育指導課
中学校部活動指導協力者の派遣	派遣人数 派遣回数	92人 2,392回	107人 2,389回	99人 2,250回	93人 2,594回	106人 2,600回		学校教育指導課
日本語指導協力者の派遣	派遣人数 派遣時数	8人 2,418時間	8人 2,458時間	8人 2,650時間	8人 2,963時間	8人 2,960時間		学校教育指導課
学校看護介助員 ¹⁸⁾ の配置	配置人数 勤務日数 勤務時間	2人 年約150日／人 5.5時間／日	4人 年約150日／人 5.5時間／日	4人 年約200日／人 6時間／日	5人 年約201日／人 6時間／日	5人 年約199日／人 6時間／日		学校教育指導課
ふれあい補助員 ³⁾ （学級担当）の配置	配置人数 勤務日数 勤務時間	105人 年約140日／人 5.5時間／日	106人 年約140日／人 5.5時間／日	111人 年約140日／人 5.5時間／日	116人 年約140日／人 5.5時間／日	121人 年約140日／人 5.5時間／日		学校教育指導課
ふれあい補助員 ³⁾ （個別支援）の配置	配置人数 勤務日数 勤務時間	13人 年約140日／人 5.5時間／日	13人 年約140日／人 5.5時間／日	12人 年約140日／人 5.5時間／日	9人 年約140日／人 5.5時間／日	8人 年約140日／人 5.5時間／日		学校教育指導課
小動物飼育アドバイザーの派遣	獣医師の派遣人数 派遣校数	コロナウィルスまん延により中止	2人 2校	3人 3校	3人 3校	4人 4校		学校教育指導課
小学校水泳学習の業務委託	実施校数	-	-	-	モデル事業 2校	施設利用型4校 指導者派遣型15校		学校教育指導課

取り組み2 小・中学校の授業で使用する教材を整備

教科用図書等の採択や各種教材の更新等を実施し、小・中学校の授業で使用する教材の適正な配備に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
教科用図書・指導書・指導用教材の配備	対象児童・生徒数	児童12,842人 生徒6,087人	児童12,924人 生徒6,211人	児童12,937人 生徒6,149人	児童13,014人 生徒6,134人	児童12,688人 生徒6,035人		学校教育指導課
教科用図書採択検討委員会の開催※	実施回数 (教科用図書採択時)	4回	0回	0回	4回	4回		学校教育指導課
指導用教材等の配備	拠点校 指導教員数	10人	11人	11人	11人	8人		教育センター
「わたしたちの茅ヶ崎」検討委員会（R4年度より）の開催	実施回数	-	-	5回	7回	7回		教育センター
「わたしたちの茅ヶ崎」（デジタル版）の配備	対象児童・生徒数	-	-	児童12,939人 生徒6,145人	児童12,831人 生徒6,079人	児童12,688人 生徒6,035人		教育センター
理科教材の更新	対象校数	小学校10校 中学校6校	小学校8校 中学校7校	小学校10校 中学校6校	小学校8校 中学校7校	小学校12校 中学校8校		教育総務課

※原則として、小・中学校用教科用図書は4年ごとに採択替えを実施。（次回は小学校9年度、中学校10年度実施予定）

取り組み3 教育ICT環境の整備と活用

学校教育の中で、ICT⁴⁾機器を積極的に活用し、児童・生徒の情報活用能力を高めます。GIGAスクール構想²⁰⁾により配備したタブレット端末の効果的な活用を図るため、各学校における学び、家庭での活用、緊急時におけるオンライン学習等、情報セキュリティを確保した中での活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
茅ヶ崎市立学校教育の情報化推進検討協議会	開催回数	3回	1回	1回	1回	2回		学校教育指導課
教育の情報化推進担当者会	開催回数	4回	4回	3回	3回	3回		学校教育指導課
校務用パソコンの配備	教職員1人あたりの配備率	82.3%	103%	103%	108%	107%		教育総務課
教育用パソコンなどICT ⁴⁾ 機器の配備	児童・生徒1人あたりの配備率	103%	103%	103%	103%	103%		学校教育指導課
学校図書館システムの配備	設置校数	0校	32校	32校	32校	32校		学校教育指導課
欠席連絡システムの配備	設置校数	-	-	32校	32校	32校		学校教育指導課
統合型校務支援システムの配備	設置校数	-	-	導入に向けた庁内調整	32校	32校		学校教育指導課 学務課

1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策）

全ての小・中学校に特別支援学級を整備し、特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進します。

また、関係機関との連携強化や教育相談のより一層の充実を図るなど、児童・生徒及び保護者への支援体制を構築します。児童・生徒間のトラブルの未然防止、いじめ問題など児童・生徒を取り巻く課題や児童・生徒が抱える問題を早期に発見・解決を図るとともに、不登校の児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

取り組み1 本市のインクルーシブ教育の施策充実に向けた検討

教育委員会関係課及び学校関係者と協議・調整を行い、特別支援学級⁶⁾や通級指導教室²¹⁾の増設など小・中学校におけるインクルーシブ教育⁵⁾の充実に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
茅ヶ崎市インクルーシブ教育 ⁵⁾ 検討委員会の開催	開催回数	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回		学校教育指導課
特別支援学級 ⁶⁾ の設置	設置校数	小学校10校 中学校7校	小学校10校 中学校7校	小学校11校 中学校8校	小学校12校 中学校8校	小学校13校 中学校9校		学校教育指導課
通級指導教室 ²¹⁾ の設置	設置校数	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校		学校教育指導課

○取り組み内容（実績）

次年度の特別支援学級⁶⁾の開設に向けた準備として、教室の改修や開設当初に必要な備品・消耗品の発注、担当指導主事¹⁹⁾による開設予定校への研修等を行いました。また、インクルーシブ教育⁵⁾検討委員会等において、特別支援学級⁶⁾に在籍する児童・生徒数及びその通学の状況や、未設置校の余裕教室等を踏まえて、今後の整備計画や具体的な整備内容等について検討しました。加えて茅ヶ崎市立小・中学校児童・生徒の居住地交流における、7（2025）年度実施に向けたガイドライン等の策定を行いました。

○取り組みの効果

特別支援学級⁶⁾の設置校を増設することで、特別支援学級⁶⁾に在籍する児童・生徒の通学の負担軽減や、校内における学びの場の充実、保幼小中（保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校）を通した切れ目のない支援が可能になるなど、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育環境の充実が図られています。

また、障がいのあるなしに関わらず、全ての児童・生徒が参加できる学校行事の工夫や、学びの場の環境整備を充実させることで、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育⁵⁾の推進につながっています。

取り組み2 国籍や性別などによらない教育環境の整備

外国につながりがあり、日本語が不自由な児童・生徒の学校生活及び社会生活への適応を図るため、日本語指導を専門とする人材を派遣します。また、人権移動教室を市内小学校で実施し、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の向上を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
日本語指導協力者の派遣	派遣人数 派遣時数	8人 2,418時間	8人 2,458時間	8人 2,349時間	8人 2,963時間	8人 2,960時間		学校教育指導課
人権移動教室の開催	開催校数	2校	2校	2校	2校	2校		学校教育指導課

○取り組み内容（実績）

学校の要請により、日本語指導協力者を小・中学校18校に派遣し、日本語の基礎的・基本的な学習や生活習慣に係る指導等を延べ2,960時間実施しました。

また、学校・家庭・地域における人権尊重の意識を高めるため、小学校1校、中学校1校で人権移動教室を開催するとともに、各小・中学校の担当教職員を対象とした研修会を2回実施しました。

○取り組みの効果

学習支援等を必要とする外国につながりのある児童・生徒に対し、日本語指導協力者を派遣したことにより、対象児童・生徒が習得した日本語の知識等を使って、学級の友人と会話する機会が増えるなど、充実した学校生活を送る様子が見られています。また、周りの児童・生徒が率先して対象児童・生徒のサポートをするなど親交が深まり、インクルーシブ教育⁵⁾の充実にもつながっています。

取り組み3 特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整備

特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境の充実を図るため、臨床心理士や指導主事¹⁹⁾で構成する支援チームを組織し、特別な支援を必要とする児童・生徒をはじめ、その保護者や学校関係者に対する就学に係る相談等を実施するとともに、特別支援学級⁶⁾の小・中学校全校設置に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
就学相談の実施	相談人数	242人	289人	242人	235人	242人		学校教育指導課
教育支援委員会 ²²⁾ の開催	開催回数	8回	8回	8回	8回	8回		学校教育指導課
特別支援学級 ⁶⁾ の整備（再掲）	設置校数	小学校10校 中学校7校	小学校10校 中学校7校	小学校11校 中学校8校	小学校12校 中学校8校	小学校13校 中学校9校		学校教育指導課
通級指導教室 ²¹⁾ の整備（再掲）	設置校数	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校	ことばの教室2校 そだちの教室2校		学校教育指導課
臨床心理士等による相談	相談回数	480回	719回	811回	831回	941回		学校教育指導課
ふれあい補助員 ³⁾ （個別支援）の配置（再掲）	配置人数 勤務日数 勤務時間	13人 年約140日／人 5.5時間／日	13人 年約140日／人 5.5時間／日	12人 年約140日／人 5.5時間／日	9人 年約140日／人 5.5時間／日	8人 年約140日／人 5.5時間／日		学校教育指導課
学校看護介助員 ¹⁸⁾ の配置（再掲）	配置人数 勤務日数 勤務時間	2人 年約150日／人 5.5時間／日	4人 年約150日／人 5.5時間／日	4人 年約200日／人 6時間／日	5人 年約201日／人 6時間／日	5人 年約199日／人 6時間／日		学校教育指導課
茅ヶ崎支援学校との交流事業の開催	開催回数	2回	2回	2回	5回	5回		学校教育指導課
特別支援教育に関する研修等の実施	実施回数	年7回	年7回	年7回	年7回	年7回		学校教育指導課
特別支援学級 ⁶⁾ 用の教材等の整備※	設置校数	小学校14校 中学校7校	小学校14校 中学校7校	小学校15校 中学校8校	小学校16校 中学校8校	小学校17校 中学校9校		教育総務課

※学校は特別支援学級設置校のほか、通級設置校を含む。

○取り組み内容（実績）

特別な支援を必要とする児童・生徒や、その保護者が適切な就学先を選択できるよう、担当指導主事¹⁹⁾が242人の幼児・児童・生徒の保護者と就学相談を行いました。併せて、学校の要請に応じて、専門性のある臨床心理士と指導主事¹⁹⁾がチームを組み、巡回相談やケース会議等に参加するなど、個々の課題に応じた助言を行いました。

香川小学校に特別支援学級⁶⁾を開設するため、インクルーシブ教育⁵⁾検討委員会等において教育委員会関係各課及び学校関係者が必要な施設改修や備品等の調整を行いました。

○取り組みの効果

通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、通級指導教室²¹⁾における指導やふれあい補助員³⁾及び学校看護介助員¹⁸⁾の適正な配置、特別支援教育巡回相談等による支援体制を充実させることにより、児童・生徒一人一人へのきめ細かな支援・指導が可能となり、全ての児童・生徒が安全・安心に学校生活を送られるようになっていきます。

取り組み4 いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援

いじめ、不登校等に対する未然防止や早期発見、適切な対応の実施のため、学校に対する定期的な調査を行います。また、これまでのいじめに関する事例やその対応例等の共有を図り、今後の対応策の検討や強化を図るため、いじめ防止に関する調査会を開催するとともに、スクールソーシャルワーカー²³⁾による巡回相談を実施し、学校組織及び担当教員によるいじめ事案や児童・生徒の支援に対する指導・対応力の向上を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
いじめの実態把握	認知件数 (解消率) ^{※1}	小学校721件 (解消率98.1%) 中学校159件 (解消率95%)	小学校1,042件 (解消率99.6%) 中学校493件 (解消率95.9%)	小学校1,408件 (解消率99.0%) 中学校472件 (解消率98.3%)	小学校1,630件 (解消率99.4%) 中学校557件 (解消率99.1%)	小学校2,435件 (解消率97.6%) 中学校728件 (解消率96.4%)		学校教育 指導課
不登校 ^{※2} の実態把握	児童・生徒数	児童113人 生徒217人	児童158人 生徒275人	児童217人 生徒386人	児童254人 生徒384人	児童258人 生徒411人		学校教育 指導課 教育センター
スクールソーシャルワーカー ²³⁾ による巡回相談	人数 対応回数	5人 115回	5人 259回	5人 421回	5人 610回	5人 833回		学校教育 指導課
スクールカウンセラー ²⁴⁾ への相談	相談件数 派遣人数	4,189件 14人	4,599件 13人	4,812件 14人	6,998件 18人	6,520件 19人		教育 センター
弁護士有資格職員の対応	対応件数	106件	91件	109件	138件	119件		学校教育 指導課
心の教育相談員 ²⁵⁾ による面接等の実施	相談員の 面接等の 実施回数	4万383回	4万6,698回	5万9,198回	5万9,392回	7万1,363回		教育 センター
青少年教育相談室 ²⁶⁾ における電話相談	電話相談 件数	326件	327件	325件	295件	316件		教育 センター
青少年教育相談室 ²⁶⁾ における面接（来所）の実施	来所相談 件数	1,723件	2,218件	2,053件	2,105件	2,144件		教育 センター
児童・生徒指導担当 教員研究会の開催	開催回数	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回		学校教育 指導課
いじめ防止対策 調査会の開催	開催回数	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回		学校教育 指導課
あすなる教室 ²⁷⁾ の 通室	通室生数	22人	25人	26人	32人	34人		教育 センター

※1 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると定められている。①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

※2 国の調査において不登校とは、1年間に30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）。

○取り組み内容（実績）

（学校教育指導課）

各小・中学校から提出される「長期欠席者状況及びいじめ、問題行動等についての月例報告」等や学校からの個別の相談を受け、認知したいじめ等の早期解決に向け、「調べる・防ぐ・支援する」等の具体的な支援策について、各学校の教職員に対して、弁護士有資格職員やスクールソーシャルワーカー（23）、担当指導主事（19）が指導・助言を行いました。また、児童・生徒指導担当教員研究会では、いじめの認知に係る共通理解や、いじめの未然防止等のための組織的な取り組みの重要性、児童・生徒が虐待を受けている疑いがあることを認知した際の対応、課題を抱える児童・生徒に対し、教職員がスクールソーシャルワークの視点を持って対応することについて、研修を行いました。

（教育センター）

青少年の健全育成に向けてより良い支援・相談業務を推進し、青少年相談員・一般教育相談員等による電話相談を316件、心理相談員による面接（来所）相談を2,144件実施し、青少年が抱える問題や不安、悩みなどを受け止め、支援しました。

心の教育相談員²⁵⁾の相談等は、休み時間の相談室の開放や相談室以外の場所（廊下や教室等）での積極的な声掛けなどを行い、7万1,363件の相談等を実施しました。詳細として、小学校は約5万4,000件、中学校は約1万8,000件となっており、校種別の内訳については、休み時間に児童・生徒と心の教育相談員²⁵⁾が何気ないおしゃべりなどをする「ふれあい相談」が、小学校では相談回数の約94%（約5万件）、中学校では約66%（約1万2,000件）を占めています。また、「その他」を除いて多いのは、小学校では「友人関係に関する相談」が約2%（約1,000件）、中学校では「不登校に関する相談」が約18%（約3,100件）となっています。

さらに、あすなろ教室²⁷⁾では、本通室・仮通室合わせて34人の通室生を受け入れ、社会的自立や学校復帰に向けた活動・支援を行いました。

○取り組みの効果

（学校教育指導課）

弁護士有資格職員が、本市教職員のいじめの認知の実態を把握するとともに、分析結果を各学校へフィードバックすることで、各教職員のいじめ認知感度の高まりが見られました。課題を抱える児童・生徒の支援策を検討するため、ケース会議に参加することで、児童・生徒や保護者との面談の機会が増え、関係各課との連携や福祉的視点からの支援の実施が推進されました。

（教育センター）

青少年教育相談室²⁶⁾では、一人一人の実情やニーズに応じた相談を行うとともに、状況に応じて相談者の在籍校や関係機関との連携を図り、組織的な支援・相談を行うことができました。

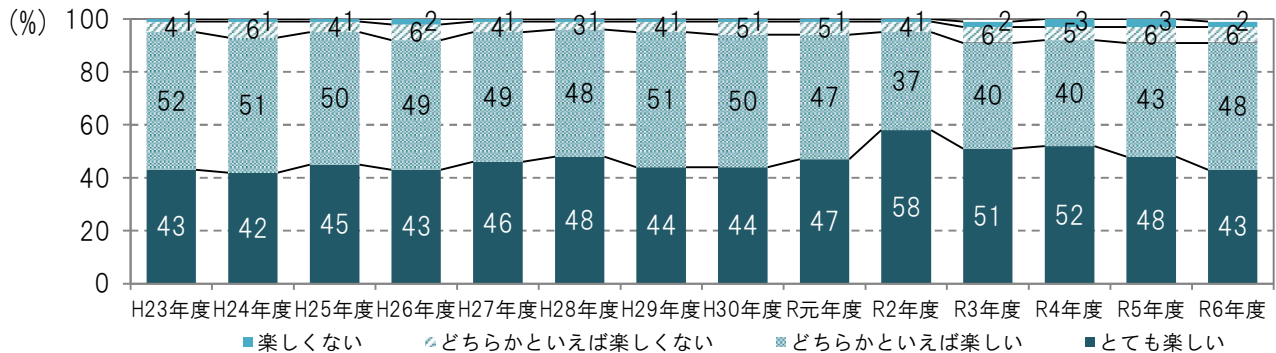
あすなろ教室²⁷⁾への通室については、通室生の在籍校との連携を図り、一人一人の思いを大切にしながら支援・相談を続ける中で、最終的に22人の通室生が別室登校や放課後の活動など学校とのつながりをもつことができ、学びの機会を増やすことができました。

政策1の指標一覧

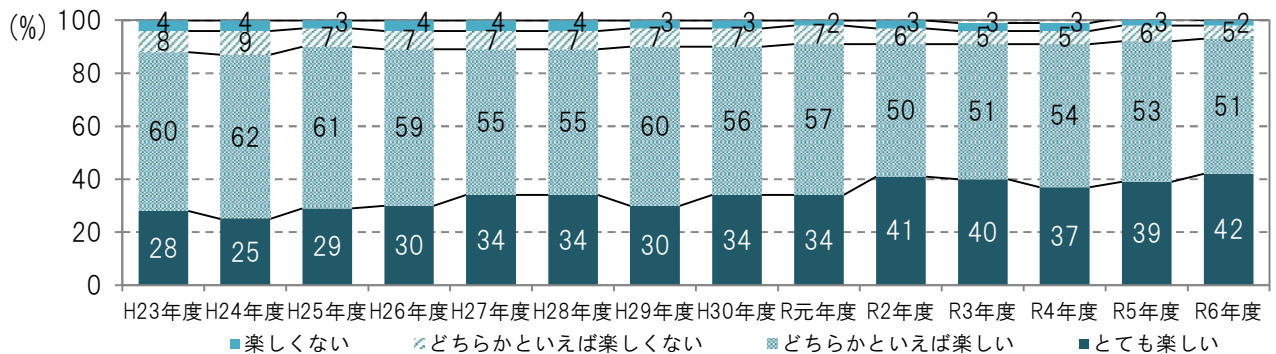
① 学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



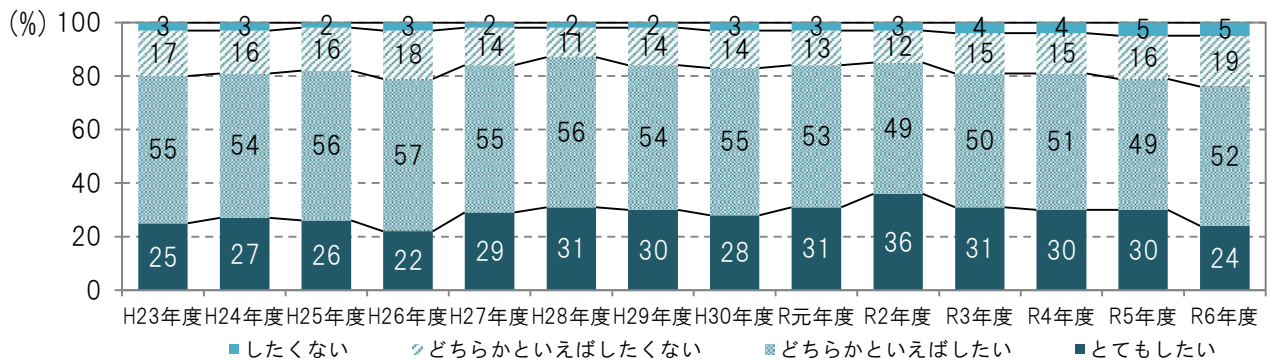
中学校3年生



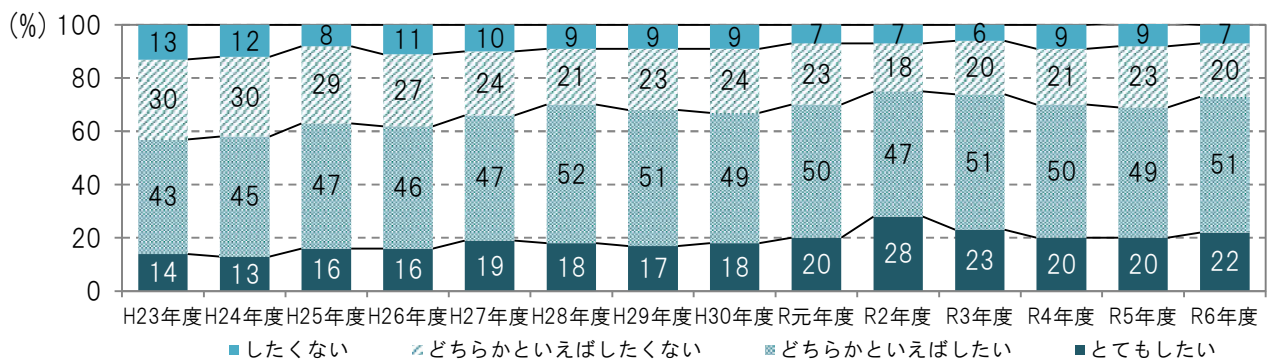
② もっと学習したいと思う割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



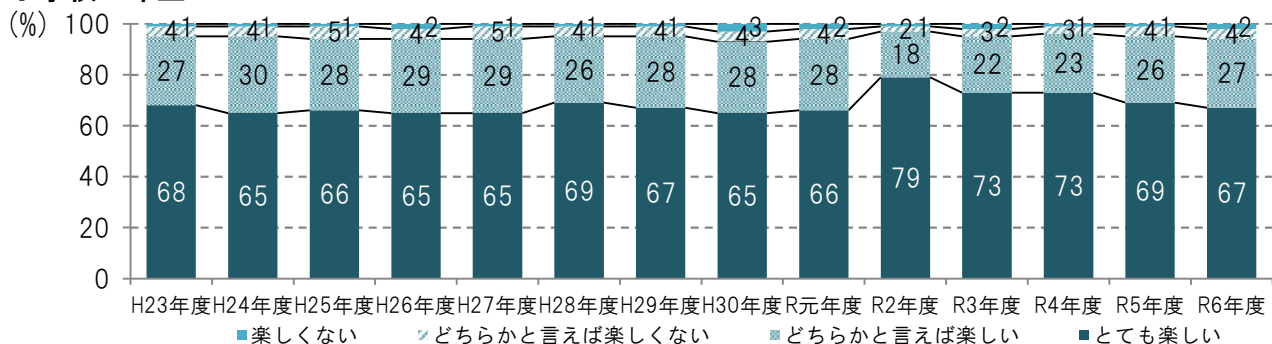
中学校3年生



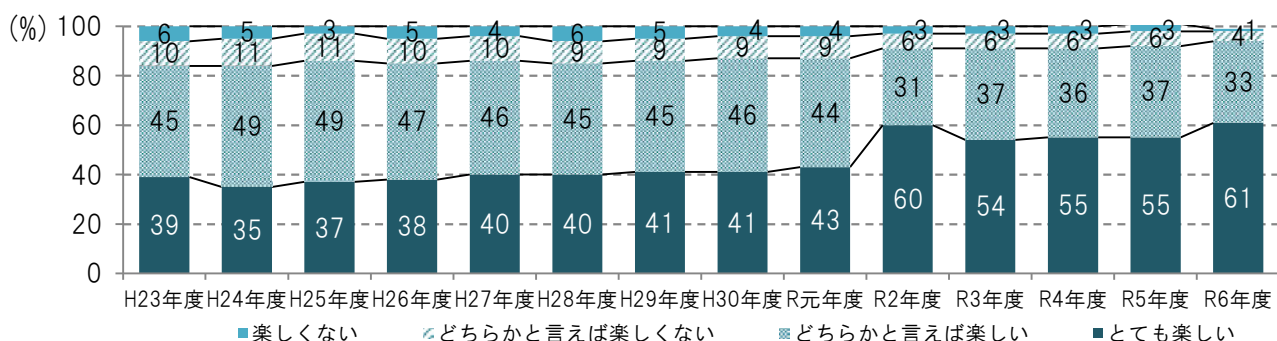
③ 学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



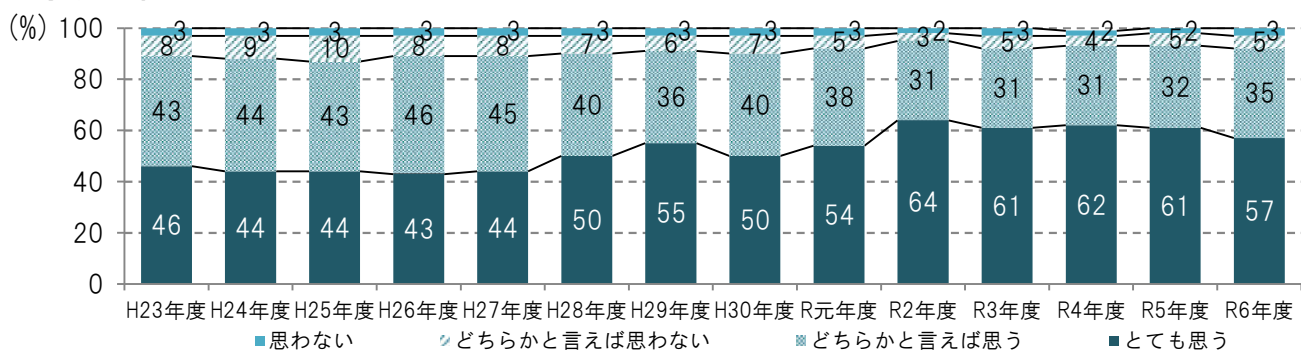
中学校3年生



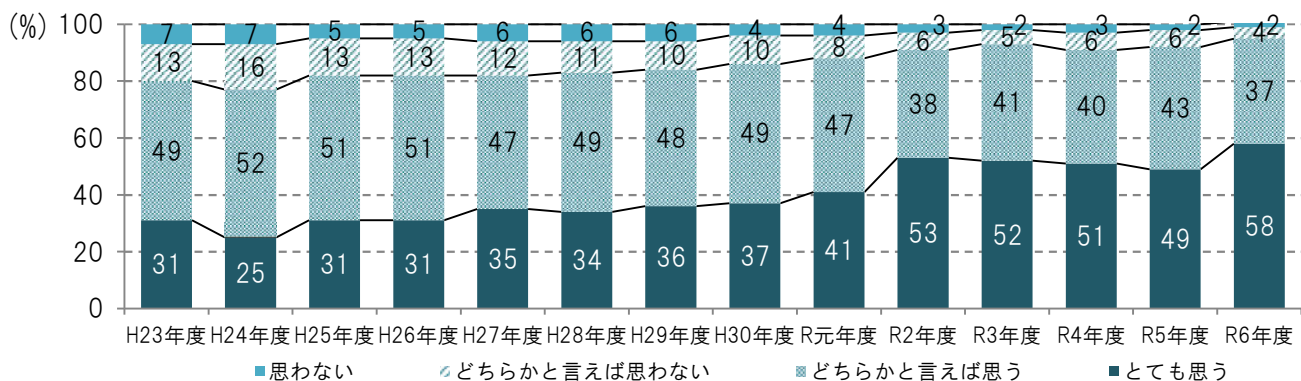
④ 授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



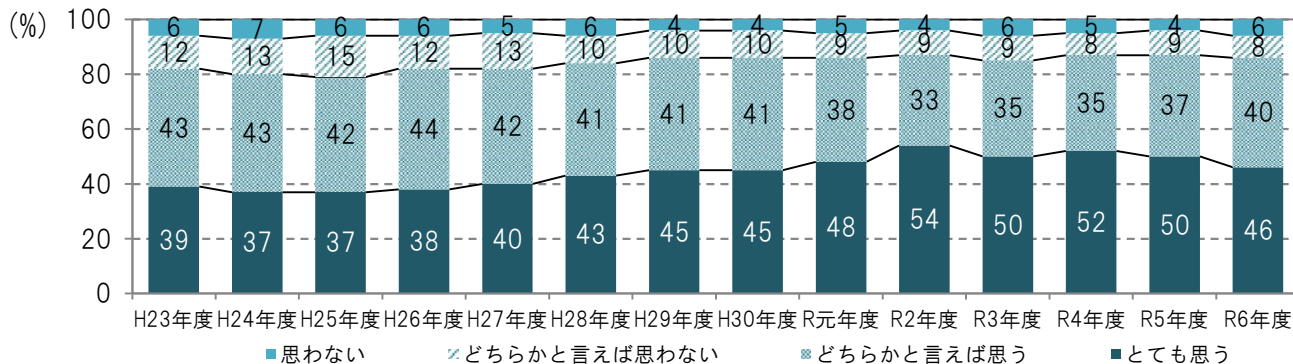
中学校3年生



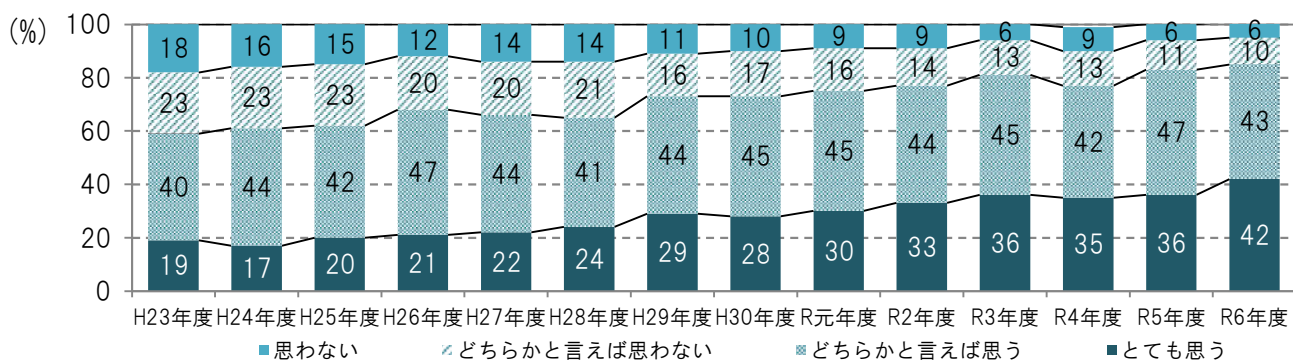
⑤ 学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合 (%)

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



中学校3年生



基本方針1「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」を踏まえ、教職員の教育活動を支えるとともに働き方の見直しに関わる施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取り組みと効果を総括

教職員の研修機会については、既存の研修体系を見直し、特に茅ヶ崎市の教職員としての基礎的な資質・能力を築くための1～4年目までのファーストキャリアステージ研修及び臨時的任用職員²⁸⁾研修に力を入れました。また、集合研修に加えて学校の要請による個別の要請訪問研修の回数が増加しました。「2. 指標の推移」①②③からは、そうした教職員の多様なニーズに応える研修や、学校現場の課題に即した研修の提供により、研修・講座に参加し、実践しようとする教職員の割合が増加していることから、研修・講座に対する評価がうかがえます。

全国的な課題となっている教職員の働き方改革に向けては、国や県の指針等との連携・整合を図りながら、7(2025)年度に向け「神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針」の策定作業を進めました。「児童・生徒ひとりひとりの未来を拓く力をはぐくむため、教職員ひとりひとりが、児童・生徒と向き合う時間や授業の準備・改善に取り組む時間を確保し、生き生きと活躍している」を目指す姿として掲げて議論を進め、特に若手教職員と教育委員会事務局職員により結成したワーキングチームでは、業務改善に向けた学校現場での取り組みや教育委員会での施策についての情報共有とその効果的な実践に向けた議論を行いました。

また、働き方改革については指針策定に取り組む以前から、現状の改善のために都度できる個別の対策を取り組んできており、6(2024)年度は、政策5の「1. 自己評価」にも記載している小学校給食費の公会計化への準備や統合型校務支援システムによる勤怠管理の運用開始などの取り組みを進めました。しかしながら、「2. 指標の推移」④をみると、教職員の時間外在校等時間に係る状況は、改善の方向に向かっているとはいえ、依然として看過できない水準にあります。全体的な方針としての「指針」の目標を学校・教育委員会事務局が共有し、個別の取り組みを有機的に組み合わせて実施していくことで、効果を高めていく必要があります。

○課題と今後の方向性

さまざまな資質・能力が教職員に求められる今日においては、研修のニーズも多様化しており、教職員接遇から授業づくりなど、実情やキャリア等に応じた、これまで以上に幅広い研修を実施していく必要があります。一方で、教職員研修参加者の学校現場での情報共有やフィードバックを若手職員だけが行う事は難しく、先輩職員や管理職による人材育成のためのフォロー体制の整備は喫緊の課題です。

教職員の働き方改革に関しては、「神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針」を7(2025)年度当初に策定し、教職員一人一人が本来の業務に注力し、児童・生徒と向き合う時間を確保しながら生き生きと活躍することができるよう、これまで以上に教育委員会事務局と学校現場が一体となって取り組みを加速化させていきます。

そのためには、働き方改革の取り組みに臨むための、教職員をはじめとする教育関係者一人一人の意識及びスキル向上が重要な要因となります。例えば、統合型校務支援システムの効果的な活用は、今後の働き方改革の加速化や校務DXの推進のために欠かせないものですが、蓄積されていく児童・生徒の情報を分析するためには、情報活用の重要性を強く意識し、各種ツールを効率的に活用するスキルを身に着ける必要があります。人材育成の取り組みにおいても、働き方改革の視点をより強く意識し、研修や情報提供のあり方に反映させていくよう努めます。

2. 指標の推移

教職員の研修機会等が創出されているかを、次の指標から把握し、政策の効果を検証します。

① 研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合（％）

R12時点の目標値	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
実践しようと思う教職員の割合 80%以上	82.1	82.2	80.6	84.0	83.0	

② 「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち、自ら実践したいと思う参加者の割合（％）

R12時点の目標値	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
実践したいと思う教育職員の割合 75%以上	75.0	89.0	81.9	80.6	84.5	

※教育職員とは、小・中学校の教員、幼稚園教諭、幼保連携型認定こども園保育教諭、保育士のこと。

③ 教職員の研修参加者数（人）

R12時点の目標値	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
研修の参加者数 1,500人以上	1,464	1,568	1,976	1,919	2,169	

④ 教職員の時間外在校等時間の割合（％）※

各年度の目標値	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
1 か月当たり45時間を超える教職員の割合 0%	—	—	小学校14.3 中学校41.5	小学校13.8 中学校39.7	小学校17.2 中学校40.6	
1 か月当たり80時間を超える教職員の割合 0%	—	—	小学校 4.1 中学校12.3	小学校2.3 中学校11.0	小学校1.7 中学校11.2	
年間360時間を超える教職員の割合 20%以下	—	—	小学校34.0 中学校63.7	小学校29.4 中学校63.5	小学校39.1 中学校62.9	

※3(2021)年度よりタイムカードを各学校に導入し、在校時間数が把握可能となったため設定。

2-1 教職員の教育活動への支援（重点施策）

児童・生徒の学びの質の向上を目指し、適正な人材を確保するとともに、教職員の育成や計画的な配置を行います。

また、教職員の意識改革を進めるとともに、勤務条件の整備など働き方の見直しを進め、教職員が教育活動に専念できる体制を整備します。

取り組み1 教職員の人事・福利厚生に関わる事務の実施

小・中学校の学級数に応じた教職員の定数を確定し、採用、配置換え等の教職員の適正配置に関する事務調整を行います。また、学校現場で働く県費負担教職員²⁹⁾に関する服務や福利厚生等人事労務に関する事務を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学級数に応じた教職員の定数管理	標準学級数（小・中）	小学校427学級 中学校187学級	小学校442学級 中学校188学級	小学校443学級 中学校192学級	小学校450学級 中学校190学級	小学校454学級 中学校193学級		学務課
県費負担教職員 ²⁹⁾ の人事に関わる事務	県費負担教職員定数（小・中）	小学校640人 中学校392人	小学校650人 中学校388人	小学校664人 中学校397人	小学校687人 中学校400人	小学校683人 中学校403人		学務課
	臨任・非常勤職員数（小・中）	小臨96人 非80人 中臨61人 非42人	小臨88人 非77人 中臨58人 非31人	小臨92人 非78人 中臨57人 非31人	小臨95人 非84人 中臨54人 非33人	小臨81人 非79人 中臨59人 非67人		
市費教員 ³⁰⁾ の任用	任用数	27人	22人	22人	19人	19人		学務課
スクール・サポートスタッフ ³¹⁾ の活用	配置校数 活動人数	32校 35人	32校 43人	32校 50人	32校 47人	32校 51人		学務課
服務に関する研修・説明会の開催	開催回数	0回	事務職員対象 1回	0回	事務職員対象 1回	事務職員・管理職 対象 各1回		学務課
福利厚生に関する事務	理事会・幹事会への出席回数	理事会3回 幹事会3回	理事会3回 幹事会3回	理事会3回 幹事会3回	理事会3回 幹事会3回	理事会3回 幹事会3回		学務課
定期健康診断の実施（小学校）	受検者数	628人	655人	627人	631人	608人		学務課
定期健康診断の実施（中学校）	受検者数	341人	303人	340人	326人	349人		学務課
ストレスチェック実施	受検者数	-	-	1,131人	1,135人	1,139人		学務課
産業医との面接等の実施	実施回数	7回	0回	2回	6回	8回		学務課
教職員の公務・通勤災害に係る事務	事案件数	33件	19件	28件	13件	16件		学務課
神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針策定	策定・変更	-	-	基本的な考え方の整理	学校現場等の調査案の作成	策定作業中 最終案の作成		学務課

○取り組み内容（実績）

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、標準定数と国、県による加配を基に教職員の適正配置を行いました。ティームティーチングや少人数指導など学校現場のさまざまな課題へ臨機応変に対応するための市費教員³⁰⁾の配置を行い、教職員の業務負担軽減や勤務時間の適正化を図りました。学校事務職員から市主催の研修の要望があり、全事務職員を対象とした服務及び人事事務についての研修を行うとともに、管理職向けの研修も行いました。教職員の福利厚生に関して、定期健康診断を実施するとともに、ストレスチェック及び産業医面接を行い、教職員の心身の健康管理を行いました。神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針の7（2025）年度策定に向けて、神奈川県や市内の調整を行い、働き方改革指針の最終案を作成しました。また、若手教職員と教育委員会職員によるワーキングチームを立ち上げ、働き方改革の好事例や課題の検討を行いました。

○取り組みの効果

これまで市主催の学校事務職員を対象とした研修が少なく、経験年数が浅い職員や臨時的任用職員²⁸⁾から業務処理やサービスに対する不安の声が上がっていました。6(2024)年度研修を行ったことで、サービスに関する知識の理解や業務処理の手続について一定の共通理解を図ることができました。また、学校事務職員が一堂に会する機会がなかったため、情報交流の場としても研修参加者から好評でした。若手教職員と教育委員会職員によるワーキングチームを立ち上げ、働き方改革の好事例などの検討を行ったことや、全学校に対しての意見照会などにより、学校現場の意識の改革を促すきっかけにもなり、取り組みがより具体的になりました。

取り組み2 教職員・教育関係者を対象にした研修の実施

神奈川県と連携して、質の高い学びをつくるため教職員の人材育成に取り組むとともに、経験の短い教職員を対象とした研修の充実・強化を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
初任者研修の実施	実施回数 対象者数	7回 36人	8回 43人	8回 34人	8回 36人	8回 37人		教育 センター
1年経験者研修の実施	実施回数 対象者数	5回 42人	5回 33人	5回 43人	5回 32人	5回 36人		教育 センター
2年経験者研修の実施	実施回数 対象者数	-	-	-	-	2回 30人		教育 センター
3年経験者研修の実施	実施回数 対象者数	2回 29人	2回 26人	2回 40人	2回 30人	2回 41人		教育 センター
4年経験者研修の実施	実施回数 対象者数	2回 44人	2回 28人	2回 26人	2回 45人	-		教育 センター
臨時的任用職員 ²⁸⁾ 研修の実施（内2回の訪問研修は、下段にてカウント）	実施回数 対象者数	-	-	-	-	5回 新規:18人 経験者:希望		教育 センター
臨時的任用職員 ²⁸⁾ 訪問研修を含めた要請訪問研修の実施	実施回数	72回	85回	110回	113回	199回		教育 センター
県主催の研修への連絡調整	参加者数	345人	312人	366人	356人	369人		教育 センター

○取り組み内容（実績）

初任者研修をはじめ、特に経験の短いファーストキャリアステージの教員を対象に、教員として必要な資質・能力を段階的に身に付けられるよう体系的に研修を実施し、教員の人材育成に取り組ましました。初任者研修では、年間8回の研修を実施しました。内2回は、担当指導主事¹⁹⁾と教育指導員³²⁾が授業参観を通して、より具体的・実践的な指導・助言をする訪問指導研修を行いました。内3回（4・8・1月）は、同期とのつながりを深められるよう対面による集合研修とし、8月には宿泊研修を実施しました。1年経験者研修では、年間5回の研修を実施し、内1回は代表者による授業公開及び研究協議を行い、質の高い学びづくりについての理解を深めました。6（2024）年度は、神奈川県の研修体系が大幅に見直されたことから、4年経験者研修を県で実施し、市では2年経験者研修を新設しました。

臨時的任用職員²⁸⁾研修においても、人格的資質向上や課題解決力向上を図れるよう、新規採用臨時的任用職員²⁸⁾は悉皆参加、経験のある臨時的任用職員²⁸⁾は希望参加とし、年間5回の体系的な研修を実施しました。また、教職員の主体的な学びを促すために、学校長からの要請に応じて、臨時的任用職員²⁸⁾や非常勤講師を含む全教員を対象とした要請訪問研修を実施しました。特に、授業改善及び学級運営改善を図る訪問研修のニーズが高まりました。

○取り組みの効果

6 (2024)年度については、研修等のガイダンス以外は、全て対面で実施し、研修参加者数は2,169人となりました。今後も、研修内容の充実を図るとともに、その内容に適した研修方法（オンライン又は対面など）を適宜検討し、多くの教職員にとって質の高い研修となるよう環境を整えます。

政策2に掲げた指標「研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合」の肯定的な回答は80%と高い水準を保っています。これは、対面でのコミュニケーションを図ることにより、研修課題に対する意見交流が活発になるとともに、参加者相互の協同性が高まった効果であり、対面による協同的な研修は教職員の資質向上を図る上で重要であると考えます。また、ファーストキャリアステージの教員からは、同期同士のつながりが深まることで、授業実践等の課題意識が高まるだけでなく、互いの悩みを共有することで安心感を得られるといった感想があり、教職へのやりがいにつながっていると感じます。

取り組み3 教職員の自主的な研修を支援

各小・中学校の校内研究¹²⁾のテーマと関連付けた学習指導講座の開催や教職員の自主的な研究・研修の場を設定し、教職員の主体的な研究・研修を支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
自主研究・研修の支援（トワイライトセミナー）	参加者数	26人	20人	55人	42人	7人		教育センター
校内研究 ¹²⁾ ・研修のテーマに合わせた学習指導講座の開催	参加者数 開催回数	861人 31回	969人 31回	1,046人 32回	1,066人 32回	1,086人 32回		教育センター

○取り組み内容（実績）

教育センターの開所時間を延長し、小・中学校教職員の自主的な研究・研修の場として開放するトワイライトセミナーを年25回開催し、延べ7人が利用しました。また、学習内容、指導方法に関する実践的な校内研究¹²⁾の支援を行うとともに、校内研究¹²⁾を通じた市内小・中学校教職員の交流を図るために、学習指導講座を各学校を会場として年32回開催し、延べ1,086人が参加しました。

○取り組みの効果

トワイライトセミナーでは、経験豊富な教育指導員³²⁾による授業づくりや児童・生徒理解、学級・学校経営に関する適切な助言が参加者の悩みの解消や新たな視点の気づきにつながり、学校現場における日々の教育活動の向上・改善につながっていると考えます。一方で、6（2024）年度は、実際の授業を参観しての授業づくりや児童・生徒理解、学級経営に関する助言等のニーズが高まったことから、トワイライトセミナーの利用人数は減少し、要請訪問研修の数が増えました。今後も、教職員の多様なニーズに対応できるよう、努めていきます。

学習指導講座では、各学校の研究テーマに沿った講師を招聘することにより、効果的かつ実践的な校内研究¹²⁾・研修の推進が図られていると考えます。また、教職員に対し、他校の学習指導講座への積極的な参加を促すことで、校内研究¹²⁾を通じた中学校の教職員の交流が図られるだけでなく、近隣校同士の連携や取り組みの相互理解にもつながっていると考えます。

2-2 教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供

教育関係機関等との連携などにより、教育活動の実践展開に役立つ情報を収集し、教職員の教育活動に活用できる情報を積極的に提供します。

取り組み1 質の高い学びづくりに資する調査研究の推進

質の高い学びづくりに資するため各分野における調査研究員会³³⁾を設置するとともに、その研究成果を市内小・中学校に情報提供することで、教職員の教育活動の支援に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域教材を活用した授業づくり等に関する調査研究	研究員会開催回数	0回 (コロナにより中止)	0回 (コロナにより中止)	8回	8回	6回		教育センター
1人1台端末等ICT ⁴⁾ の効果的な活用に関する調査研究	研究員会開催回数	0回 (コロナにより中止)	8回	8回	3回	-		教育センター
質の高い学びを実現する授業に関する調査研究	研究員会開催回数	0回 (コロナにより中止)	8回	8回	8回	4回		教育センター
子どもの成長発達の視点からの調査研究	研究員会開催回数	0回 (コロナにより中止)	8回	8回	4回	8回		教育センター
情報活用能力の育成に関する調査研究	研究員会開催回数	-	-	-	8回	8回		教育センター
茅ヶ崎市教育センター調査研究発表会の開催	開催回数 発表会 参加人数	0回 0人 (コロナにより中止)	1回 45人 (オンライン)	1回 45人	1回 51人	1回 47人		教育センター

取り組み2 社会科・理科教育等の充実に資する情報の共有

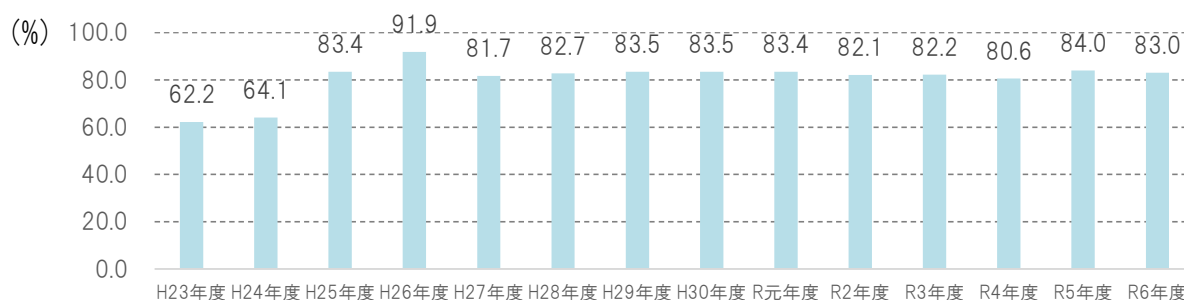
児童・生徒の創意工夫意欲の増進と研究心の高揚を図ることを目的に「茅ヶ崎市小学校中学校創意工夫・研究作品展」を開催します。作品展を通じて、児童・生徒の作品制作の工夫や研究への取り組み方など、社会科・理科教育の充実につながる情報共有の場を提供します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
「茅ヶ崎市小学校中学校創意工夫・研究作品展」の開催	出品作品数	232点	263点	263点	254点	254点		教育センター
神奈川県青少年創意くふう展及び全国小・中学生作品コンクールへの推薦	出品作品数	18点	36点	36点	36点	36点		教育センター

政策2の指標一覧

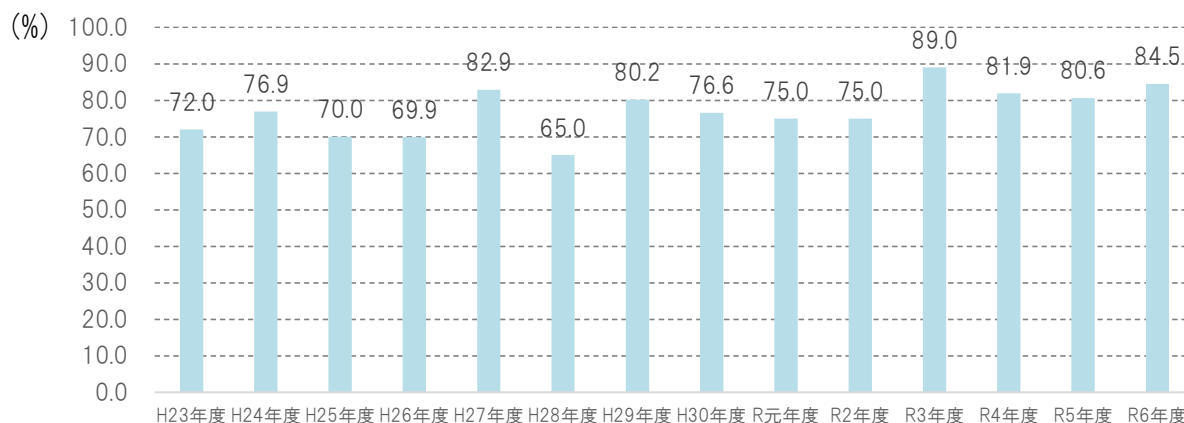
① 研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合（％）

出典：教育センター調べ



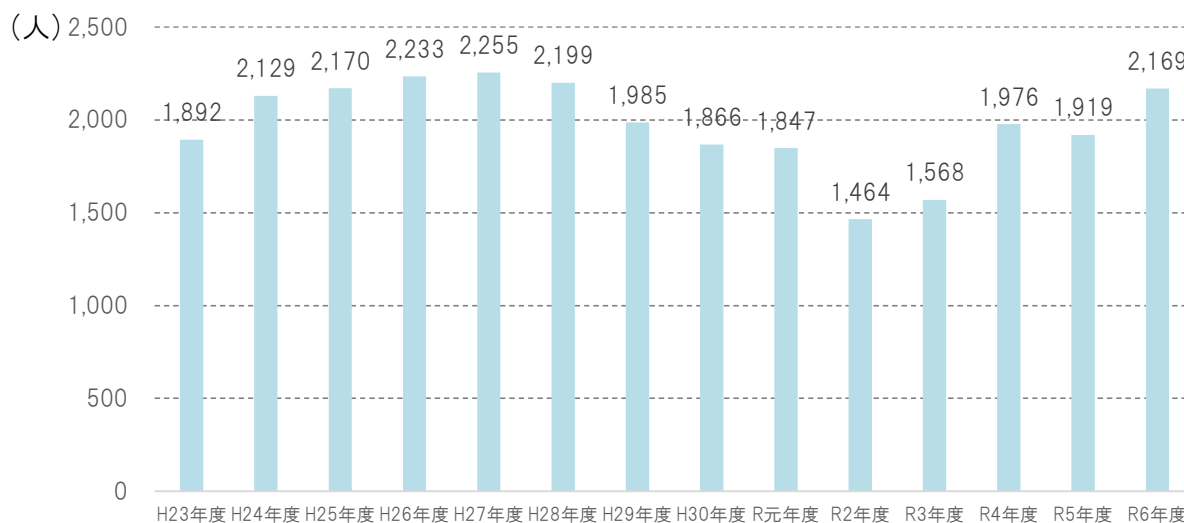
② 「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち、自ら実践したいと思う参加者の割合（％）

出典：教育センター調べ



③ 教育関係職員の研修参加者数（人）

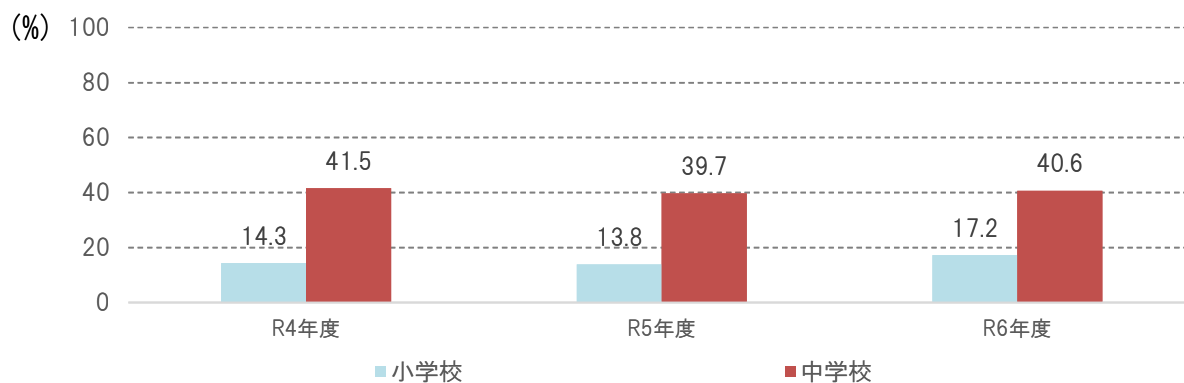
出典：教育センター調べ



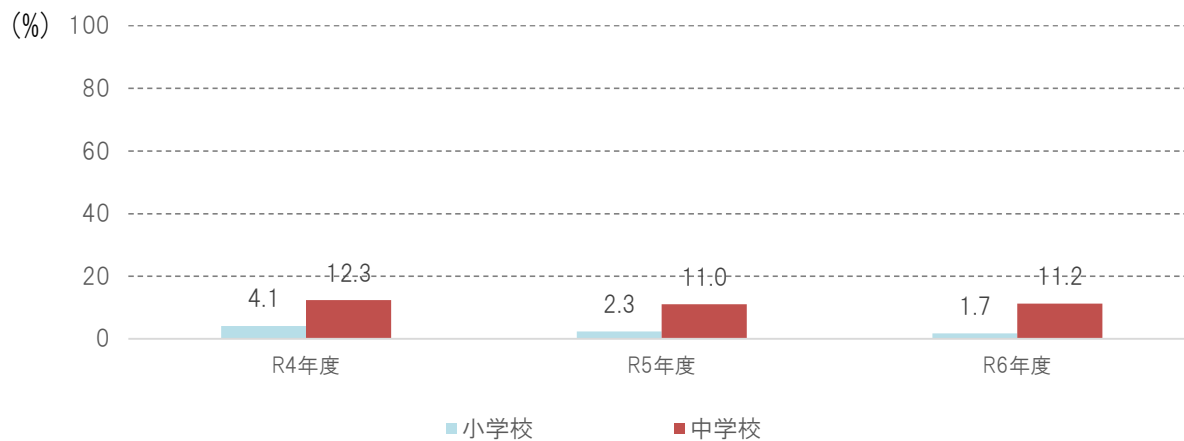
④ 教職員の時間外在校等時間の割合（1か月当たり45時間を超える教職員の割合）（％）

出典：学務課調べ

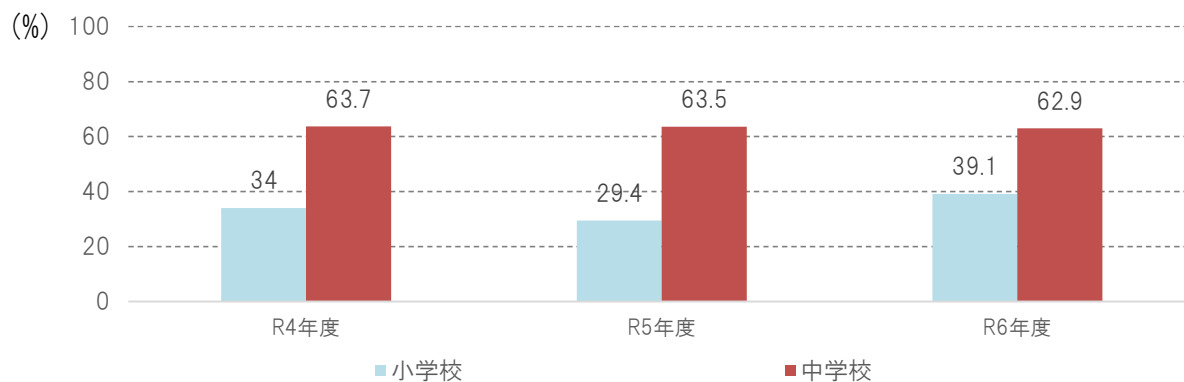
1か月当たり45時間を超える教職員の割合



1か月当たり80時間を超える教職員の割合



年間360時間を超える教職員の割合



市長部局との連携

学校教育及び社会教育における活動を支援する教育委員会事務局は、教育に関わる全ての人たちに学び合う機会を提供し、さまざまな分野で活躍する人々と交流することがより一層必要と考え、計画において教育委員会事務局と市長部局が連携して取り組む施策の中から、重点的に取り組む施策を「市長部局との連携」として位置づけています。

基本方針１の連携一覧

様々な資源と分野を学ぶ機会の創出

教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、福祉、都市計画、芸術、スポーツ、経済などを学ぶ機会を創出します。

地域とともにある学校づくり

地域住民や市長部局と学校運営の方向性等を共有し、授業づくりや学校運営など学校の教育活動を支援します。

地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出

教職員向けに地域の人材、歴史、まちづくり及び市長部局と連携した学習事例を学ぶ機会を提供し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を促進します。

活動内容	事務局関係課	実施年度	事業内容	連携した課・学校
ホノルル市交流事業	学校教育指導課	3～6	茅ヶ崎市とホノルル市・郡との姉妹都市交流を学校教育における交流へと広げるため、「国際交流コーディネーター」を育成しました。	秘書課
本市における学校部活動等の検討	学校教育指導課	4～6	スポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、関係各課と連携しながら、本市の学校部活動の方向性について検討を進めました。	文化推進課 スポーツ推進課 学務課 社会教育課・公民館・博物館
「わたしたちの茅ヶ崎」編集及び検討	教育センター	3～6	小学校学習指導要領 ⁷⁾ 改訂、中学校学習指導要領 ⁷⁾ 改訂による社会科の内容変更に伴い、社会科資料集「わたしたちの茅ヶ崎」の全面改訂、資料のデジタル化への移行を行いました。	行政総務課 広報シティプロモーション課 産業観光課 農業水産課 文化推進課

○連携の効果を総括

「様々な資源と分野を学ぶ機会の創出」として、小学校19校で食文化を通じて姉妹都市について感じられるよう、「ホノルル給食」を継続して実施してきました。児童が姉妹都市を身近に感じ、異文化への興味・関心を持つきっかけとなり、国際感覚の育成につながったと考えます。

「地域とともにある学校づくり」に資する連携として、茅ヶ崎市ならではの「学校部活動の地域移行」のあり方を協議し、「子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境整備」を共通の目標と設定しました。関係各課が学校部活動及び地域クラブ活動の枠組みにおける、それぞれの役割を考え具体的な活動の検討を行うとともに、総合教育会議（令和5（2023）年度）にて学校部活動の現地視察を含めた協議を行いました。

「地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出」では、地域教育資源の情報を教材化した「わたしたちの茅ヶ崎」を改訂し、児童の地域への愛着、学習意欲の向上に貢献に寄与しました。

○課題と今後の方向性

「ホノルル市交流事業」のように、市長部局が持つ地域資源や専門知識を活かし、効果的かつ継続的な教育活動につなげる事例を積み重ねられるよう、さまざまな分野そして授業づくりに限らない多様な活動の場での連携に努めます。今後の「わたしたちの茅ヶ崎」の改訂にあたっても、地域に詳しい専門知識を持った方の参画を検討するなど、地域資源のさらなる活用を目指します。

また、公立中学校の部活動改革では、部活動を地域スポーツ団体などに委ねる「地域移行」は学校と地域の二項対立の印象を与えてしまう恐れがあることから「地域展開」と名称変更した国の方向性を受け、活動場所・人材など、学校・地域がそれぞれの持つ資源を生かした、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる多様な選択肢づくりに努めます。

基本方針 1 の取り組みに対する知見

政策 1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

政策 1 では、「児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築」として 4 つの施策、2 つの重点施策（1－1、1－4）が位置づけられています。

具体的な取り組みとして、教育活動を支える学校支援として教育委員会による計画訪問等を通じた授業改善、ふれあい補助員、ICT 支援員等、多様な外部人材による総合的な支援が行われています。これらの取り組みは、教育活動の基本となる授業づくりや学びを支える支援体制、さらには学校経営にとって確実に保証されるべき取り組みであり、質的にも量的にも充実が求められるものと考えます。活動内容や事業量の推移からは、年度による増減はありますが、恒常的に取り組みが進められている点は評価できます。

地域の教育資源を生かした学校運営に向けては、小学校 5 校、中学校 3 校のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が取り上げられています。本取り組みに関しては、令和 7（2025）年度をもって全校への導入が完了することになります。導入完了までの間、地域により課題等も異なるため建設的に協議を進める苦勞もあったと思いますが、教育委員会による好事例の紹介をはじめとする丁寧な事業運営により、大きな混乱もなく進めることができたことは評価できます。

そのほか、統合型校務支援システムの本格運用の開始、令和 7（2025）年度の特別支援学級開設に向けた準備、居住地交流に関するガイドラインの策定などの取り組みが着実に進められています。

「点検・評価」を進めるにあたっては、前年度の結果を記述するのみでなく、指標の推移と各施策に示した活動実績から、その取り組みの成果・効果を分析・考察することが求められています。基本方針 1 政策 1 では、「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」から「児童・生徒の学ぶ意欲」と「学校生活における児童・生徒のサポート」の状況が取り上げられています。この意識調査の継続性については評価できますが、「点検・評価」として適切に成果・効果を示すためには、目的に沿った客観的データも必要であることを、この間、繰り返し指摘をしてきているところです。改めて、検討をお願いします。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

1つ目の重点施策として「コミュニティ・スクール」に関しては、実質的な取り組みはこれからであると言えます。行政的なサポートも引き続き行っていただきながら、各地域の実態を踏まえ、学校・地域・家庭がどのように連携できるのか、そのために越えるべき課題は何か等、各コミュニティ・スクールにおいて熟議を繰り返し、本取り組みが目指す「地域住民等が参画した学校運営体制」の実現に向けた取り組みが進められることを期待します。

2つ目の重点施策に関連して、「インクルーシブ教育の推進」に関しては、全ての児童・生徒を視野に入れたきめ細かな対応が行われおり、今後、ますますその充実が求められるところです。特別支援学級、通級指導学級等、適切な就学環境を整備するにあたっては、相談体制の充実、人的配置等によるきめ細かな支援・指導が行われています。児童・生徒の安全・安心な学校生活を基本とし、社会的自立に向けた適切な支援・指導の充実に一層努めていただくことを希望します。

「いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援」に関しては、多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとして力を発揮する体制の充実の観点から、学校教育指導課と教育センターが横断的に取り組みを行うことで、セーフティネットの機能の充実が図られていると捉えています。そうした中で、今後一層求められることは、教員の対応力の基本である「一人一人の子どもを『見取る力』」を高めることが不可欠であると考えます。「見取る力」を高めるには、研修も重要な要素となりますが、各学校における校内研究の場を活用して「授業を見合い、子どもの姿を語る」など、「子どもの姿を語る」ことを意識化、日常化することが重要であると言えます。小さな「変化」を見逃さないためには、普段の子どもの姿をしっかりと捉えられていてこそできることであり、その子どもに合った指導・支援もそこからがスタートと言えます。是非とも、こうした取り組みが茅ヶ崎市の全小・中学校で行なわれ、安全・安心な学校環境の構築に努めていただくことを望みます。

政策２ 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

教職員の教育活動を支える１つとして、「教職員の研修機会」については、ファーストキャリアステージ研修と臨時的任用職員研修の充実が取り上げられています。『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」令和４（２０２２）年１２月１９日において「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿として、「変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける」「子供一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たす」「子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている」等が示されています。こうした社会からの要請に応えるためには、全ての教職員へ周知が図られることが前提ではありますが、特に、初任者や臨時的任用教員を対象とした研修を充実することは、教師として志気を高め、誇りを持って働く意識を醸成するためにも重要な取り組みであると捉えています。

次に、「教職員の働き方改革」についてです。茅ヶ崎市としての指針の策定に向けた取り組みの過程で、若手教職員と教育委員会事務局職員によるワーキングチームでの議論が行われたことは、当事者からの声を聴き、指針へ反映するというだけでなく、「働き方改革」が「自分事」であることを改めて認識する機会ともなったと評価しています。また、事務局の自己評価でも示されているように、現状を改善するために「できること」に取り組んできており、こうした取り組みが効果を高めていくことにつながることを期待しています。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

重点施策である「教職員の教育活動への支援」についてです。本施策は、児童・生徒の学びの質の向上を目指し、適正な人材の確保と教職員の育成、配置につなげることにあります。茅ヶ崎市教育委員会として、学校のニーズに応じて市費教員の配置を継続的に行うことで、教育活動が停滞しないよう努めていることは評価しているところです。とは言え、学校現場の多忙化の状況が改善されるにはまだまだ時間を要することから、引き続きの充実に努めていただくことを要望します。

事務職員への研修が実施されたことは、平成 29(2017)年の学校教育法の改正により事務職員の

職務レベルが教諭と同格と位置づけられたこともあり、その専門性をより確かなものにする上でも必要なことと言えます。同時に、学校組織における、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、昨今の子どもをめぐる教育課題が複雑化・困難化する中で、学校運営の改善を図るためにも、こうした研修を事務職員だけでなく管理職にも行ったことは、大変意義あることです。

基本方針 1 の市長部局との連携に対する知見

○自己評価（連携の効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

「市長部局との連携」に関しては、これまでもそれぞれの知見の中で触れてきましたが、特に、計画において教育委員会事務局と市長部局が連携して取り組む施策の中から、重点的に取り組む施策を「市長部局との連携」として位置づけ、今年度より項目を立てて知見を述べる整理がなされました。

基本方針 1 の連携としては、「様々な資源と分野を学ぶ機会の創出」「地域とともにある学校づくり」「地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出」が挙げられています。その中から「地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出」として「わたしたちの茅ヶ崎」の改訂についてコメントします。

本審議会において委員の中から繰り返し出された意見の 1 つに「茅ヶ崎らしさ」があります。この「茅ヶ崎らしさ」は、言い換えると「茅ヶ崎市としての特色ある教育」であり、学校教育に限らず茅ヶ崎市が有する社会教育の資源（人的・物的）も活かして、「茅ヶ崎の教育」の充実を図ることが、市民にとって最も有益なことにつながると捉えてのことです。

「わたしたちの茅ヶ崎」の改訂に際しては、検討委員会の一員として、地域の教育資源の情報に詳しい専門知識のある方が参画することで、茅ヶ崎市の魅力を多面的・多角的な視点から掘り起こし、児童・生徒の地域への関心を高める効果が期待できる取り組みです。また、「デジタル版」への移行により、ICT 機器を効果的に活用した学習活動の 1 つとして効果的な取り組みであると同時に、1 つの学習教材が市民の目にもとまり、多様な活用へとつながる可能性も期待できると言えます。こうした取り組みにより、「茅ヶ崎の教育」が一層充実する契機となることを願っています。

3 基本方針 2 の点検・評価

政策 3
子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

政策 4
郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

市長部局との連携

基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」を踏まえ、社会教育関係職員の育成、青少年の育成及び多世代の学びの機会の提供に関わる施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取り組みと効果を総括

公民館では、「3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策）」における取り組みの実績が示すように、常連の来館者や各世代の興味関心やニーズに対応するバラエティに富んだ企画に取り組むことに留まらず、現代的課題に関わるテーマや地域のつながりづくりや課題解決に寄与することを重視するなど、公的社会教育として実施する意味を強く意識し、多様な主体と共につくる講座等の企画・展開を行いました。茅ヶ崎支援学校や特別支援学級⁶⁾の児童を対象とした事業を実施したり、公民館長が近隣の小・中学校の学校運営協議会に参加することから事業や活動につなげたり、学校教育とのさまざまな連携に取り組み、地域の教育力の向上に努めました。また、そのような実践の場づくりの経験を重ねることを通じた、社会教育関係職員³⁴⁾の資質向上に努めました。昨年度の課題であった講座やイベントの周知方法について、児童を対象とする講座では学校と保護者間で活用している情報共有サービスを使って周知したり、子育て世代に向けた講座ではLINEのセグメント配信を行ったり、先の情報も早めに自治会回覧板で案内したり、公民館内図書室利用者へ貸出時に講座チラシを手渡しするなど、各社会教育施設が工夫を凝らし、多くの市民が参加できる機会を創出し、事業やイベント参加者数の増加につなげました。

体験学習センターでは、令和6(2024)年度から指定管理者による運営が開始されましたが、地域人材の活用やホームページでの登録団体紹介機能の充実など、事業者のノウハウが生かされるかたちでの体験学習事業の充実につなげることができました。

児童クラブの運営については、共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大及び子育て世代の流入増加に伴い、申請者数が増加傾向となっており、学区により待機児童が継続的に発生する状況となっています。「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策（5(2023)年度～7(2025)年度版）」に基づき、学校施設の利活用のほか、長期休暇対策の拡充、民設民営児童クラブの設置等、多角的な視点から対策を検討し、さまざまな取り組みを進めました。

○課題と今後の方向性

地域のつながりづくりと持続可能な地域運営に寄与する社会教育を展開していくために、多様な世代の社会教育施設における活動や事業への参加を、地道に、継続的に促していく必要があります。高齢者層に比べ、参加が少ない若い世代が関わりを持ちやすいよう、講座等のテーマ設定や実施手法等のスキルアップに努めます。また、障がいのある方々やさまざまな理由で対面での事業に直接参加できない方々など、あらゆる方々に学びの機会を開くことができるよう、オンラインでのコミュニケーションをはじめとするICT⁴⁾の活用等について、引き続き実践を通して研究し、多様な利用者が参加できる仕組みを整えていきます。

青少年の居場所づくりや待機児童問題への対応は急務であり、担い手不足や資源の限られた状況にあっても、取り組みを強化することが重要です。特に、児童クラブの待機児童解消に向けた取り組みを着実に進める必要があり、待機児童が多い学区で学校施設を活用した既存公設民営児童クラブの定員数を増加させるなど、学校施設の効果的な活用にも努めます。学校施設の活用にあたっては、児童クラブの活動と当該小学校における教育活動を両立させるための動線の確保や、施設改修が必要となるなどの課題がありますが、各学校等の実情を踏まえながら丁寧な調整に努め、取り組みを推進していきます。

2. 指標の推移

公民館、図書館等が地域の交流施設として、教育の場として市民等に利用されているか、次の指標を用いて把握し、政策の効果を検証します。

① 社会教育関係職員の研修参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
社会教育関係職員 ³⁴⁾ の 研修参加者数 年間100人以上	参加者数	116	81	82	54	123	

② 社会教育主催事業・イベントの参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
社会教育主催事業・イベントの 参加者数 45,000人以上	参加者数 (対面) (人)	0	1,812	20,340	27,462	32,167 延べ 33,421	
	動画配信 再生回 [※] (回)	75,772	7,844	0	0	0	
	オンライン 講座参加者 数 [※] (人)	306	1,096	396	380	72 延べ75	

※感染症まん延以降、オンラインで講座を開催したため、指標を追加。

③ 市人口当たりの公民館の利用割合（％）（公民館の利用者数／市人口）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりの公民館の 利用割合 85%以上	利用者数 (人)	46,882	75,478	147,963	172,104	171,805	
	利用割合 (%)	19	31	61	70	70	

④ 公民館を利用したことがある児童・生徒の割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「よく利用している」と回答した 割合 小学校6年生：20%以上 中学校3年生：8%以上	小学校 6年生	14	6	7	8	8	
	中学校 3年生	6	2	2	3	4	

⑤ 市人口当たりの青少年会館の利用割合（％）（青少年会館の利用者数／市人口）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりの青少年会館の利用割合 30%以上	利用者数 (人)	27,559	40,948	56,044	69,048	72,080	
	利用割合 (%)	11	17	23	28	29	

⑥ 市人口当たりの体験学習センターの利用割合（％）（体験学習センターの利用者数／市人口）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりの 体験学習センターの利用割合 30%以上	利用者数 (人)	25,783	48,513	72,140	83,625	96,666	
	利用割合 (%)	11	20	30	34	39	

⑦ 青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「子ども大会」参加者数 11,000人以上	参加者数	0 (コロナにより中止)	12,879	2,288	4,345	6,691	

⑧ 小学校ふれあいプラザの利用者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
小学校ふれあいプラザ ³⁵⁾ 利用者数 27,000人以上	利用者数 (人)	5,352	13,581	21,509	23,796	23,242	
市立小学校児童数に対する利用割合 260%以上	利用割合 (%)	41	107	166	185	183	

⑨ 子どもの家の利用者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
子どもの家の利用者数 23,000人以上	利用者数 (人)	6,363	11,966	15,747	22,669	27,130	
0～13歳人口に対する利用割合 120%以上	利用割合 (%)	22	41	55	79	96	

⑩ 市民 1 人当たりの貸出点数（貸出点数／市人口）（点）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市民 1 人当たりの貸出点数 4.5点以上	貸出点数 （点）	82万 8,703	107万 4,412	105万 5,013	102万 9,814	98万 6,065	
	市民1人当 りの貸出点 数（点）	3.4	4.3	4.2	4.0	4.0	

⑪ 図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「よく利用している」と回答した 割合 小学校 6 年生：20%以上 中学校 3 年生：10%以上	小学校 6 年生	16	11	11	10	11	
	中学校 3 年生	8	6	5	5	6	

⑫ 家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
研修・講座の開催数 60回以上	開催回数	24	46	242	297	159	

⑬ 児童クラブの入所児童数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
児童クラブ入所児童数 2,300人以上	入所児童数	1,793	1,862	1,958	2,011	2,163	

3-1 社会教育関係職員の人材育成

家庭教育支援や社会的要請課題（環境、防災、人権、国際化、子育て支援など）に対応した学習プログラムなどの社会教育活動が推進されるよう、社会教育関係職員の資質向上を図ります。

また、地域と学校の連携をより一層深めるために、社会教育主事などの育成や地域と学校が相互に連携しながら教育を進めていく体制の整備を検討します。

取り組み1 社会教育事業の推進と社会教育関係職員の資質向上

公民館運営審議会や社会教育委員の会議の意見、社会教育主事³⁶⁾会の研究成果を踏まえ、家庭教育支援や社会的要請課題に対応した学習プログラムなどを実施します。また、質の高い社会教育事業の展開を図るため、さまざまな研修事業により社会教育関係職員³⁴⁾の資質の向上に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
公民館運営審議会の開催	開催回数	17回	10回	13回	12回	13回		公民館
社会教育委員の会議の開催	開催回数	5回	2回	2回	3回	3回		社会教育課
社会教育主事 ³⁶⁾ 会による調査研究	研究テーマ数	1テーマ	1テーマ	1テーマ	1テーマ	1テーマ		社会教育課
社会教育関係職員 ³⁴⁾ 向けの研修会の開催	開催回数	5回	4回	4回	4回	3回		社会教育課
PTA研修会の実施	参加者数	0人 （コロナにより中止）	0人 （コロナにより中止）	0人 （コロナにより中止）	-	28人		社会教育課

取り組み2 社会教育事業等の情報発信

社会教育課、公民館及び青少年会館などの教育施設における活動について、さまざまな媒体を用いた情報発信に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
社会教育課事業のまとめ誌の発行	誌面の発行数	1刊	1刊	1刊	1刊	1刊		社会教育課
活動状況に関する情報提供	誌面の発行HP等での発信回数	発行数3,365部 発信回数148回	発行数32,351部 発信回数337回	発行数63,724部 発信回数458回	発行数66,657部 発信回数445回	発行数75,354部 発信回数477回		公民館 青少年会館

3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策）

地域、関係団体や市長部局等と連携し、子どもから大人までが共に楽しく学び、交流する機会を通じて、青少年育成や地域の教育力向上につなげます。

また、公民館、図書館などを拠点にさまざまな分野（自然、防災、福祉、地域の伝統文化など）に関して学び、体験する機会を提供します。

取り組み1 地域の小・中学校と連携した取り組みの実施

これからの社会を切り拓くための力をはぐくむため、公民館などが中心となり、さまざまな形で小・中学校との交流の場を創出し、次世代の育成とともに地域の活性化を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
小・中学校などと連携した主催事業の開催	開催回数 参加人数	0回 0人 （コロナにより中止）	1回 24人	1回 20人	5回 74人	15回 434人 延べ434人		公民館
児童・生徒向けの職場体験の開催	開催回数 参加人数	0回 0人 （コロナにより中止）	3回 234人	12回 337人	17回 353人	9回 354人 延べ459人		公民館
学校への出前講座等の実施	実施回数 参加クラス数	0回 0クラス	9回 9クラス	12回 12クラス	9回 9クラス	8回 8クラス		図書館
学校への出前講座等の実施	実施回数 実施校数	9回 9校	10回 6校	16回 10校	2回 1校	2回 1校		社会教育課

○取り組み内容（実績）

（公民館）

小和田公民館では、夏休みに松浪小学校の児童を対象とした、閉館後の博物館で「ナイトミュージアム」を実施しました。小和田公民館からマイクロバスで移動し、持参した1人1台端末（タブレット）及び博物館のフリーWi-Fiを活用した講座でした。また、1人1台端末（タブレット）を活用した事業として、「プログラミング講座」「繭から生糸をつくろう！」を開催しました。

鶴嶺公民館では、茅ヶ崎支援学校で保護者と交流があった際、公民館で実施する講座には参加しにくいという意見をいただき、茅ヶ崎支援学校・今宿小学校特別支援学級⁶⁾・浜之郷小学校特別支援学級⁶⁾の児童を対象とした「子どもも大人もみんなで音あそび」を実施しました。

松林公民館では新たに、赤羽根・松林中学校それぞれの美術部による秋の山野草展、春の山野草展の横断幕作成に協力いただきました。公民館まつりでは、室田保育園の園児と室田小学校の児童による「みんなでつくる笑顔の木」は、来場者とともに、ロビーに好きなイラストや花を貼って「笑顔の木」を完成させる企画を実施し、松林小学校6年生は開校130周年グッズの販売を実施しました。

また、図書館と公民館が連携し、松林小学校3年生全員に公民館と図書室訪問を実施し、公民館と図書室の利用率向上に寄与しました。

南湖公民館では、公民館まつりにおいて西浜小学校3年生の版画作品を展示したほか、西浜中学校吹奏楽部の演奏、美術部によるプラバンづくりワークショップ、家庭部の作品展示を行い、地域のにぎわいづくりに貢献していただきました。

香川公民館では、香川小学校からの要望を受け、4年生の版画作品を展示しました。また、公民館まつりにおいて、香川小学校・鶴が台小学校3年生のつるし飾りや北陽中学校美術部の作品を展示するとともに、鶴が台中学校吹奏楽部に発表部での演奏をしていただきました。その他、香川小学校、鶴が台中学校の学校運営協議会に参加する中で、学校運営協議会主催のイベントに協力しました。

○取り組み内容（実績）続き

（図書館）

室田小学校のふれあい読書活動を訪問し、3年生4クラス、4年生4クラスの児童を対象に、図書館の紹介、ストーリーテリング³⁷⁾及びブックトーク³⁸⁾などを実施しました。また、子どもたちが興味を持った本の続きを楽しめるように、ストーリーテリング³⁷⁾で語った出典の本やブックトーク³⁸⁾で紹介した本を複本を含め15～20冊用意し、1週間教室に置き、貸出ができるような取り組みを実施しました。

（社会教育課）

小出小学校にて、教諭と連携し、史跡下寺尾官衙遺跡群を学び、子どもたち自ら遺跡整備を考える授業を展開しており、第1回は教諭による子どもたちの興味を引く授業を、第2回は子どもたちの疑問を解決する専門職員による授業を実施し、授業後に子どもたちは自分ならどのような遺跡整備をするか考える総合学習を行いました。

○取り組みの効果

（公民館）

公民館見学や公民館まつりのボランティアでは、日頃、ロビーなどフリースペースを利用することが多い児童・生徒が、公民館の役割やそこで行われる取り組みを、直接見聞きしていただく機会となりました。

公民館自体は子どもたちも知っているものの、改めて、自分たちが過ごすことのできる場所であることを認知してもらうことができました。来館の際には、これから実施する小学生向けの主催事業を紹介し、取り組みの周知を図ることができました。

小・中学校と連携した講座の開催は、学校単独での実施は難しいが公民館と連携することで、授業以外での学びの機会を創出できました。また、小・中学校の活動を地域に、地域の活動を若い世代に、知ってもらうという双方向での学習成果の発表の場を生み出しています。

また、社会教育施設としての有用性を教育機関にも知っていただくことができました。引き続き小・中学校と連携しながら、地域の自発的な学習機会を提供する講座や活動を企画していきます。

（図書館）

児童の反応はクラスによってさまざまですが、どのクラスも次第に話に聞き入り、楽しんでいる児童の姿が見られました。実施後に授業で紹介した本をクラスに置くことで、本を手に取りやすくなり、本の貸出も好評と学校から聞いており、児童たちの良書に親しむ機会の創出や読書習慣の形成の一助となっていると考えます。引き続き、子どもたちが本に触れやすい機会を創出していきます。

また、図書館職員が図書館や本の紹介をすることで、図書館本館から距離があり、実際に来館しづらい児童に地域の公共施設の役割を知ってもらうことができました。

今後も、学校や学校図書館と情報交換を行い、図書を活用した学習活動の充実に取り組みます。

（社会教育課）

出前授業による学習を通じて、子どもたちが地元の遺跡を理解し、愛着を持つことにつながりました。今後も学校と連携し、子どもたちの遺跡に対する興味や理解を深めることのできる授業の実施に取り組めます。

取り組み2 「子ども同士」と「保護者と子」の環を深める講座等の開催

週末や放課後の子どもの居場所づくりのため、スポーツや遊びなどに関する事業を通じて、学校区や学年を超えた子ども同士の交流や体験学習の場を提供します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
子どもの交流を深める講座等の開催	開催回数 参加者数	公民館27回 青少年会館0回	公民館49回 青少年会館4回	公民館123回 青少年会館29回	公民館146回 2,855人 青少年会館20回 1,645人	公民館165回 2,310人 延べ2,591人 青少年会館22回 1,640人 動画2回 再生回数375回		公民館 青少年会館
親と子が一緒に参加する講座等の開催	開催回数 参加者数	公民館7回 青少年会館4回	公民館34回 青少年会館4回	公民館72回 青少年会館8回	公民館70回 1,220人 青少年会館14回 3,334人	公民館197回 3,112人 延べ3,191人 青少年会館17回 3,634人		公民館 青少年会館
小学生向け体験活動事業の実施	実施回数 参加者数	0回 （コロナにより中止）	0回 （コロナにより中止）	3回	3回 63人	3回 70人		青少年課
冒険遊び場の開催	開催回数 参加者数	0回 （コロナにより中止）	25回	33回 （もり10回、まちなか23回）	33回 2,000人 （もり9回497人、まちなか24回1,503人）	36回 2,142人 （もり11回587人、まちなか25回1,558人）		青少年課
宇宙教室及び宇宙記念日関連事業の開催	開催回数 参加者数	対面2回 192人 動画講座5回 （再生回数6,847回）	対面1回 95人 動画講座6回 （再生回数1,726回）	対面2回 147人	対面2回 145人	対面2回 132人		青少年課
おはなし会の開催	開催回数 参加者数	0回 （コロナにより中止）	本館18回 公民館1回	本館51回 分館8回 ハマミナ4回 公民館14回	本館56回1,066人 分館16回130人 ハマミナ12回115人 公民館12回130人	本館53回970人 分館18回130人 ハマミナ12回106人 公民館15回170人		図書館 公民館

○取り組み内容（実績）

（公民館）

夏休み期間に開催する「小学生サークル体験」事業は、日頃、公民館を利用しているサークルの人たちが活動で培った技術や知識を、直接、小学生に伝え指導することにより、子どもたちの経験値を増やすとともに、子ども同士や世代を超えた人たちとの交流を行うことができました。

「子どもの広場」では知識・技能・技術を有する地域住民を講師とした子どもたち（主として小学生）向けの学びの場を開催し、子ども同士や子どもたちと地域住民が対面で言葉を交わし楽しめるコミュニケーションの場を提供することができました。

鶴嶺公民館では、「子育て応援プログラム」という事業を立ち上げ、年間を通して、多様なコンテンツで子育て世代が交流する事業を実施しました。

松林公民館で実施された「子育てホットスペース」では、昨年度の1.5倍の参加者（5（2023）年度318人、6（2024）年度478人）があり、子育て世代が対面かつ横のつながりを求めていることが窺える結果となりました。保育園とも連携することで、今後の子育てのイメージをつかみやすくし、悩みや想いの共有、相談しやすい環境を提供できました。

南湖公民館では、「未就学親子の遊びの広場」では、公立保育園保育士を講師としてミニうんどうかいや音楽に合わせて体を動かし楽しく遊ぶ講座を実施し、親子のふれあいの場を提供するとともに、地域の子育て情報を交換する機会となりました。

香川公民館では、子どもの体験学習の特徴的な取り組みとして、近隣法人によるヤギのイベント出張を主催事業とし、動物と触れ合うことで命の大切さを学ぶ講座を実施しました。また、子どもの地域体験事業「レッツトライボランティア」では、参加した子どもたちが5月から3月までの活動の成果を公民館まつりや地域のまつりで発表しました。

○取り組み内容（実績）続き

（青少年会館）

青少年会館では親子・子ども同士などの交流を目的に、講座等では、対面型を32回、公民館と連携のハイブリット型を2回実施しました。また、ハワイ州ホノルル市・郡と市の姉妹都市友好協定締結10周年に関連し「ウクレレ教室」や「フラダンス教室」などの講座等を9回実施しました。施設全体を会場とした「青少年会館フェスタ2024」では、利用団体や市青少年指導員連絡協議会、梅田中学校、梅田小学校、主催事業講師とともに、これまでのライブステージやフリーマーケットに加え模擬店と体験型ブースも実施しました。

（青少年課）

小学生向け体験学習事業は、野外活動や体験学習を通じて、協調性や自主性を育むとともに、学校や地域を超えた仲間づくりの機会を提供することを目的に、小学5・6年生を対象として、日帰り事業を2回、宿泊事業を1回実施しました。

5（2023）年度までの実績から、事業へのリピーターが多いことが分かったため、6（2024）年度は各事業を単発の申し込みにしつつも、リピーターとして参加する児童にとって変化のある内容となるよう、1年を通じてスキルアップできる連続的なプログラムの要素を取り入れました。夏の事業では、基本的な野外炊事を体験し、野外活動の基礎を学ぶ場としました。宿泊研修では、仲間と長時間過ごすことでチームワークを育むとともに、キャンプファイヤーやグループワークを多く取り入れ、自然の中で協力しながら活動する機会を設けました。冬の事業では、これまでの野外炊事に加え、マッチを使わずに紐錐式の火起こし器を用いる「火起こし体験」を実施し、応用的なスキルを学ぶ場としました。個々の事業に特性を持たせ、継続して参加することにより、段階的に成長できる仕組みを構築しました。

また、プログラムの中では、地域で活動するジュニアリーダー³⁹⁾が積極的に関わる機会を増やし、参加児童が主体的に活動できるよう工夫しました。さらに、募集時には親しみやすい広報物の作成や、SNSを用いた効果的な周知を行い、より多くの児童に関心を持ってもらえるよう努めました。その結果、昨年度よりも多くの児童に参加してもらうことができました。

冒険遊び場事業については、6（2024）年度も通年で実施することができ、継続して、年齢の異なる子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、共に遊べる居場所の提供ができました。

（図書館）

図書館では「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書の喜びをすべての子どもたちに届け、読書に親しむ環境づくりを進めるために、関係する主体が連携して子どもの読書活動を推進しています。子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行い、家庭における読書活動の推進やおはなし会を始めとする事業への参加を進めています。

図書館本館では、対象年齢に合わせて、赤ちゃん向けおはなし会「おひざにだっこ」、小さい子向けおはなし会、小さい子～小学生向けおはなし会を開催し、分館では、赤ちゃん向けおはなし会「おひざにだっこ」、小さい子～小学生向けおはなし会を開催しました。また、ハマミーナ図書室では会計年度任用職員によるおはなし会を開催しました。

おはなし会の開催には、ボランティアの参加と協力を得ながら、わらべうたや絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング³⁷⁾などを行いました。おはなし会で紹介する本は複本を用意してすぐに貸出ができるようにしました。

また、おはなし会の充実とボランティアの育成、スキルアップを図ることを目的に、読書活動をされている方を対象に初心者向けお話（ストーリーテリング³⁷⁾）講習会を実施しました。わらべうた講習会は都合により開催できませんでしたので、7（2025）年度の開催に向け調整します。

そのほか、市民ボランティアによる読み聞かせを体験していただき、絵本をセットにしてお渡しするブックスタート⁴⁰⁾事業を保健所と連携して実施しました。

○取り組みの効果

（公民館）

コロナ禍と茅ヶ崎市への転入超過の影響を受け、既存の在住者と転入者が助け合う場面が多く見受けられました。対面で地域の人と顔が見える関係性を築きつつ、悩みを聞きたい・相談したいという双方のニーズが合わさり、地域力を高める一助となっています。

各公民館で実施した親子参加の講座では、フリースペースとして自由に参加ができるもの、保護者同士がつながりあうもの等、さまざまなカリキュラムを企画してきました。年間を通して趣の異なる講座を用意し、参加者の選択肢の幅を広げることで、子育て支援はもとより新たなコミュニティ作りにも寄与することができました。

また、公民館で活動しているさまざまなサークル体験や子どもの広場を通して、子どもたちが自発的に学ぶ機会を提供できました。さらに、地域住民と子どもたちとの世代を超えた交流により、子どもたちの居場所づくり、地域貢献への意識付けができました。今後も地域の多様な主体と協力しながら、さまざまな事業を展開して行きます。

（青少年会館）

連携事業として、民間企業・神奈川県・他課と10事業を実施しました。特に、くら寿司株式会社との協力事業「お寿司で学ぶSDGs」では、回転寿司という身近な題材から、子どもたちが水産業や食をめぐる課題の解決方法とSDGsが掲げる12「つくる責任つかう責任」、14「海の豊かさを守ろう」などについて考える機会となりました。

また、日本航空羽田整備工場見学では、127組の応募の中、当選の7組15人が本物の航空機を間近で見ながら、空の仕事や日本航空の歴史に触れ、航空機と整備工場の役割について考えることができました。

（青少年課）

小学生向け体験学習事業は、事業実施日のみの活動ではあるものの、普段接する機会の少ない他校の児童と関わり、グループで協力しながら取り組むプログラムを通じて、新たな友人関係が生まれ、児童同士のつながりを広げるきっかけとなりました。また、学校活動では経験することの少ない火起こし体験等の体験学習に触れることで、自ら考え行動する力や協調性を養う機会となったと考えます。

さらに、異年齢の交流の機会として、小学生同士だけでなくジュニアリーダー³⁹⁾との関わりが深まる場面も多く見られました。ジュニアリーダー³⁹⁾が活動をリードする姿を身近に感じることで、「自分も挑戦してみたい」と関心を持つ児童が現れ、ジュニアリーダー³⁹⁾養成講座への申し込みにつながる事例もありました。このように、本事業を通じて児童の新たな興味や意欲を引き出すことができ、学びや成長の場としての役割を果たしていると考えます。

冒険遊び場事業については、定期開催を継続し、学区の異なる子ども同士だけでなく、保護者と子、保護者同士、子どもと他の保護者といった多様な交流が生まれる場となり、普段体験できない機会を提供する事業となったと考えます。

（図書館）

小さい子向けおはなし会や小さい子～小学生向けおはなし会におきましても、親子でのふれあいだけでなく、一緒に参加されている方々と一緒にお話の世界を楽しんでいる様子が見られ、同じ子育て世代の交流にもつながっていると考えます。そのような参加者の様子が見られることは、ボランティアのやりがいやモチベーションアップとなり、さらに充実したおはなし会につながると考えます。

ブックスタート⁴⁰⁾事業は、絵本を通して赤ちゃんと保護者の心が触れ合うきっかけを作り、子どもたちが自主的に読書活動に取り組むことができる環境づくりを進め、社会的機運を醸成するための普及啓発を目的に保健所と連携して実施しています。事業への参加をきっかけとして、赤ちゃん向けおはなし会「おひざにだっこ」に親子で参加したり、図書館を利用するなどの効果がみられます。なお、6（2024）年度はボランティア育成の講座を実施し、既にボランティアとして活動している方のモチベーションアップ、新しい担い手の確保につなげました。

取り組み3 多様な主体と連携した学習機会の提供

地域と密接な関係にある学校や関係団体等と連携、協働を図り、次世代を担う地域の子どもや若者が主体的に参画できるよう、その主体団体等の特性を生かした学びの場の提供に取り組みます。また、世代間の交流を通じて地域住民のつながりが深まるよう支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域課題の解決に向けた学びの機会の提供	提供回数 参加者数 再生回数	21回 103人 9,870回	24回 332人 853回	76回 1,038人 0回	112回 1,207人 0回	105回 1,521人 延べ1,568人		公民館
世代間交流事業の実施（青少年会館）	実施回数 参加者数	1回 1,387人	1回 1,923人	8回 2,760人	5回 2,766人	2回 2,922人 動画配信1回 (再生回数227回)		青少年会館
世代間交流事業の実施（公民館）	実施回数 参加者数 再生回数	41回 14人 37,764回	29回 457人 514回	107回 1,481人 0回	103回 1,929人 0回	120回 1,721人 延べ1,906人		公民館
シニア世代への学びを通じた交流の場の提供	提供回数 参加者数 再生回数	1回 29人 1,541回	24回 188人 0回	80回 1,045人 0回	117回 1,931人 0回	76回 1,183人 延べ1,631人		公民館
利用登録団体や地域の関係団体等のスキルを活用した体験学習事業の実施	実施回数 参加者数	0回 0人 (コロナにより中止)	2回 12人 1回 10組	23回 730人 うみかぜテラスコンサート 338人	20回 575人	67回 2,301人 うみかぜテラスコンサート 621人		青少年課 (体験学習センター)

○取り組み内容（実績）

（公民館）

人と人とのふれあいを大切にした事業、人生100年時代を意識した健康寿命の講座、災害時対応を考える防災講座及び地域・家族で参加できる講座など、昨今の課題となるものを取り上げる講座を開催しました。

姉妹都市友好協定締結10周年を記念し、青少年会館を含めて記念事業を実施しました。その中で、「ホノルル研究員」では、小学生自ら、ホノルルに関するテーマを決め、レポートを作成しました。10月に中央公園で行われた姉妹都市友好協定締結10周年記念イベント「ホノルルミーツ」でも、ホノルル研究員のパネルを展示し、現地の方々にもご覧いただきました。また、3月に行われた姉妹都市青少年交流事業「オハナになろう」にもホノルル研究員が参加し、研究レポートを現地小学生に向け発表しました。

全公民館が、市役所市民ふれあいプラザでパネル展「公民館ウィーク」を1月に実施しました。従来の「公民館を知ってもらう」というテーマに加え、能登半島大地震から1年が経過したことを受け、「防災」という切り口でパネル展を実施しました。公民館で行われた防災講座の様子や防災関連情報を相互に発信することができました。

日本の年越ししめ飾りづくりでは、各館多くの参加者でにぎわい、大人から子どもまで地域住民である講師の手ほどきのもと、日本の文化に触れることができました。

鶴嶺公民館・松林公民館では、社会教育課文化財保護担当と連携し、縄文体験や遺跡現場の見学会を実施し、文化財保護意識の醸成を図りました。

南湖公民館では、「健康講演会」を南湖地区社会福祉協議会と共催し、茅ヶ崎徳洲会病院の泌尿器科医師をお招きして頻尿・尿もれについての講演を行い、症状や治療方法等医学的な視点から知識を習得することでシニアの外出を後押しする機会となりました。また、文学講座「紫式部と清少納言」はコミュニティセンター湘南を会場、共催として全3回の文学事業を実施し、南湖地区のみならず柳島・中島地区の地域住民にも学びの場を提供することができました。

○取り組み内容（実績） 続き

（青少年会館）

青少年会館では、青少年の体力の向上と地域及び多世代交流の場としてトレーニング室を開放し、1,999人の方が利用されました。また、青少年会館利用団体の活動の成果を発表する場、利用団体間や地域との交流の場として開催した「青少年会館フェスタ2024」は923人の参加と入場がありました。さらに、ハワイ州ホノルル市・郡と市の姉妹都市友好協定締結10周年に関連して実施した「フラダンス教室」などの全9講座の紹介となる記念事業動画「茅ヶ崎市青少年会館姉妹都市友好協定締結10周年の思い出」を配信しました。

（青少年課）

体験学習センターは6（2024）年4月より指定管理者制度に移行しました。6（2024）年度は67の自主事業を実施しました。そのうち、21事業は本市に在住・在勤するなど本市に関わりのある方、団体が講師となっています。また、8事業は利用団体に講師や協力をお願いしました。このように、地域人材のもつ技術や知識を地域の貴重な学習コンテンツであると捉え、社会のためにスキルを発揮していただく「地産地消」型の事業を実施しました。

その他、毎年度、継続的に実施している朝顔の種の配布や野菜の収穫体験に加え、ストリートピアノの設置、茅ヶ崎里山公園倶楽部と連携したシイタケや稲の展示・木材に触れる機会の提供など、施設の特性を生かした実体験のできる学習機会を提供しました。

○取り組みの効果

（公民館）

姉妹都市友好協定締結10周年という節目を契機と捉え、姉妹都市と交流しながら、学びの機会と学習成果を広く展開することができました。

また、地域団体や専門団体団体等とさまざまな講座を開催することにより地域の方々が抱える多様な課題を解消するアプローチが可能となりました。

多様な主体と連携により学びの質の向上や交流機会の裾野を広げることができ、課題解決や地域住民のつながりを強化することができました。

今後もさまざまな団体等と連携した企画や講座を実施するのみにとどまらず、実施したことを「伝える」、さまざまな切り口で「展開」「発信」していくことで、多様な主体との連携の幅を広げていきます。

（青少年会館）

トレーニング室を地域及び多世代の交流の場として提供することで、市内の多くの方々に施設の周知をするとともに、さまざまな世代の利用者間の交流促進にもつなげることができました。

また「青少年会館フェスタ2024」の開催では、梅田小学校ダンスクラブと、梅田中学校美術部、吹奏楽部、ボランティアの生徒の参加があり、たくさんの児童・生徒と保護者の来館がありました。そのほか、利用団体や市青少年指導員連絡協議会、主催事業講師、近隣商店による模擬店や体験型ブースなどにおいても世代間の交流を通じて地域のつながりが深まりました。

さらに、全9講座の紹介となる記念事業動画「茅ヶ崎市青少年会館姉妹都市友好協定締結10周年の思い出」では、参加者と家族などの交流を図りました。

（青少年課）

地域メディアである指定管理者の強みを活かした地域人材の活用にとどまらず、ホームページでの登録団体紹介機能を開設し、学びたい市民と活動団体をマッチングすることで、さらに団体との連携を深め、それら団体のもつスキルを活用した体験学習事業が充実しました。また、利用団体紹介では、地域イベントへの参加や出演についての項目を設け、地域活動と結びつける試みを開始し、体験学習センターを起点とした地域の活性化を図っています。

取り組み4 市民主催の学習活動を支援

市民が自ら学び、体験する場の提供に取り組むとともに、市民主催の講座や利用登録団体の活動に関する情報発信など周知活動を実施し、市民主体の学習活動の支援に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域住民等が主催する講座開催への支援	支援対象事業数 参加者数	29事業	0事業	0事業	14事業 106人	16事業 539人 延べ539人		公民館
学習成果の発表会等の開催	開催回数 参加者数 配信回数	0回 0人 1回	25回 538人 2回	25回 13,042人 0回	58回 16,908人 0回	57回 22,511人 延べ22,603人 0回		公民館
利用登録団体への施設・設備の貸し出し	利用件数	2,359件	4,292件	5,849件	5,995件	6,643件		青少年課 (体験学習センター)
市民へのフリースペースの貸し出し	利用件数	3,013件	7,075件	8,598件	12,066件	17,981件		青少年課 (体験学習センター)
利用登録団体の活動及び施設の紹介動画の配信	配信本数	体験学習センター 0本 青少年会館 3本	体験学習センター 7本 (うち登録団体の紹介動画6本) 青少年会館 3本	体験学習センター 5本 (うち登録団体の紹介動画2本)	体験学習センター 0本 青少年会館 0本	体験学習センター 0本 青少年会館2本 (再生回数375回)		青少年課 (体験学習センター) 青少年会館

○取り組み内容（実績）

（公民館）

各館3月に公民館まつりを開催し、催物や作品展示、模擬店出店を行いました。

小和田公民館では、地域のパン店に販売協力いただいたり、松浪小学校の世界大会に出場した小学生フラダンサーを発表に招いたほか、小・中学校の協力により、児童・生徒の授業で作った作品展示をしました。

鶴嶺公民館では、近隣中学校の吹奏楽部がオープニングを飾り、模擬店コーナーでは、地域の子も祭囃子4団体が、公民館まつりを盛り上げてくれました。また、実行委員会による企画として、「AED体験」を実施しました。

松林公民館では、環境事業センターと連携し、パッカー車の乗車体験、ごみの積み込み体験を実施しました。地域の祭囃子保存会による演奏や近隣の保育園、小・中学校、高校、地域のお店等の協力を得て、幅広い世代の方が訪れました。

南湖公民館では、無形民俗文化財である南湖麦打唄のほか、南湖祭囃子や南湖甚句の出演があり、郷土を学ぶ機会としました。

香川公民館では消防本部と連携し、消防服を着て実際に消防車に乗ることができる消防士体験を実施するとともに、ポスターの掲示やチラシを配架することで、火災予防の啓発を図りました。また、ヤギのエサやり、昔遊び、子ども麻雀、空手、ヨガなど来場者に多種多様な体験の機会を提供しました。

（青少年会館）

青少年会館では、「動画で簡単！ねんどdeミニチュアフード・オムライスを作ろう！」でミニチュアフードのオムライスの作成方法を動画で配信し、主催事業の人気講座を紹介しました。また、ハワイ州ホノルル市・郡と市の姉妹都市友好協定締結10周年に関連し、「フラダンス教室」などの全9講座の紹介となる「茅ヶ崎市青少年会館姉妹都市友好協定締結10周年の思い出」を記念事業動画として配信し、青少年会館と主催事業を周知しました。

○取り組み内容（実績）続き

（青少年課）

事業及び登録団体の周知のために、指定管理者の持つ広報媒体であるタウンニュース紙を活用しました。

フリースペースの活用としては、5（2023）年度に引き続き高校生の吹奏楽部員によるクリスマスコンサートを実施しました。施設内の交流ラウンジを活用したコンサートで、発表の場を提供したものです。また、同じ時期に開催する自主事業に合わせたテーマで展示を行い、事業と連携した企画を実現しました。

季節の行事等に合わせた館内の飾り付けコーナーでは、来館者、特に青少年と一緒に展示を行うことにより、体験の場を創出しました。

○取り組みの効果

（公民館）

各館の公民館まつりでは、日頃、利用しているサークルの活動成果として体験や発表をすることで学んだ知識や技能を地域に還元し、同時に来館した地域住民も交えた交流の場として開催することができ、地域の公民館としての役割を果たすことができました。各館の公民館まつりについては、利用者サークル・団体、近隣商店や地域住民等の協力のもと、大変好評を得ることができました。

引き続き、地域の方々の自発的な学習の成果を発表し、つながる場として支援、発表の場の提供をしていきます。

（青少年会館）

「動画で簡単！ねんどdeミニチュアフード・オムライスを作ろう！」の動画配信では148回の再生があり、人気講座を紹介するとともに、自宅で受講できることとしました。また、「茅ヶ崎市青少年会館姉妹都市友好協定締結10周年の思い出」の記念事業動画では227回の再生があり、青少年会館と主催事業を周知できました。

（青少年課）

地域メディアであるタウンニュース紙を活用し広報を行ったところ、登録団体への問い合わせが増えたほか、登録団体への新規加入につながりました。また、多くの事業が定員を超える応募又は定員どおりの参加となり96,666人と、5（2023）年度と比較し多くの方の来館がありました。定員を超えた応募があることから、オンラインを利用した事業の実施などを検討することを課題としています。

3-3 青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備

小学校ふれあいプラザや子どもの家、児童クラブなど、青少年が安全で安心して学び・遊べる場や、青少年活動を発表する機会を提供します。

また、青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年育成に関わる方々に対する研修等を実施するなど、青少年の育成をサポートする人材を育成し、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

取り組み1 青少年の居場所の創出

小学校ふれあいプラザ³⁵⁾や子どもの家など、青少年が安全で安心して学び、遊べる場や、青少年活動を発表する機会を提供します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
小学校ふれあいプラザ ³⁵⁾ の運営	実施校数 実施回数 (週平均) 利用者数	18校 1.31回 5,352人	18校 1.50回 13,581人	18校 1.69回 21,509人	18校 2.10回 23,796人	18校 2.11回※ 23,242人		青少年課
子どもの家の運営	利用者数 開設数	6,363人 6か所	11,966人 6か所	15,747人 6か所	22,669人 6か所	27,130人 6か所		青少年課
青少年広場の運営	広場の数	15か所	15か所	15か所	14か所	14か所		青少年課
児童クラブの運営	児童クラブ数 (うち民設民営) 児童クラブ定員 入所児童数	-	-	-	35(8)施設 2,068人 2,011人	36(9)施設 2,251人 2,163人		青少年課

※実施回数（週平均）算出方法＝総実施回数（1,710回）÷プラザ数（18プラザ）÷プラザ実施可能週数（45週）

プラザによって、学校行事に合わせた不定期実施や週5回実施のように、地域の状況によって偏りがある状況だが、クリスマスイベントを実施する等、プラザそれぞれに工夫を凝らした運営を行い、青少年の居場所づくりに取り組んだ。

取り組み2 青少年を対象にした講座等の開催

青少年の健全育成のため、余暇活動推進の一環として「居場所づくり」、「多様な体験活動と交流の促進」などを目的とした主催の講座等を開催します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
青年事業の開催	開催回数 参加者数	限定動画講座 1回、16人	対面講座1回、12人 限定動画講座 2回、40人 動画配信作品集3講座 (視聴回数500回)	対面講座2回、26人 限定動画講座 1回、19人 どこでも本ダナ 2回、61人	対面講座 6回、139人	対面講座10事業、154人 動画配信1回 (再生回数148回)		青少年 会館
親子事業の開催	開催回数 参加者数 (再生回数)	動画配信講座 3回(1,880回)	限定動画講座 2回、47人 動画配信講座 1回(4,180回) 動画配信作品集 1回(159回)	対面講座 8回、143人	対面講座 10回、173人	対面講座 14回、295人		青少年 会館
子ども事業の開催※	開催回数 参加者数	0回、0人 (コロナに より中止)	対面講座3回、22人 動画配信講座1回 (182回)	対面講座 42回、585人 オンライン講座 15回、169人	対面講座150回、2,989人 オンライン5回、18人	公民館対面164回 2,266人 延べ2,556人 オンライン1回 35人 延べ35人 青少年会館対面9回 146人		公民館 青少年 会館
交流事業の開催※	開催回数 参加者数	0回、0人 (コロナに より中止)	0回、0人 (コロナに より中止)	対面講座 26回、11,960人 ライブステージ768人	対面講座145回、17,340人 オンライン1回、34人 青少年会館フェスタ2023、 821人	公民館対面456回 28,412人 延べ29,142人 オンライン3回 38人 延べ38人 青少年会館動画配信 1回 再生回数148回 青少年会館フェスタ 2024 923人		公民館 青少年 会館
開放事業の開催※	開催事業数 参加者数	1事業 1,387人	3事業 3,097人	46事業 4,308人	70事業 4,086人	公民館99事業 1,389人 青少年会館4事業 3,372人		公民館 青少年 会館
はたちのつどいの開催	参加者数 新成人実行 委員数	3,205回 (R2オンライン 開催のみ) 15人	1,594人 (オンライン配信 再生回数1,168回) 17人	1,590人 (オンライン配信 再生回数1,207回) 16人	1,779人 (オンライン配信再生回数 1,128回) 26人	1,645人 (オンライン配信 再生回数920回) 23人		青少年課

※事業量（実績）は、公民館と青少年会館の合算。

取り組み3 青少年が健やかに成長できる環境づくり

青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年育成に関わる方々に対する研修等を実施するなど、青少年の育成をサポートする人材を育成し、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
青少年問題協議会 幹事会・協議会の 開催	開催回数	0回 （コロナにより中止）	書面1回 対面1回	書面1回 対面3回	対面4回	対面4回		青少年課
青少年健全育成の ためのパトロールの 実施	実施回数	各学区1回	各学区1回	各学区1回	各学区1回	各学区1回		青少年課
青少年指導者等への 研修会の開催	開催回数 研修受講者数	0回 （コロナにより中止）	0回 （コロナにより中止）	1回	3回 133人	3回 118人		青少年課
子ども会連絡協議会 及び青少年指導員 連絡協議会への参加	参加回数	市子連16回 青指連13回	市子連23回 青指連23回	市子連21回 青指連24回	市子連22回 青指連24回	市子連17回 青指連24回		青少年課
青少年育成推進 連絡会議の開催	開催回数	書面1回	対面2回 書面1回	対面3回	対面3回	対面3回		青少年課
ジュニアリーダー ³⁹⁾ 養成	登録者数 開催回数	5人 0回	10人 5回	5人 5回	8人 6回	10人 6回		青少年課
インリーダー ⁴¹⁾ 研修会の開催	開催回数	0回 （コロナにより中止）	0回 （コロナにより中止）	1回	1回	2回		青少年課
子ども会新役員 研修会の開催	開催回数	0回 （コロナにより中止）	1回 オンライン 開催	1回	1回	1回		青少年課

3-4 情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

また、レファレンスサービスや図書館システムを充実するなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

取り組み1 図書館の運営体制の充実

市立図書館の運営体制の充実を図るため、運営に関する調査審議を行う図書館協議会を開催するとともに、子どもの読書の推進に係る計画の進行管理及び子ども読書活動推進の担い手となるボランティアの育成に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
図書館協議会の開催	開催回数	3回	2回	3回	2回	2回		図書館
子ども読書活動推進計画の進行管理	評価書の作成回数	1回	1回	1回	1回	1回		図書館
図書館ボランティアの育成	講座開催回数 参加者数	0回 0人 (コロナにより中止)	0回	0回	4回 240人	4回 229人		図書館

取り組み2 図書館資料の探索・案内機能の充実

図書館機能の充実を図るため、レファレンスサービス⁴²⁾や図書館システムを充実し、市民が必要とする資料や情報を入手しやすい環境整備に取り組みます。また、SNS等を活用した蔵書情報や図書館事業の発信を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
レファレンスサービス ⁴²⁾ の実施	受付件数	1,192件	7,413件	16,749件	17,081件	17,136件		図書館
ホームページによる情報発信と蔵書情報の提供	トップページのアクセス件数	60万623件	63万1,803件	84万3,736件	85万3,181件	80万2,080件		図書館
X(旧:Twitter)による情報発信※	新しいフォロワー数	308人	272人	219人	204人	総フォロワー数 2,086人		図書館

※R6年度からは、Xの機能として新しいフォロワー数をカウントできないため、3月末時点での総フォロワー数。

取り組み3 図書館資料の収集・貸出

本市の図書館資料の収集方針に基づき、資料購入に向けた選定会議を開催し、市民ニーズや社会状況に応じた資料の収集・貸出を行います。また、自館に所蔵がない資料や専門書を必要とする市民の要望に応えるため、近隣市町の図書館や県内外の公立図書館、大学図書館からの借入連携を行うとともに、来館が困難な市民に対する配本サービスを実施します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
図書館資料購入に係る選定会議の開催	開催回数	85回	88回	101回	108回	108回		図書館
資料の収集	受入図書冊数	19,357冊	18,848冊	18,733冊	18,587冊	17,088冊		図書館
適切な除籍による蔵書管理	除籍図書冊数	17,167冊	17,338冊	19,807冊	16,702冊	18,540冊		図書館
図書館資料の貸出	貸出点数	79万4,820点	103万7,821点	101万5,731点	98万9,594点	94万7,070点		図書館
予約・リクエストの受付	予約・リクエスト点数	21万7,608点	25万353点	24万2,991点	24万0,080点	23万1,626点		図書館
自館に所蔵がない資料の借入連携	相互貸借借受冊数	2,621冊	3,572冊	3,176冊	3,213冊	4,093冊		図書館
身近な図書施設における資料の提供	貸出冊数における分室の割合	37%	36%	39%	39%	41%		図書館
郷土資料デジタルライブラリーによる資料の提供	延べ資料点数	423点	427点	608点	608点	610点		図書館
障がい者や高齢者が利用しやすい図書の提供	大活字本の資料点数	1,753点	1,713点	1,752点	1,764点	1,794点		図書館
来館が困難な市民に対する家庭配本サービスの提供	登録者数	14人	14人	12人	12人	13人		図書館

取り組み4 読書を体験する環境の充実

図書に触れ合う環境を整えるため、図書館主催の講座を開催します。また、子どもたちに読書の喜びを伝え、読書習慣を形成するため、講座や学校との連携事業を実施します。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
映画会の開催	開催回数	0回 （コロナにより中止）	0回	図書館1回 公民館2回	本館15回 分館1回 公民館4回	本館15回 分館1回 公民館4回		図書館 公民館
図書館主催事業の開催	開催回数	4回	3回	分館1回	本館13回 分館2回	本館15回 分館2回		図書館
ブックトーク ³⁸⁾ の実施	実施回数	10回	図書館23回 公民館0回	図書館対面32回、 オンライン10回※ 公民館1回	図書館講師派遣23回 博物館共催3回 青少年会館0回 公民館2回	図書館講師派遣25回 博物館共催2回 公民館1回 青少年会館0回		図書館 公民館 青少年会館
おはなし会の開催 （再掲）	開催回数	0回 （コロナにより中止）	本館18回 公民館1回	本館51回 分館8回 ハマミーナ4回 公民館14回	本館56回1,066人 分館16回130人 ハマミーナ12回115人 公民館12回130人	本館53回970人 分館18回130人 ハマミーナ12回106人 公民館15回170人		図書館 公民館
ブックスタート ⁴⁰⁾ の実施	ブックスタートパックの配布率	45%	48%	61%	60%	58%		図書館
読書週間等の ポスター展の開催	参加校数 応募点数	0校 0点 （コロナにより中止）	18校 82点	12校 75点	17校 91点	18校 77点		図書館
団体貸出（学校、 保育園等）の実施	貸出冊数	3万3,883冊	2万1,811冊	2万534冊	2万1,878冊	2万569冊		図書館
地域、関係団体や 市長部局等との 連携事業の実施	実施回数	6回	7回	10回	本館9回 分館1回	本館10回 分館4回		図書館
施設見学の受け入れ	受け入れ 回数	1回	7回	本館2回 分館2回	本館5回 分館2回	本館6回 分館2回 分室1回		図書館
職場体験の受け入れ	受け入れ 回数	0回 （コロナにより中止）	0回	8回	本館7回 分館0回	本館7回 分館2回		図書館

※オンライン開催の10回は、青少年会館と共催。

3-5 家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

講座等を通じて、子どもの成長に応じた学習機会や子育て中の親などへの情報提供を充実するとともに、子ども、保護者、関係団体及び地域住民がつながり、交流する環境を充実します。

取り組み1 保護者を対象とした学習や交流の場の提供

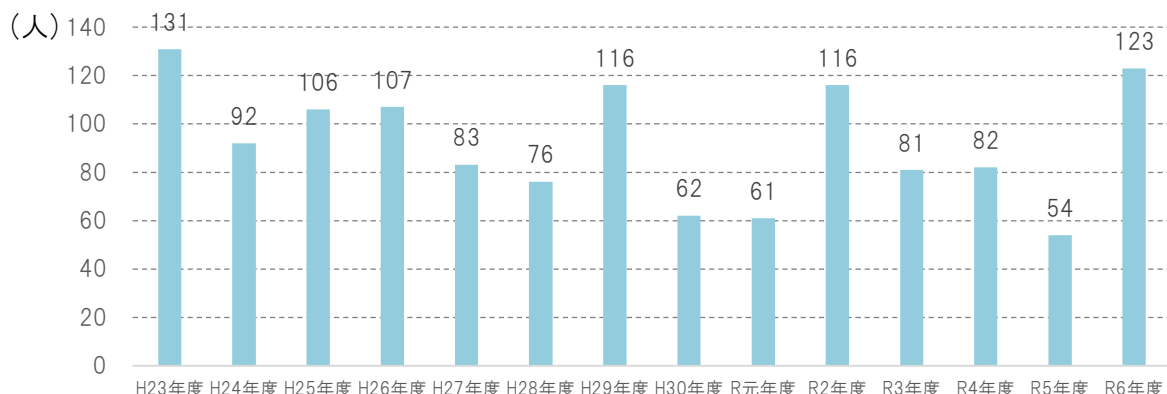
家庭教育の主体である保護者自らが意欲的に家庭教育を行っていけるよう、保護者にさまざまな家庭教育に関する学習の機会を提供するとともに、また、子育ての悩みや不安を抱える保護者同士や地域住民などが気軽に交流できる場を提供します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
家庭教育支援事業の開催	開催回数 参加者数 再生回数	6回 40人 18,336回	56回 537人 1,689回	121回 2,160人 0回	157回 2,360人 0回	159回 2,567人 延べ2,646人		公民館
保護者同士の交流の場の提供	提供回数 参加者数	2回 24人	27回 259人	55回 1,237人	70回 1,500人	111回 1,946人 延べ1,991人		公民館
ブックスタート ⁴⁰⁾ の実施（再掲）	ブックスタートパックの配布率	45%	48%	61%	60%	58%		図書館
おはなし会の開催（再掲）	開催回数	0回 （コロナにより中止）	本館18回 公民館1回	本館51回 分館8回 ハマミーナ4回 公民館14回	本館56回1,066人 分館16回130人 ハマミーナ12回115人 公民館12回130人	本館53回970人 分館18回130人 ハマミーナ12回106人 公民館15回170人		図書館 公民館

政策3の指標一覧（※施設の利用割合（施設の利用者数／市人口）は折れ線グラフで表示）

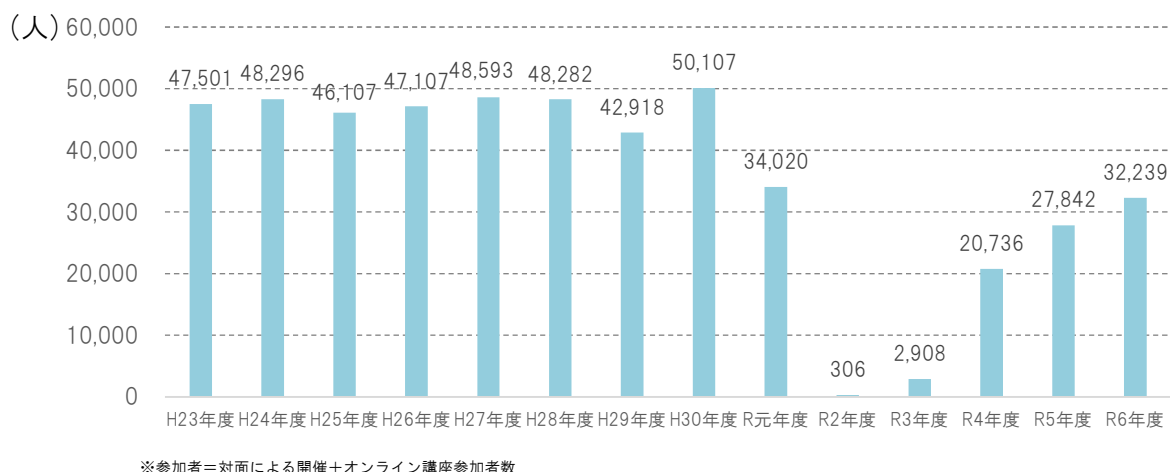
① 社会教育関係職員の研修参加者数（人）

出典：社会教育課調べ



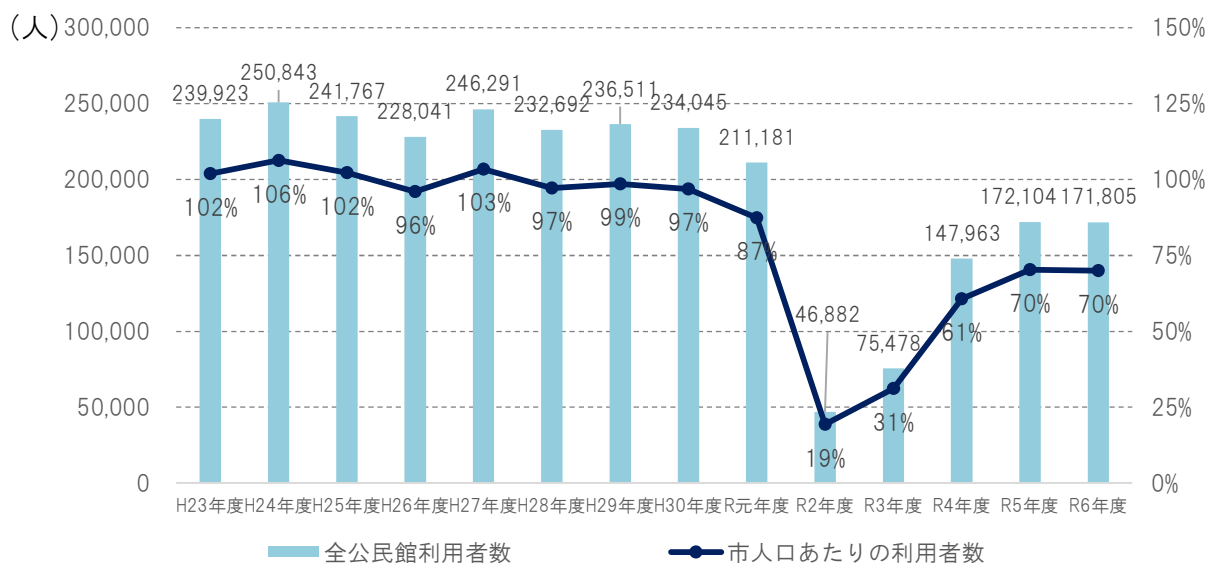
② 社会教育主催事業・イベントの参加者数（人）

出典：社会教育課調べ



③ 市人口当たりの公民館の利用割合（％）（公民館の利用者数／市人口）

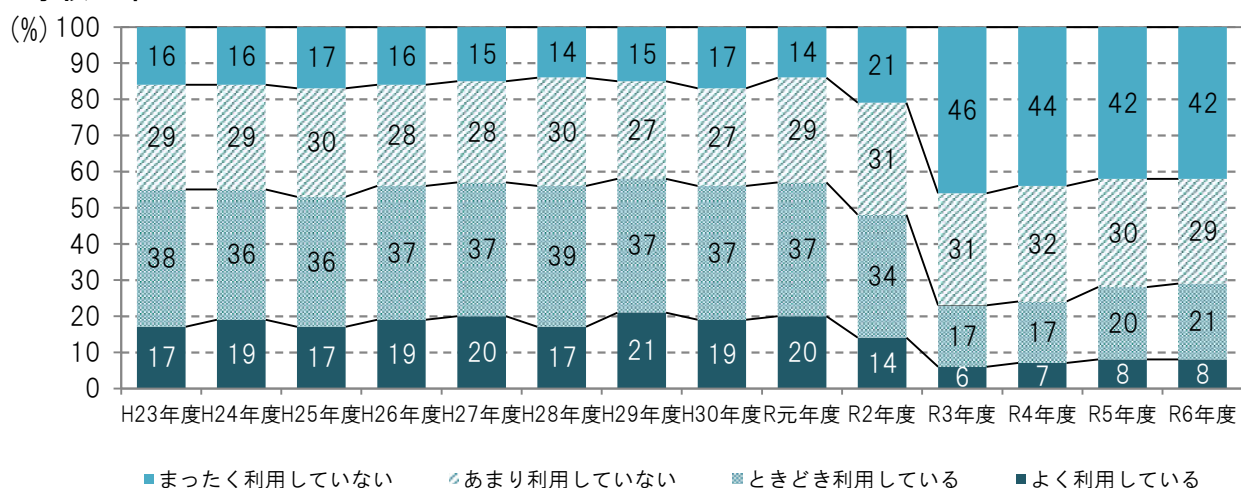
出典：社会教育課調べ



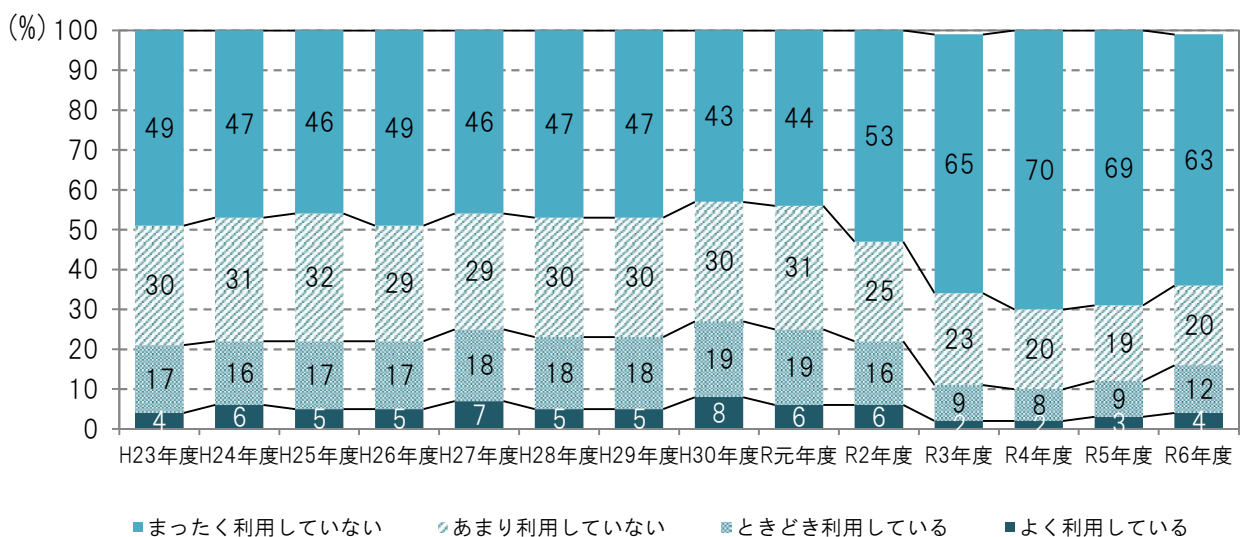
④ 公民館を利用したことがある児童・生徒の割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

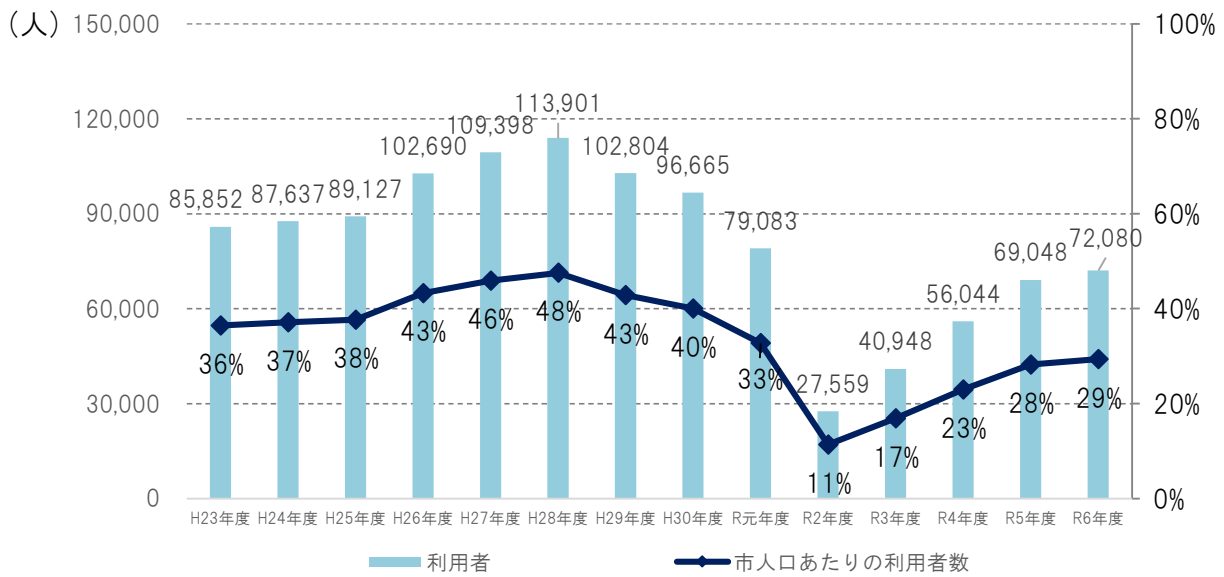


中学校3年生



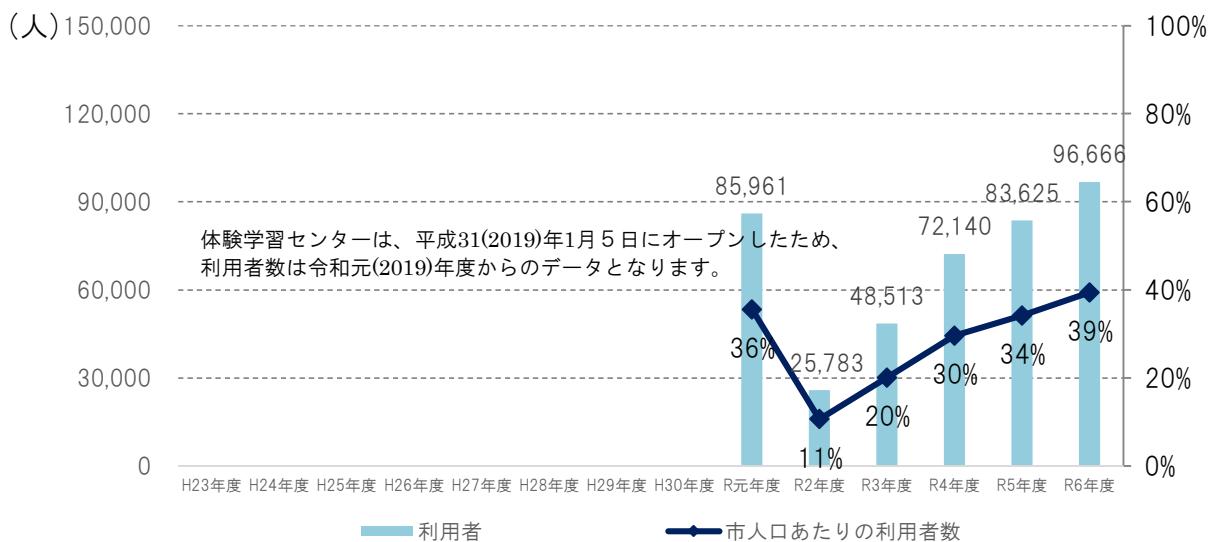
⑤ 市人口当たりの青少年会館の利用割合（％）
（青少年会館の利用者数／市人口）

出典：青少年課調べ



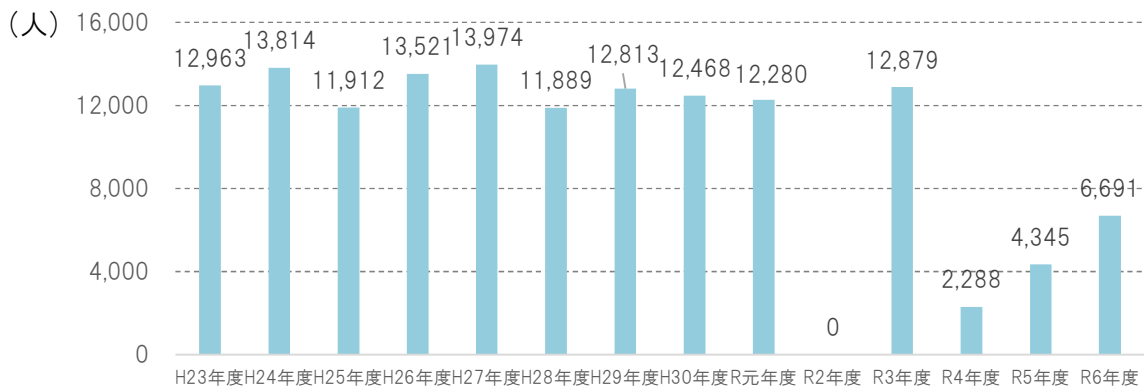
⑥ 市人口当たりの体験学習センターの利用割合（％）
（体験学習センターの利用者数／市人口）

出典：青少年課調べ



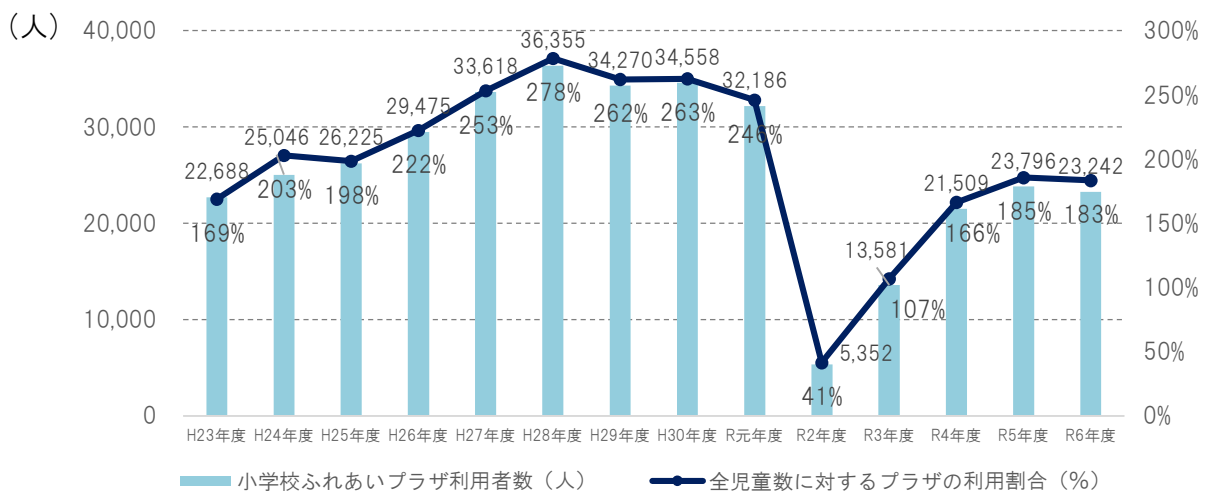
⑦ 青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）

出典：青少年課調べ



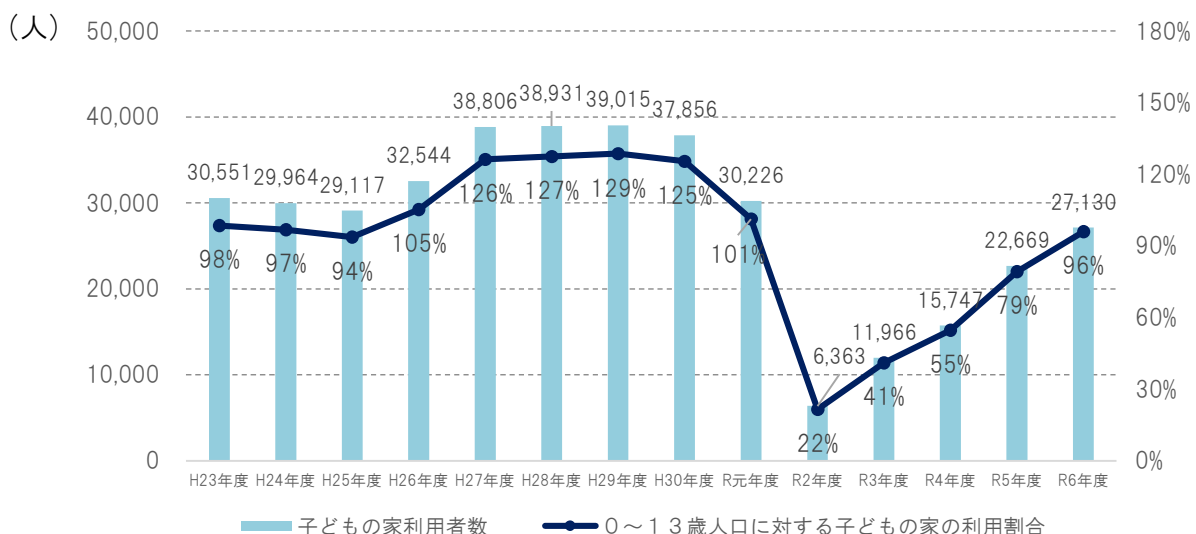
⑧ 小学校ふれあいプラザの利用者数（人）

出典：青少年課調べ



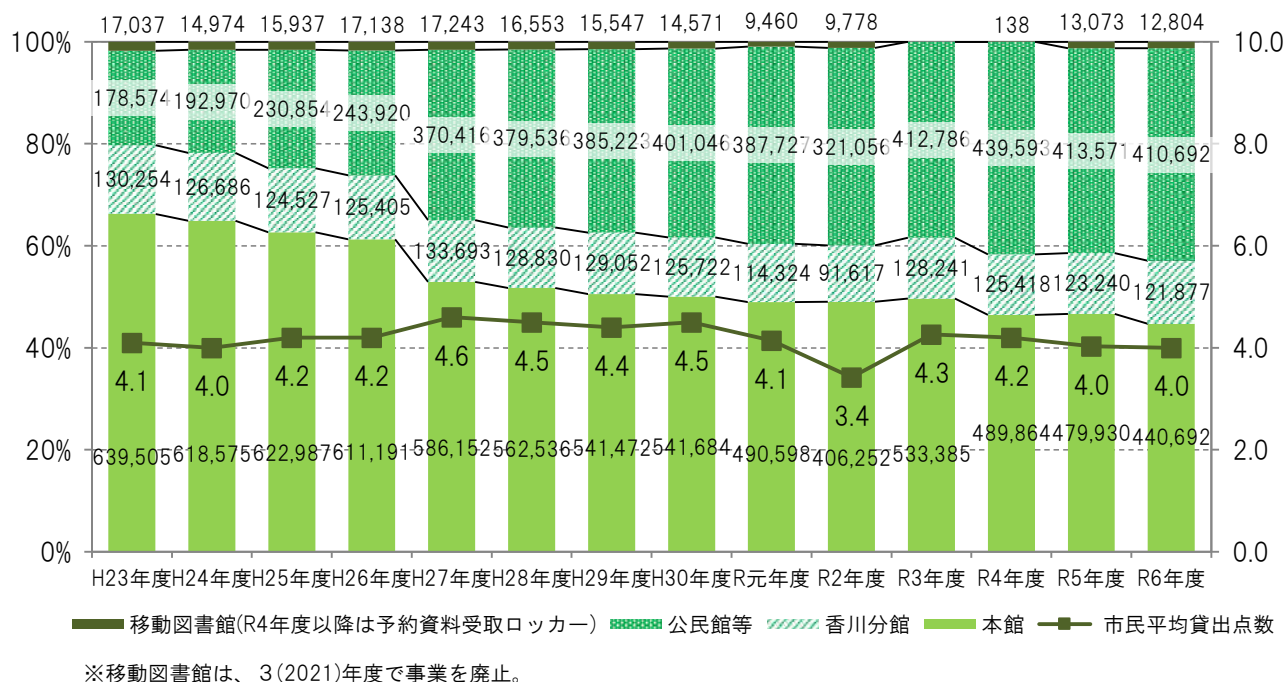
⑨ 子どもの家の利用者数（人）

出典：青少年課調べ



⑩ 市民1人当たりの貸出点数（貸出点数／市人口）（点）

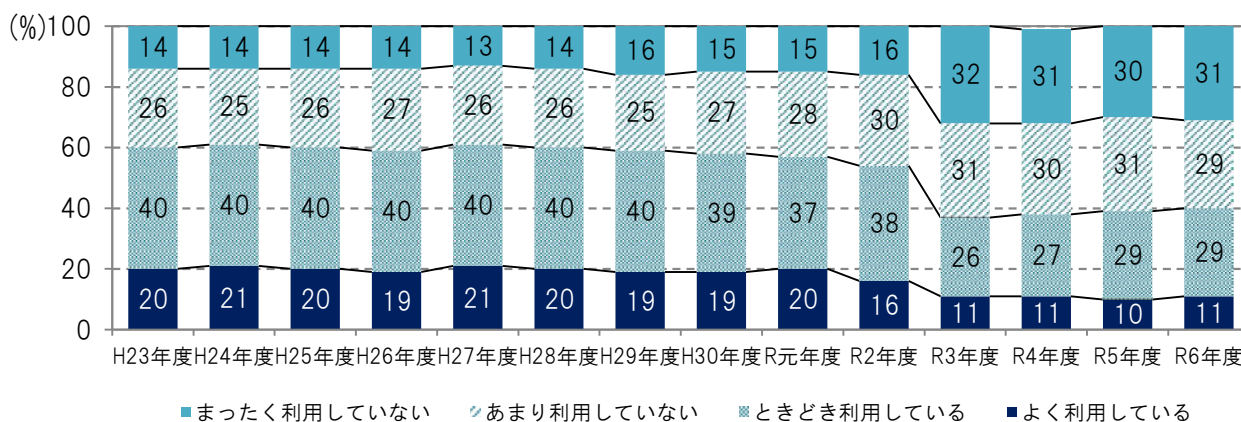
出典：図書館調べ



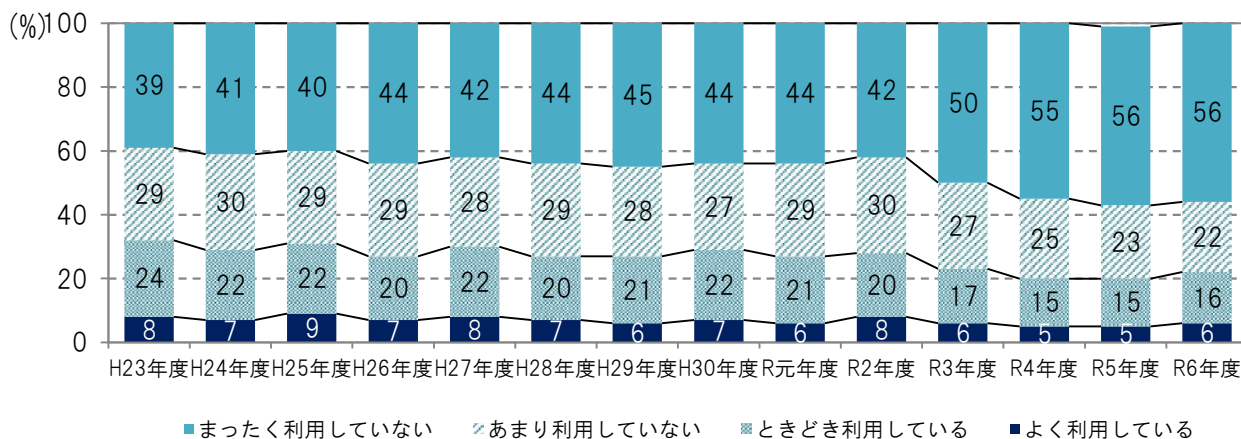
⑪ 図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

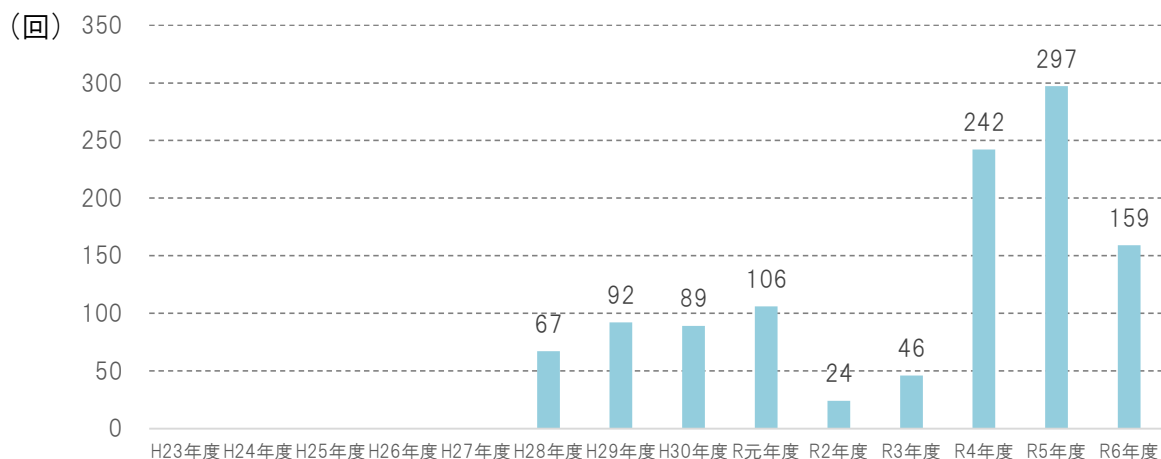


中学校3年生



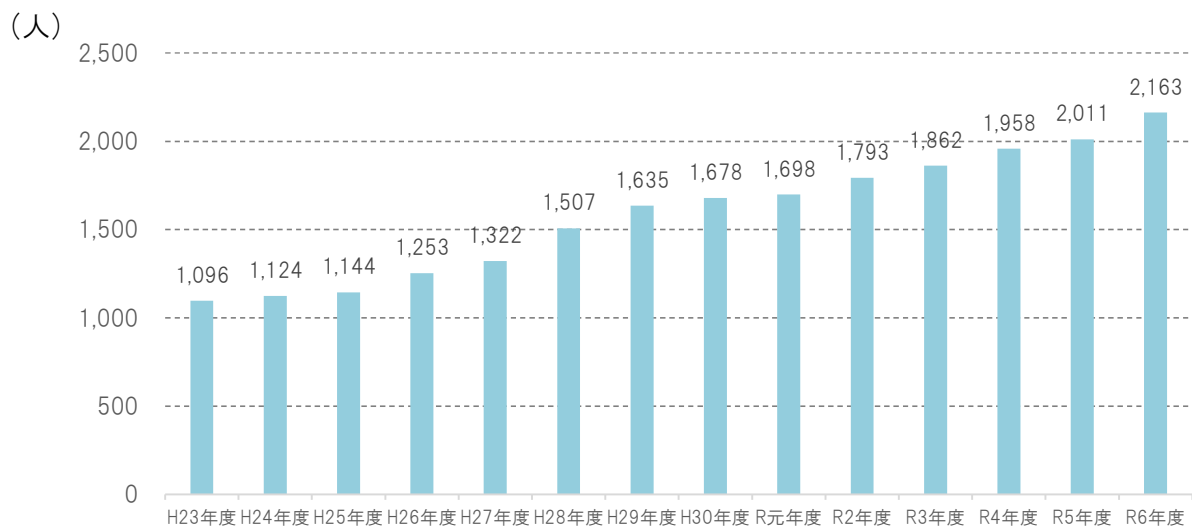
⑫ 家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）

出典：社会教育課調べ



⑬ 児童クラブの入所児童数（人）

出典：青少年課調べ



基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」を踏まえ、自然や歴史・文化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して、教育活動や文化財保護に関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取り組みと効果を総括

令和4(2022)年度の開館から2年半が経過した博物館は、開館時から継続して市内外から多くの方々に来館いただいておりますが、一般的な博物館の来館者層として高齢者の割合が高いのに対し、本市の博物館は入館者アンケートの結果から若年層の来館割合が高い傾向がみられます。「茅ヶ崎は、どのような歴史や文化があるまちなのか」ということに興味を持つ反応がよくみられており、そうした方々の「学びたい、知りたい」というニーズに応える教育普及活動に重点的に取り組みました。展示をはじめ、出前授業や中学校の職業体験の受け入れ、他市との交流事業などを積極的に行い、博物館を知る多様な機会を創出することができたことが、堅調な来館者数につながっているものと考えます。また、館で収蔵・保管している資料をインターネット上で閲覧できるデジタルアーカイブ⁴³⁾の公開点数を増やすなど、来館のみならずオンラインでの利用も推進し、広く学習の機会の充実を図りました。

文化財の保存活用においては、昭和初期の建築から90年が経過した国登録有形文化財である「藤間家住宅主屋」について、文化庁の補助金を活用した保存修理事業として、耐震性や破損状況等の現況調査を実施しました。国指定史跡である「下寺尾官衙遺跡群」「下寺尾西方遺跡」については、地権者の同意により指定範囲が拡大されました。同地は既指定地に近接していることから、高座郡家に関わる遺跡及び環濠集落に関わる、時代の異なる遺跡内容が存在する可能性が認められ、従来の調査研究に加え、そのことも踏まえた保存活用についての考え方の整理を進めました。そうした文化財の価値について普及啓発する発表会等の事業では、平成23(2011)年度以降、過去最高の参加者数となりました。

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業⁴⁴⁾では、コロナ禍により縮小していた市民と協働した活動の再活性化に向け、基礎講座の開催や季刊誌の発行など、事業に参加する市民の住まう地域への学びを段階的に進めるための活動を着実に進めました。

○課題と今後の方向性

博物館の今後に向けた課題として、「様々な教育ニーズに対応する運営体制の継続的な構築」「市民、利用者や児童・生徒、保護者が参加する博物館活動の検討、実施」「博物館周辺の自然や文化財の活用をはじめとした多様な学習機会の創出を提供の促進」「専門職員である学芸員のさらなる人材育成」が挙げられます。博物館の3つの機能(調査研究、収集保管、教育普及)を鑑み、調査研究、収集保管についてバランスよく取り組み、後世に向けて安定した博物館活動を着実に行うことができる体制の整備を目指します。

旧藤間家住宅主屋の利活用については、6(2024)年度の調査結果に基づき耐震改修の基本設計を行うとともに、保存活用計画の策定に着手し、8(2026)年度の取りまとめに向けた議論を開始します。策定にあたっては、市民に親しまれている主屋を含めた旧藤間家住宅の敷地の価値を確実に次世代に継承するとともに、自然や歴史・文化の学習の機会や、新しい文化をはぐくむ人々の交流の場を創出することで、まちの文化創造に寄与することを目指していきます。博物館の教育普及活動やちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業⁴⁴⁾をはじめとした市民と協働で取り組んでいる事業とも連動することで、文化財への興味・関心を喚起し、郷土愛の醸成や、本市の魅力向上に寄与するよう努めます。

国指定史跡「下寺尾官衙遺跡群」及び「下寺尾西方遺跡」の保存活用計画は8(2026)年度内に策定を目指しています。既指定地では弥生時代と古代の遺跡が国指定史跡として認められ、それぞれ異なる時代の史跡指定を受けています。今後も地権者の同意を得ながら史跡指定地の公有地化を進め、整備に必要な調査・研究を行いながら、史跡の保存と活用を進めます。

2. 指標の推移

博物館・民俗資料館の利用状況などを、次の指標で把握し、政策の効果を検証します。

① 市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合（％）（博物館・民俗資料館利用者数／市人口）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合※ （博物館・民俗資料館利用者数／市人口） 8.0%以上	利用割合（％）	0.9	2.1	16.9	21.0	18.3	
	利用者（人）	2,074	5,202	41,177	51,410	44,984	

※令和4(2022)年7月に博物館が開館したため、4(2022)年度以降は博物館の来館者数を計上。なお3(2021)年度は、博物館への移転準備に向け文化資料館を閉館したため、民俗資料館3館（旧和田家、旧三橋家、旧藤間家）の利用者数の合計のみ。

② 文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数 2,150人以上	参加者数	0 （コロナにより中止）	248 （コロナにより一部中止）	3,042	4,304	6,075	

③ ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で開催した講座等の開催数（回）と受講者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 ⁴⁴⁾ で 開催した講座等の開催数と受講者数 年間：講座開催2テーマ以上、 受講者100人以上	開催回数（回） 受講者数（人）	企画展：1 テーマ（オンライン開催1）	9 25	11 19	8 20	12 19	

4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開（重点施策）

茅ヶ崎市博物館の整備、旧和田家住宅・旧三橋家住宅、藤間家住宅主屋及び下寺尾遺跡群（下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡）等の保存活用・整備を進め、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開します。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で、都市資源を活用した教育活動を市民との協働により展開し、市民のふるさと意識を醸成します。

取り組み1 博物館・民俗資料館を拠点とした教育活動の実施

博物館の開館に向けた準備を行うとともに、茅ヶ崎の自然や歴史・文化に関する企画展やワークショップなどの教育活動を行います。また、旧和田家など民俗資料館の適切な維持管理及び施設を活用した講座を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
茅ヶ崎市博物館の整備	整備の進捗	建設工事 展示収蔵製作 資料移転	建設工事 展示収蔵製作 資料移転	建設工事 展示収蔵製作 資料移転 7月末オープン	河川管理用 通路工事 概ね整備完了	整備完了		社会 教育課・ 博物館
博物館協議会の開催	開催回数	年0回	年0回 （協議会 設置準備）	年2回	年2回	年2回		社会 教育課・ 博物館
展示会の開催	開催回数 来展人数	年0回 0人 （コロナにより中止）	年0回 0人 （移転準備のため休館）	年2回 27,534人	年5回 35,924人	年4回 33,532人		社会 教育課・ 博物館
収蔵資料等を活用した 広報活動等の実施	掲載媒体数 掲載回数	3媒体 32回	2媒体 18回	2媒体 30回	5媒体 27回	6媒体 244回		社会 教育課・ 博物館
旧藤間家の改修及び 活用	改修の進捗	-	-	保存活用計画 （案）の作成 活用に向けた 協議	保存活用計画 （案）及び耐震改 修に向けた検討	主屋の耐震診断		社会 教育課・ 博物館
旧和田家・旧三橋家・ 旧藤間家で行った 教育普及活動の実施	事業等の回数 参加者数	0回 0人 （コロナにより中止）	0回 0人 （コロナにより中止）	15回 1,365人	16回 1,493人	7回 223人		社会 教育課・ 博物館
出前授業の実施	実施回数 実施校数	9回 9校	4回 3校	9回 9校	5回 5校	8回 7校		社会 教育課・ 博物館
デジタルアーカイブ ⁴³⁾ とアプリケーションの 運用	公開点数 HP閲覧回数 アプリDL数	-	-	開発・実装	2,275点 169,879回 2,337DL	2,780点 175,560回 804DL		社会 教育課・ 博物館
施設見学の受け入れ	受け入れ校数 児童・生徒数	0校 0人 （コロナにより中止）	0校 0人 （移転準備のため休止）	11校 1,365人	21校 1,586人	12校 1,325人		社会 教育課・ 博物館

○取り組み内容（実績）

基本展示替えを2回行い、特別展も含め展示を通した教育活動を途切れることなく開催できたことに加え、学校教育との連携や多様な教育普及事業を数多く実施し、開館から約2年半で来館者が11万人を超え、学びの機会の創出と提供を行いました。

また、特別展に関連した講演会・ギャラリートークや、季節や節目に応じた特集展示を展開しました。さらに、子どもを対象としたワークショップを15回、民俗資料館を活用した事業を3回、社会教育施設と連携した事業を4回実施するなど、さまざまな教育普及活動を実施しました。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用して整備した博物館ポータルサイト、まち歩きアプリ「てくてく探偵ちがさき」、Wi-Fi環境の整備については、博物館の事業や学芸員の業務内容などをポータルサイトで発信するとともに、「てくてく探偵ちがさき」では新たなまち歩きコースの設定、デジタルアーカイブ⁴³⁾では公開資料の追加等、積極的に活用しました。

○取り組みの効果

特別展については、他の博物館や寺社から文化財を借用して展示するなど、博物館施設の機能を活かした展示を行うことにより、市民へ普段目にすることが稀な文化財を観覧し学ぶ機会を創出しました。

また、子ども向けの事業として「赤ちゃんと一緒に博物館」など子育て世代へ向けた事業を実施したことにより、事業を実施していない日でも、子どもを連れた子育て世代の来館につながっていると考えます。

民俗資料館の活用については、音楽を通して古民家への興味関心をもってもらえるように、文化財や歴史文化といった分野に捉われず、新たな市民層へのアプローチができました。

学校教育への協力については、出前授業を依頼に基づき実施したほか、中学校については職場体験の受け入れなど、今後に向けた関係の構築に取り組みました。また、Wi-Fi環境とデジタルアーカイブ⁴³⁾を活かし、GIGAスクール構想²⁰⁾のタブレット端末による学習の効率化やデジタル教育にも対応しました。

取り組み2 下寺尾官衙遺跡群の保存・整備

国指定史跡である下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡を含む下寺尾遺跡群を保存するため、史跡指定地の公有地化及び土地活用の検討を行います。また、遺跡や資料の調査・整理とともに、その成果について講座や報告書等を通じて公開普及に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
史跡指定地の公有地化	公有地化した総面積	891.91㎡	0㎡	1748.66㎡	1015.49㎡	302.61㎡		社会教育課
遺跡や埋蔵物などの資料の調査整理	調査地点数 出土点数	3 地点 74箱	4 地点 63箱	2 地点 25箱	2 地点 61箱	2 地点 63箱		社会教育課
調査報告書の作成	報告書の刊行数	1 刊	0 刊	1 刊	1 刊	1 刊		社会教育課
講座の開催	研究報告回数 参加者数	年0回 0人 （コロナにより中止）	年0回 0人 （コロナにより中止）	年1回 90人	年1回 40人	年1回 101人		社会教育課
史跡の追加指定	指定箇所 総面積	691.66㎡	0㎡	1,041㎡	78.60㎡	1,290.96㎡		社会教育課

○取り組み内容（実績）

国指定史跡である下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡を含む下寺尾遺跡群を保全するため、1,290.96㎡を史跡として追加指定し、史跡指定地内の土地302.61㎡を新たに追加指定しました。文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会等で議論を行い、2つの異なる時代が重なる史跡としての保存整備の考え方についての整理を進めるとともに、整備に向けた資料収集のため確認調査を実施しました。また、地元小学校において連携事業を行ったほか、下寺尾官衙遺跡群は国史跡指定10周年の節目にあたることから記念事業としてシンポジウムを開催するなど、教育普及事業に取り組みました。

○取り組みの効果

5（2023）年度に引き続き史跡指定地の公有地化を実施できたことは、史跡の保存整備に向け、事業が進展したものと考えます。また、教育普及の取り組みとして、地元小学校との連携授業のほか地元幼稚園での講座開催や国史跡指定10周年シンポジウムの開催を通して幅広い年齢層に対して、歴史や地域にある遺跡に関する理解が深まっていると考えます。

取り組み3 市民が中心となった茅ヶ崎の都市資源の普及啓発活動への支援

市民による都市資源の普及啓発活動を支援するため、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座の実施など市民参画に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座の実施	講座等の実施回数 参加者数	0回 0人 (コロナにより中止)	9回 25人	11回 19人	8回 20人	12回 19人		社会教育課
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクトへの市民参加の促進	新規参加者数 合計人数	0人 計9人	0人 計9人	0人 計9人	0人 計9人	0人 計7人		社会教育課

○取り組み内容（実績）

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座については、実施回数を12回に増やして実施し、参加者19人の受講が終了しました。実施回数を増やしたことにより、1回あたりの講義時間を短縮することで参加者が受講しやすい環境を整えたことから、受講後のアンケートからは満足度の高い結果が得られました。また、本講座から設立された市民団体への参加希望にもつながりました。

季刊誌については、3つの都市資源に共通するテーマを採り上げて発刊しました。1つの都市資源を知るところから、関連する別の都市資源についても知ることができるよう心がけ、段階的に学びを深めることができる内容を意識しました。

○取り組みの効果

継続的に開講している同講座は、主に定年退職後の高齢者や茅ヶ崎への移住者が多く参加しています。また、住んでいるまちのことをもっと知りたいという理由で受講する人が多く、講座をきっかけに茅ヶ崎の歴史・文化・自然等の基礎知識を学び、同じ茅ヶ崎に暮らす他の人々と知り合い、共に学び合う関係性づくりにつながっています。講座や季刊誌以外の、さまざまな「住まう茅ヶ崎を知る機会」に係る活動を再活性化していくため、7(2025)年度の市民と行政による協働事業推進体制「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクト」を構成する市民の新規募集を実施し、そうした市民の学びを広げていくことを企図します。

4-2 文化財の保護・活用

文化財の保護に向けて、市民と協働しながら、現地調査や資料収集を行うなど多様な保護活動を行うとともに、文化財の指定や文化財パトロールの実施など文化財の保存管理を行います。祭囃子（まつりばやし）や民謡など地域に伝わる郷土芸能などの無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう、後継者の育成を支援します。また、未指定の文化財についても、現況の把握と調査・研究に努めます。

埋蔵文化財については、開発等に伴う届出をもとに、確認調査等を実施し、それらの保護、保存を図るとともに、貴重な現存資料を適正に保管するための収蔵場所の確保と、活用できる環境の整備に努めます。茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、文化財講演会、遺跡調査発表及び展示会などの事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。

取り組み1 文化財の調査発掘と保存管理

埋蔵文化財の発掘調査及び、調査した文化財に係る資料の整理を行います。また、開発行為における埋蔵文化財の保護の指導を行います。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
発掘調査	発掘調査の 地点数及び 面積	15地点 1,391.6㎡	14地点 436.4㎡	14地点 952.1㎡	12地点 1,293.9㎡	12地点 1,042.7㎡		社会 教育課
出土資料の整理・保存	調査報告 刊行数	1 刊	2 刊	3 刊	3 刊	5 刊		社会 教育課
開発に伴う埋蔵 文化財の保護指導	指導件数	2,325件	2,775件	2,995件	2,440件	2,731件		社会 教育課
文化財のパトロール	文化財巡回 調査回数	計34回	計61回	計74回	計66回	計96回		社会 教育課
文化財の指定	指定件数	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件		社会 教育課

取り組み2 文化財調査の公開と郷土芸能の継承

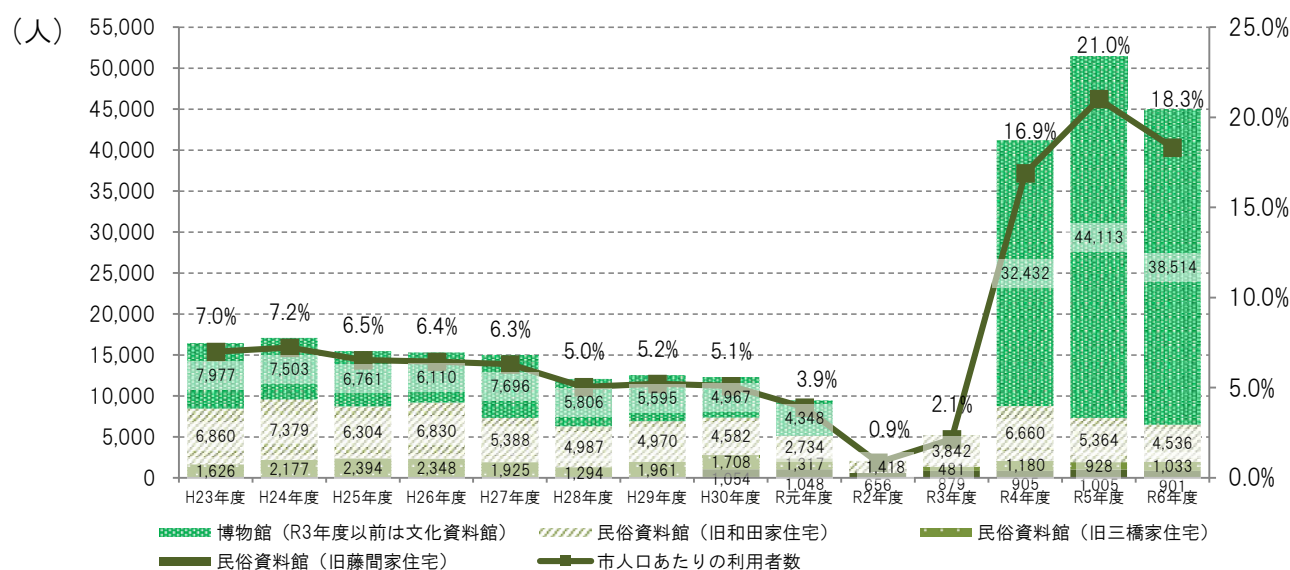
埋蔵文化財に関する発掘調査の結果を公表するとともに、地域に伝わる郷土芸能など無形文化財を後世へ継承するため活動する市民団体への支援を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
遺跡調査発表会・展示会の開催	開催回数 参加者数	0回 延べ0人 (コロナにより中止)	1回 248人	1回 3,042人	1回 4,304人	1回 6,075人		社会 教育課
講演会・シンポジウム等の開催	開催回数 参加者数	0回 延べ0人 (コロナにより中止)	0回 延べ0人 (コロナにより中止)	1回 90人	1回 91人	1回 101人		社会 教育課
郷土芸能継承の支援	郷土芸能大会 発表団体数	0団体 (コロナにより中止)	0団体 (コロナにより中止)	12団体	13団体	13団体		社会 教育課

政策4の指標一覧

① 市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合（％） （博物館・民俗資料館利用者数／市人口）

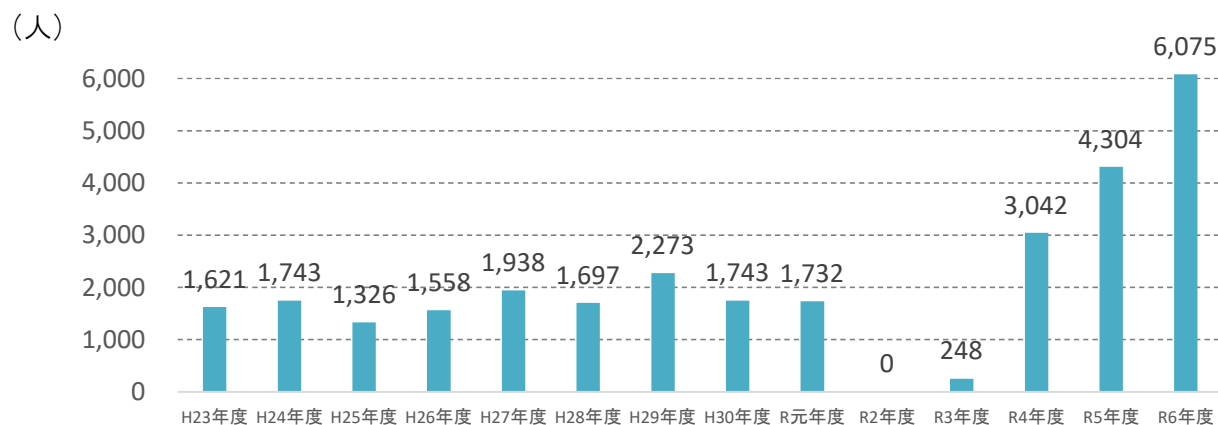
出典：社会教育課調べ



※施設の利用割合（施設の利用者数／市人口）は折れ線グラフで表示。

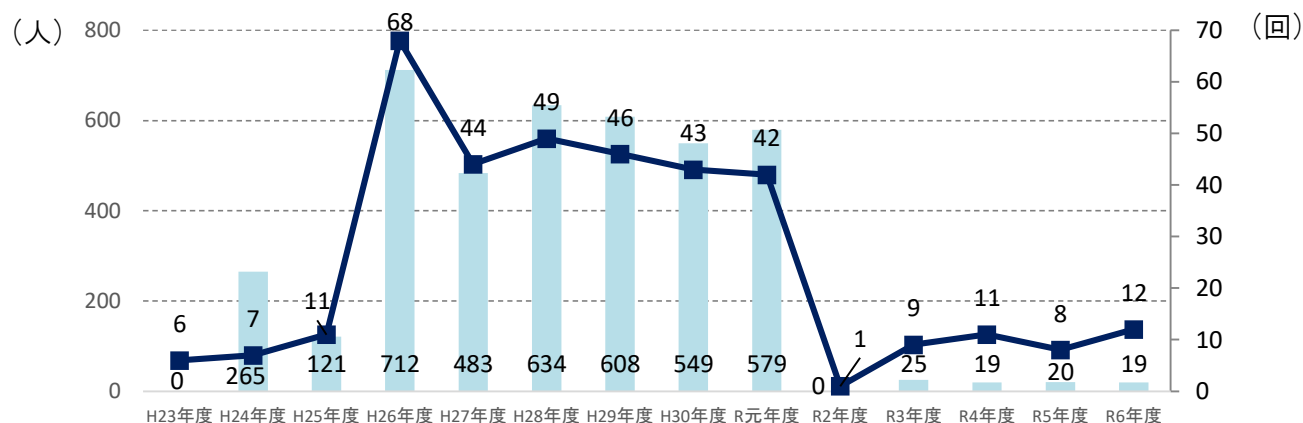
② 文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）

出典：社会教育課調べ



③ ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で開催した講座等の開催数（回）と受講者数（人）

出典：社会教育課調べ



市長部局との連携

学校教育及び社会教育における活動を支援する教育委員会事務局は、教育に関わる全ての人たちに学び合う機会を提供し、さまざまな分野で活躍する人々と交流することがより一層必要と考え、計画において教育委員会事務局と市長部局が連携して取り組む施策の中から、重点的に取り組む施策を「市長部局との連携」として位置づけています。

基本方針2の連携一覧

他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施

人口特性、都市構造及び地域活動などさまざまな視点から地域の状況を把握し、文化、環境、都市計画など他分野の職員との意見交換や連携した講座等を企画するなど、楽しく創造性のある社会教育講座をより一層充実します。

博物館内にとどまらない博物館活動の展開

茅ヶ崎市博物館で、市長部局が有する自然環境や歴史資料などを活用した教育普及活動を展開するとともに、他の文化施設などと協力した教育活動を展開します。

都市資源に関する情報の収集と活用

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業⁴⁴⁾を通じて、歴史、文化、自然、産業、人材等の都市資源に関する情報を収集し、まちづくり、観光などの施策に活用するために情報を共有します。また、市長部局と連携して都市資源を学ぶ機会を提供します。

市長部局との連携による文化財の保護・活用

開発行為などの計画について、適切に文化財保護法に基づく手続きが行われるよう、市長部局と連携し情報共有を図り、茅ヶ崎市内に現存する埋蔵文化財が、開発行為などにより失われることを防ぎます。

また、茅ヶ崎市が所有する文化財の活用については、所管課と連携し、文化財の価値が守られるよう努めます。

活動内容	事務局関係課	実施年度	事業内容	連携した課・学校
防災教育の普及啓発	全公民館	3～6	心肺蘇生法やAED取扱方法等、防災や救命等に関する知識や技術の習得などについて、消防部局や防災対策課と連携し、地域に対する防災教育を実施しました。	予防課 消防指導課 防災対策課
地域における学びの機会の創設	小和田公民館 松林公民館 南湖公民館	3～6	市長部局をはじめ、地域のコミュニティセンターや包括支援センターと事業の企画立案から実施まで連携し、さまざまなテーマで講座を実施しました。	市民自治推進課 高齢福祉課 こども育成相談課 健康増進課
地域における育児支援の展開	全公民館	3～6	保健所、こども育成部局、保育園と連携し、家庭教育支援の充実を図るため、育児に関する知識の習得や情報提供の他、子育てに関する相談事業を実施しました。	こども育成相談課 保育園 健康増進課
子ども同士の学びと交流の創出	松林公民館	3、4	中学生と小学生の学びと交流を広げるため、赤羽根中学校科学部と連携し、オンライン会議システムを活用した小学生親子講座（科学実験）を実施しました。	赤羽根中学校
ゆかりのまち提携40周年記念事業	全公民館 青少年会館 図書館	5	岡崎市とのゆかりのまち提携40周年を記念して、両市民の交流が次世代へ継承され、発展することを目的に、岡崎市オンラインツアーの開催、徳川家康や大岡越前、岡崎市に関する本やCDの展示、パンフレットの配布を行いました。	多様性社会推進課
夏休み宿題応援～図書館で学ぶ「気候変動とSDGs」～	図書館	3、5	気候変動や海洋プラスチック問題など、環境に関する幅広いテーマのパネルを展示するとともに、関連資料を展示・貸出しました。	環境政策課
講座関連の資料の提供	図書館	3～6	講座開催や、事業の周知啓発に併せて、さまざまなテーマに関連した図書館蔵書の中から資料の提供を行いました。	広報シティプロモーション課 防災対策課 文化推進課 多様性社会推進課 地域福祉課 障がい福祉課 こども育成相談課 健康増進課

活動内容	事務局関係課	実施年度	事業内容	連携した課 学校
デジタル田園都市国家構想に関する事業	社会教育課 図書館 教育総務課	4	博物館、図書館、美術館、市史編さん担当が所管する資料を搭載したデジタルアーカイブ ⁴³⁾ の実装及び、同資料を活用したまちあるきアプリケーションの開発を行いました。	広報シティプロモーション課 産業観光課 文化推進課
市長部局との連携展示	社会教育課 博物館	5、6	多様性社会推進課「ゆかりのまち岡崎市パネル展」、広報シティプロモーション課「わたしのちがすき写真展」、文化推進課「昔の写真・特定歴史公文書等展」を博物館において開催しました。	広報シティプロモーション課 文化推進課 多様性社会推進課
環境・景観部局の協力した普及啓発事業	社会教育課	5	自然環境マップ調査リーダー会議への出席、生物多様性講演会と生物相調査への協力を行いました。	環境政策課 景観みどり課
小・中学校との連携	社会教育課	5	梅田中学校の地域探求学習、北陽中学校生物・科学部に展示解説や駒寄川生きもの解説、小出小学校小出においてプロジェクトの活動の協力を行いました。	梅田中学校 北陽中学校 小出小学校
デジタル田園都市国家構想に関する事業	博物館	6	文化推進課（市史編さん担当・美術館）が所管する資料を搭載したデジタルアーカイブ ⁴³⁾ の拡充についての協議を実施しました。	文化推進課
市所有の登録有形文化財（建造物）の保存活用	博物館	6	市所有の登録有形文化財「旧藤間家住宅主屋」の保存活用について、「旧南湖院第一病舎」及び「旧氷室家住宅主屋」の所管課と協議しながら事業を推進しました。	文化推進課 公園緑地課
小・中学校との連携	博物館	6	中学生の職場体験の受け入れを実施しました。	松浪中学校 鶴嶺中学校 西浜中学校 萩園中学校 鶴が台中学校 松林中学校

○連携の効果を総括

「他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施」として、多様な分野の職員との連携による多彩な講座の企画が各公民館を中心に行われ、参加する市民の充実した学習活動につながりました。

「博物館内にとどまらない博物館活動の展開」として、国登録有形文化財「藤間家住宅主屋（博物館所管）」、「旧南湖院第一病舎（文化推進課所管）」及び「旧氷室家住宅主屋（公園緑地課所管）」の保存活用に関する計画策定に向けた調整を行い、保存について同様の課題を抱える文化財を所管する3課（2課・1館）が一体的・統一的な動きをすることができました。

また、博物館を軸として、美術館、社会教育課及び文化推進課市史編さん担当が所有する知的財産（資料、図書、写真など）を搭載した茅ヶ崎版のデジタルアーカイブ⁴³⁾構築及び活用促進についての調整を行いました。

○課題と今後の方向性

公民館をはじめとする社会教育施設における講座等の事業では、今後も分野・領域横断的な企画立案に積極的に取り組み、地域の教育力の向上と持続可能な地域運営に寄与するよう努めます。そのことを通じて、市長部局にとどまらず、地域や関係団体との連携を深めることで、多世代が楽しく学び、交流する機会づくりにつなげていきます。地域における育児支援など、地域の身近な課題に向き合う場づくりを多様な主体とともに取り組みます。

他分野との新たな連携につながる可能性を持つ、博物館のデジタルアーカイブ⁴³⁾の活用を努め、博物館内にとどまらない博物館活動の展開を広げていきます。貴重な文化財や地域資料についても、それらの現代的な活用による保護・保存という、共通の目標を教育委員会と市長部局が共有することで、目的を明確にし、効果的な取り組みが推進される連携を企図します。多様な主体が協働して、市の歴史、文化、自然、産業、人材等の都市資源を調査研究し、その魅力を発信するちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業⁴⁴⁾の仕組みを生かし、連携を進めます。

基本方針 2 の取り組みに対する知見

政策 3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

公民館が、姉妹都市友好協定に関連した国際交流を深める事業や、公的社会教育の観点から、他施設・機関と協力して防災や健康等の現代的課題に取り組まれたことが高く評価されます。全国の動向から見ても茅ヶ崎市は小・中学生の公民館利用が特筆されますが、令和 6 (2024) 年度は特別支援学校、また特別支援学級の児童が対象の事業や、図書館と連携した小学校児童による公民館と図書室の訪問などの好事例が加わっています。また、オンライン講座や SNS での広報など、より多くの市民の参加を促す仕組み作りが評価されます。

課題として記載されているとおり、より良い学習環境を整えていくことが期待されます。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が進む折から、自己評価の中に地域学校協働活動も織り交ぜて学習環境の全体像を示し、地域のつながりや社会教育の事業運営の意義と現状をより多くの市民が認識し、参加しやすくなるよう、今後の方向性の可視化と実際の事業の一層の充実が待たれます。ICT を活用して、市民の学習ニーズに対応できる事業の実施形態・方法を拡充・精錬させ、多世代の学習を、萌芽的な活動を含めて支えていく視点も重要です。

令和 6 (2024) 年度の体験学習センターでの指定管理者制度導入も注目されます。自己評価に記載されたとおり、事業者の専門性が生かされて事業の充実がもたらされたことは首肯でき、今後も事業の記録・評価と見直しを丁寧に行うことが必要と考えます。

社会教育関係職員の資質向上に努められたことも評価されます。指定管理者制度の導入も進むことから、職員の社会教育主事や社会教育士の資格取得を促すことも一案です。

児童クラブの待機児童解消は大きな課題です。全国的に半世紀前より、配偶者のいる女性の雇用は未婚女性の数を上回っており、「共働き世帯の増加」は理由にならないと考えられ、少なくとも「児童クラブ入所児童数 2,300 人以上」という令和 12 年度時点の目標値を充足できる児童クラブ定員数の確保が求められます。児童クラブが、単なる物理的な受け皿ではなく、放課後の児童のより良い育成と居場所創出につながる制度設計が重要です。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

地域の小・中学校と連携した取り組みは、自己評価に関して先述したとおり、茅ヶ崎市の特筆すべき事項として高く評価されます。中学校の部活動の機会提供、また下寺尾の遺跡を学ぶ講座、特別支援学校・特別支援学級の子どもの事業など、継続・拡充を期待します。

ジュニアリーダーの養成・実践に青少年課が尽力されたことも、全国的な子ども会活動の動向から見ても好事例と言えます。子どもが憧れをもってインリーダーを含め、ジュニアリーダーの講座に自ら参加し、創造的に活躍できる仕組み作りを進めていただきたいと思います。

公民館では、防災をテーマとした展示や、健康をテーマとしたシニア層向けの事業を社会福祉協議会や民間の医院と連携して実施するなど、地域課題及び現代的課題への取り組みが高く評価されます。文化財保護担当部局と連携した縄文体験等の事業も、文化財保護への理解促進の成果が大いに認められます。

青少年会館による動画制作・配信や青少年課の ICT を活用した広報も注目されます。フリースペースの貸出件数は増加しており、参加に関心がない・参加が難しい環境にいる市民に活動参加と、市民自身の主催での学習活動の創出を一層促すことが期待されます。

政策 4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

「博物館を知る多様な機会」の創出や、「学習の機会の充実」に取り組んだ結果、博物館・民俗資料館の利用者数は順調に増加しており、とりわけ若年層の利用に一定の手応えを得ているという自己評価となっています。ここに言う「機会」とは、具体的には博物館・民俗資料館が市民に提供した諸々の「事業」を指しますが、一般に社会教育機関は、多様な事業展開によりその利用者を維持・獲得していくものとされています。従って、博物館・民俗資料館を通じて茅ヶ崎市教育委員会は、今後もさまざまな新規事業を打ち出していくことと思われませんが、その一方で、これまでの活動を通じて博物館・民俗資料館の活動の根幹を体現していると述べても過言ではない重要な事業もありますので、新規事業の実施も重要であります。維持していかなければならない重要な事業も決して後退させることなく大切にしていなければ幸いです。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

重点施策としては、「（取り組み 1）博物館・民俗資料館を拠点とした教育活動の実施」、「（取り組み 2）下寺尾官衙遺跡群の保存・整備」、「（取り組み 3）市民が中心となった茅ヶ崎の都市資源の普及啓発活動への支援」の 3 つの取り組みが掲げられています。

取り組み 1 については、対象者となる市民に対して、世代別あるいは学校教育に特化した取り組み等が細やかに実施されていることが一定の効果を上げていると評価している点は、卓見です。一般に行政の対極に位置する存在は「市民」とであるとされますが、実際にはこの「市民」の内訳は、乳・幼児にはじまる多様な世代にわたり、また、学校教育を必要とする就学児童・生徒、社会教育を求める就労（勤労）者層や定年退職者層といったさまざまな立場の人々がこの「市民」の実態です。今後もより一層細やかな取り組みの実施を期待します。

取り組み 2 に関しては、年度ごとの地道な取り組みは評価できますが、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の移転という積年の課題が一刻も早く解決され、下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡の史跡公園化（整備・公開）が着手されることを祈念します。

取り組み 3 に関しては、この素晴らしい取り組みを維持していただきたいと同時に、参加者のさ

らなる増加を期待するものです。

基本方針 2 の市長部局との連携に対する知見

○自己評価（連携の効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

基本方針 2 の「市長部局との連携」は、「他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施」「博物館内にとどまらない博物館活動の展開」「都市資源に関する情報の収集と活用」「市長部局との連携による文化財の保護・活用」の 4 点があります。

はじめに、教育委員会の点検・評価に「市長部局との連携」という観点が導入されたことは、画期的なことであり、おそらく他の自治体の教育委員会の点検・評価に先駆けての取り組みではないでしょうか。

周知のとおり、茅ヶ崎市は、市民を主人公にした公民館の活動や、埋蔵文化財の発掘調査への市民参加等が、逸早く進められた自治体であり、学校教育及び社会教育のさまざまな局面において、市と市民との間で、多様な協同が進められていることは、茅ヶ崎市教育委員会の大きな特徴となっています。そのような中、教育委員会がさらに市長部局との連携にも留意してさまざまな活動を展開しようとしていることは、大いに評価されてしかるべきであります。今後も、このような取り組みが継承され、教育委員会の点検・評価の中で適切に検証され、取り組みが発展していくことを期待します。

市長部局との連携により防災教育や科学教室、気候変動、環境問題等の地球規模の課題を学習する講座等、スケールメリットの大きな学習機会が創出されたことも高く評価されます。ホノルル市・郡との姉妹都市友好協定に加えて岡崎市とのゆかりのまち提携の記念事業でも、多様性社会推進課と広報シティプロモーション課、文化推進課との連携により、充実した文化交流が行われています。茅ヶ崎市美術館の活動も、市の学校教育・社会教育の分野への実績が認められます。今後も分野・領域横断的な取り組みを進めていただきたいと思います。

4 基本方針3の点検・評価

政策5
教育的効果を高める教育行政の推進

政策6
安全で安心な教育施設の整備

政策7
子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

市長部局との連携

基本方針3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」を踏まえ、教育委員会の運営、事務事業の進行管理及び教育施策の企画立案に資する調査・研究に関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取り組みと効果を総括

「2. 指標の推移」のとおり、4つの研究テーマに取り組みました。調査研究等の成果を周知する機会は5回あり、市主催の調査研究発表会には47人の参加がありました。

授業研究調査研究会³³⁾では、4(2022)年度から「子どもが動き出す問い ～つながりを通して学びを深める～」をテーマとして調査研究しました。子どもたちの主体性を引き出す「問い」と、そこから生まれる子ども同士のつながりをはじめとしたさまざまなつながりが、どのように子どもたち一人一人の深い学びにつながっていくのかについて考察しました。茅ヶ崎市の教育の方向性として、将来の予測が困難な時代に子どもたちが生きていく力をはぐくむために、各学校の授業改善の1つの視点として参考となる研究内容としてまとめることができました。

茅ヶ崎の学習調査研究会³³⁾では、小学校の社会科資料集及び中学校の地域学習副読本である「わたしたちの茅ヶ崎」のより効果的な活用方法や具体的な授業実践などの情報を発信してきました。また、地域の教材の一端を紹介するために、小学校向け資料集の市ホームページでの一部公開をしています。

毎年1回実施している茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査では、質問項目を精査し、家庭学習や調べ学習でのインターネットの使用に関する質問から、タブレットが1人1台整備された状況に合わせて、学校や家庭学習でのタブレットなどのICT⁴⁾機器の使用に関する質問に変更するなど、より現代の教育課題に適合した質問項目に修正し実施しました。調査結果を市ホームページで公開するとともに、各学校には自校の児童・生徒の特徴を捉えた授業づくり等に生かせるよう周知しています。

教育行政の円滑な運営に関しては、教育委員会の会議や人事労務等に関する事務などを適切に行うとともに、小学校給食費を学校に代わり市が徴収・管理する公会計方式への移行に向け、小学校給食費の口座振替依頼の受け付けを開始しました。

また、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しにあたり、次期教育大綱の取り扱いの方針について、6(2024)年10月17日に開催した総合教育会議において協議しました。教育大綱と教育基本計画の連動性をより高めるとともに、本市の教育行政の方向性を市民により分かりやすいものとするため、「本市における教育振興基本計画である茅ヶ崎市教育基本計画をもって、教育大綱に代える」ことについて、市長から提案・説明があり決定しました。

○課題と今後の方向性

調査研究会³³⁾については、各校から推薦された教員が調査研究員として専門性の高い調査研究を行うことで、教育課題の深堀りにつながっているものと考えます。しかしながら、調査研究発表会の研究員以外の参加者の少なさや学校現場の多忙化等により、調査研究の成果が十分に還元されず、生かしきれていないことが、教育委員会として課題と認識しています。できるだけ多くの教員に成果を共有し、学校現場に還元していくために、調査研究発表会の参加を促すとともに、2年経験者研修の研修項目として調査研究発表会への参加を悉皆とするなど、研究員以外の教員への情報提供の強化を行っていきます。

7(2025)年度からの小学校の学校給食費の公会計化により、学校給食費の徴収・管理業務の効率化、教職員の学校給食費の徴収に関わる事務の軽減につなげ、児童と向き合う時間の確保を図るとともに、管理の透明性向上を実現します。

教育基本計画の中間見直しでは、現行計画策定後の社会情勢の変化や、これまでの取り組みの成果及び課題を踏まえた施策体系の見直しを反映した、同計画をもって大綱と代えることとする「茅ヶ崎市教育基本計画令和8年度改定版」の策定作業を進めます。

2. 指標の推移

教育に関する研究の活動状況を把握するため、調査研究員会³³⁾で行われている研究の背景、内容及び研究で得られた知見を確認します。

① 調査研究員会の研究テーマ

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
調査研究員会 ³³⁾ の研究テーマ	テーマ数	0	5	4	5	4	

表 年度別研究テーマ

年度	研究テーマ
令和3年度	・茅ヶ崎的教育調査研究員会「『思考力・判断力・表現力』を育む授業実践」 ・情報教育調査研究員会「はじめようプログラミング教育 ～プログラミング的思考を育む授業を目指して～」 ・授業研究調査研究員会「ふり返りから実践へ」（※授業研究後のふり返りを、次の授業にどのように生かしていくか） ・子どもの成長・発達調査研究員会「コロナ禍でも、他者との関係性が育つ授業の在り方 ～協同的に探究をする学習に焦点を当てて～」 ・教科教育調査研究員会「1人1台端末を活用した授業改善について ～深い学びを実現させるためのICTの活用～」
令和4年度	・子どもの成長・発達調査研究員会「制限のある学習環境で、他者との関係性を育む授業 ～学びを支える対話に視点を当てて～」 ・教科教育調査研究員会「1人1台端末を活用した授業改善について ～深い学びを実現させるためのICTの活用～」 ・茅ヶ崎の学習調査研究員会「深い学びを実現するための地域教材の活用～知らない茅ヶ崎からわたしたちの茅ヶ崎へ～」
令和5年度	・授業研究調査研究員会「子どもが動きだす問い～つながりを通して学びを深める～」 ・子どもの成長・発達調査研究員会「制限のある学習環境で、他者との関係性を育む授業 ～学びを支える対話に視点を当てて～」 ・教科教育調査研究員会「1人1台端末を活用した授業改善について ～深い学びを実現させるためのICTの活用～」 ・茅ヶ崎の学習調査研究員会「深い学びを実現するための地域教材の活用 ～知っている茅ヶ崎からわたしたちの茅ヶ崎へ～」 ・授業研究調査研究員会「子どもが動きだす問い ～つながりを通して学びを深める～」 ・情報教育調査研究員会「深い学びを実現するための授業づくり ～情報活用能力の視点から～」
令和6年度	・茅ヶ崎の学習調査研究員会「深い学びを実現するための地域教材の活用 ～知っている茅ヶ崎からわたしたちの茅ヶ崎へ～」 ・授業研究調査研究員会「子どもが動きだす問い ～つながりを通して学びを深める～」 ・情報教育調査研究員会「深い学びを実現するための授業づくり ～情報活用能力の視点から～」 ・子どもの成長・発達調査研究員会「自分の考えを伝えたいという問いの在り方について ～安心できる環境づくりを目指して～」
令和7年度	

② 調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数	発表回数（回）	1	3	5	5	5	
	発表回数：5回以上 参加者数：80人以上	0	33	76	80	75	

5－1 教育行政の円滑な運営

児童・生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、災害、事件・事故、教育に係わる緊急事態などに対応する危機管理体制を整備し、さまざまな課題に対して、適時迅速かつ的確に意思決定を行います。

教育委員会事務局職員の学習機会の確保と政策の立案や推進に係る技能の向上を図ります。また、学校給食調理員、教育施設業務員などの人事管理を行うとともに、学校徴収金事務などの効率化に努めます。

取り組み1 教育委員会の運営

教育委員会の事務に関する決定機関である教育委員会の会議（定例会）や、児童・生徒が安全で安心して学校生活が送れるように学校現場の状況を把握するための学校訪問を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
教育委員会の会議の開催	開催回数	年12回	年12回	年12回	年13回	年13回		教育総務課
教育委員の学校訪問	訪問校数	17校	14校	27校	29校	31校		教育総務課
教育委員会表彰	表彰者数 表彰団体数	56人 2団体	32人 5団体	50人 4団体	37人 9団体	58人 7団体		教育総務課
総合教育会議の開催	開催回数	3回	3回 (教育現場1回含む)	2回 (教育現場1回含む)	2回 (教育現場2回含む)	2回 (教育現場2回含む)		教育総務課
教育委員会の予算決算	当初予算額 市予算に対する割合	56.2億円 7.5%	57.8億円 7.9%	50.5億円 6.6%	63.6億円 8.0%	111.2億円 11.9%		教育総務課
危機管理に係る体制構築	研修回数	12回	12回	12回	12回	12回		教育総務課
産業廃棄物の適正処理	収集日数	—※	70日※	119日※	125日※	131日※		教育総務課

※電子マニフェスト発行日数（段階的に紙管理から電子化に移行）。教育委員会所管施設から排出の産業廃棄物処理は、4(2022)年度より教育委員会へ事務移管。

取り組み2 職員の人事労務

教育委員会事務局職員や県費負担教職員²⁹⁾以外の学校職員に関する人事労務等の適正な事務執行を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
事務局職員（正規職員）の人事労務（各年3月末時点）	対象人数	236人	226人	224人	228人	230人		教育総務課
会計年度任用制度職員の人事労務（各年3月末時点）	対象人数	529人	541人	532人	537人	515人		教育総務課
教育委員会衛生委員会の開催	開催回数	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回		教育総務課

5-2 教育行政の点検・評価と進行管理の推進

教育委員会の事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進め、効率的・効果的な教育行政を推進します。
また、PDCA（計画→実行→点検・評価→改善）のサイクルに基づき計画の進行管理を行い、教育施策を計画的かつ効果的に進めます。

取り組み1 教育委員会の点検・評価の実施

教育委員会の事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進め、効率的・効果的な教育行政を推進します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
教育基本計画審議会の開催	開催回数	3回	2回	2回	3回	4回		教育総務課
点検・評価の実施	点検・評価報告書の公開時期	2月	11月	9月	11月	9月		教育総務課
教育基本計画の策定・変更	策定・変更	10月策定	-	-	-	中間見直しに向けた検討		教育総務課
教育大綱の策定・変更	策定・変更	-	-	-	-	次期大綱の考え方の整理		教育総務課
教育施策に関する相談・調整	他課からの相談事案数	4事案	6事案	8事案	6事案	6事案		教育総務課

5-3 教育に関する基礎研究の推進（重点施策）

教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題などを把握し、その成果を教育に関する政策立案や学校教育、社会教育の場で活用します。

取り組み1 茅ヶ崎市立小・中学校の児童・生徒の学習・生活状況の把握

「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」を実施し、茅ヶ崎教育研究会⁴⁵⁾による調査結果の分析・検証を行います。また、調査結果を政策立案等に活用できるように関係各課へ周知します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
児童生徒意識調査の実施	調査回数	1回	1回	1回	1回	1回		教育センター
茅ヶ崎教育研究会 ⁴⁵⁾ での分析・検証	研究会回数	8回	6回	11回	10回	10回		教育センター
調査結果の公開	公開時期	1月	7月	10月 2月	1月	1月		教育センター

○取り組み内容（実績）

「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」については、ウェブアンケートを活用し、小学校3年生（2,185人）、6年生（2,207人）及び中学校3年生（2,015人）を対象に、6（2024）年6月に調査を実施しました。

集計報告書については、各小・中学校へ提供するとともに、市ホームページに掲載しました。また、集計結果の分析内容については動画にまとめるとともに、より多くの教職員が集計結果と動画を視聴して研鑽できるよう、教育センターの教職員専用ページ「学びのひろば」に動画を掲載しました。分析動画の活用については、初任者研修会（第7回）において、動画視聴を事前課題とし、自身の実践を振り返り、研修者相互の意見を交流する研修を実施しました。

○取り組みの効果

4（2022）年度より、調査実施の年度内に分析動画を掲載・周知することで、より多くの教職員が児童・生徒の意識を把握し、日頃の授業実践等を振り返る機会を提供することができました。初任者研修では分析動画を視聴し、自身の実践を振り返る機会を設け、子どもたちの肯定的な意識だけでなく、否定的な意識にも注目することにより、教員として必要とされる資質を再確認することができました。また、各種研修や研究会、計画訪問²⁾等で結果の一部を取り上げるなど、教職員が活用するためのきっかけづくりに努めております。今後も、より多くの教職員が分析結果や動画を活用できるよう周知していきます。

集計結果について、中学3年生では、多くの項目で肯定的な回答の増加が見られる一方で、小学6年生では、肯定的な回答の減少が見られました。また、「学校でいろいろなことが分かるようになることは楽しいですか」「学級の友だちと一緒に学習することが楽しいですか」「学校や家庭学習でタブレットなどのICT⁴⁾機器を使うことは、学習の役に立つと思いますか」「ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことはありますか」「運動会・体育祭や発表会などの学校行事で、がんばりとおしてよかったことはありますか」「授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思いますか」「人が困っているとき、進んで助けていますか」「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」の8項目について、実施した学年で肯定的な回答が9割を超える高い水準にありました。各学校においても調査結果を活用し、理由や背景を振り返り、教育活動に生かして行くことが大切であると考えます。

取り組み2 幼児期の教育等に関する講座・講演会等の開催

幼児期の教育等に関する講座・講演会等を開催することで、健やかな心身の調和的な発達に必要な教育のあり方に関する情報提供に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
茅ヶ崎市教育講演会の開催	開催回数 参加者数 視聴回数	0回 (コロナにより中止)	1回 41人 476回	1回 41人 565回	1回 - 1,532回	1回 35人 697回		教育センター
響きあい教育シンポジウムの開催	開催回数 参加者数 視聴回数	1回 - 5,248回	1回 - 1,188回	1回 47人 1,259回	1回 90人 803回	1回 75人 -		教育センター
幼児教育研修会の開催	開催回数 参加者数 視聴回数	1回 - 6,682回	1回 - 807回	1回 48人 571回	1回 42人 643回	1回 47人 -		教育センター
乳幼児期の子育ち・子育て講座の開催	開催回数 参加者数 視聴回数	0回 (コロナにより中止)	-	1回 57人 1,416回	1回 24人 577回	1回 21人 1,018回		教育センター

○取り組み内容（実績）

4つの講座・講演会は全て対面で開催し、うち2つを後日に動画配信しました。研修会や講座の講師として、専門の知見をもつ大学教授等を招聘し、子どもの育ちや大人の関わり方について講演いただき、教育関係者や市民が共に考える機会を提供しました。

○取り組みの効果

講演テーマを「子どものチャレンジする心を育むための大人の役割～乳幼児期から思春期の子育ち・子育て～」 「能力主義の行きつく先には何があるのだろう～「生き抜く」から「生き合う」へ～」等に設定することにより、現代の子どもの悩みや取り巻く環境の課題を再認識するとともに、より適切な大人の関わり方を問い直す講演内容となりました。上記4つの講座・講演会について、参加者や視聴者のアンケートでは肯定的な感想が98%であったことから、教育関係者や保護者にとって子育てや子どもの育ちにかかわる学びを深める機会を提供することができました。

５－４ 学校の適正規模及び適正配置の推進

児童・生徒の教育環境や学校運営の改善に向け、学校及び地域住民などと連携し、学校の適正規模及び適正配置を進めます。

取り組み１ 学校規模の適正化に関する調査の実施と指針の策定

本市における教育政策等の基礎資料とするため、客観的な手法に基づき市立小・中学校における将来の児童・生徒数推計を行うとともに、大規模化又は小規模化が見込まれる教育環境の改善のため、学校規模の適正化及び適正配置の検討を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
児童・生徒数推計の実施及び公表	公表の実施回数	１回	１回	１回	１回	１回		学務課
学校規模の適正規模・配置に係る基本方針の改訂	現行の基本方針の改訂	－	－	－	－	－		学務課
学校規模の適正化に関する検討	開催回数	本会１回 部会１回	－	－	－	－		学務課
保有教室調査の実施	調査回数	１回	１回	１回	１回	１回		教育施設課

政策 5 の指標一覧

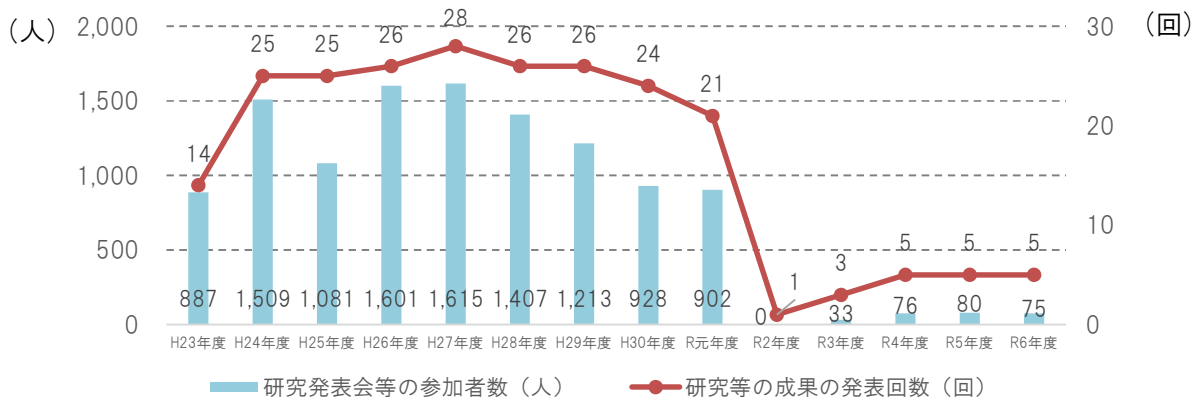
① 調査研究委員会の研究テーマ

出典：教育センター調べ

年度	神奈川県教育研究所連盟教育研究発表大会 発表テーマ
H26年度	「茅ヶ崎の授業研究」～教職経験の短い教員の授業力向上に向けて～ 「小学校と中学校の学びの連携」 「ICTを利用した授業づくり」～これからの茅ヶ崎スタイル～
H27年度	「他者との関わり・学び合いを大切に授業づくり（国語）」 「学習観の転換」～算数・数学の本質的理解、思考重視の授業へ～ 「子どもの学びと育ちを支える授業づくり」 「学校における不登校児童・生徒への支援」
H28年度	「質の高い学びをつくる授業研究」 「ICT活用の可能性と課題」 「家庭との連携を図った学習習慣の形成」～基礎学力をつける家庭学習～
H29年度	「インクルーシブな環境づくり」～支えあう学級づくり・授業づくり～ 「子どもたちが自分の価値を自分で認められる学びの環境づくり」 「系統性を意識した児童のあり方について」～器械運動（マット運動）を通して～ 「英語を通して育てるコミュニケーションスキル」～他者理解を目指した小中のつながり～
H30年度	「地域の子どもたちを支える新たな視点」～学習支援・居場所づくりを通じて～ 「子どもをとりまくコミュニケーションツールの現状について」 「深い学びを支援するための授業づくり」～そのための「しかけ」の工夫～
R元年度	「学びに向かう力を育てるために」 「茅ヶ崎の地域素材の活用（地形図も含む）に向けて」 「児童・生徒にとって使いやすい茅ヶ崎の地域学習用副読本の改訂～」 「今までの授業に取り入れられる「書く」活動のひと工夫～中学校との接続を意識して～」
R2年度	感染症まん延防止のため、調査研究委員会及び発表会は中止。
R3年度	調査研究委員会で研究した次の5件を発表予定でしたが、感染症まん延防止のため発表大会は中止となりました。 ・茅ヶ崎の教育調査研究会「『思考力・判断力・表現力』を育む授業実践」 ・情報教育調査研究会「はじめようプログラミング教育 ～プログラミング的思考を育む授業を目指して～」 ・授業研究調査研究会「ふり返りから実践へ」（※授業研究後のふり返りを、次の授業にどのように生かしていくか） ・子どもの成長・発達調査研究会「コロナ禍でも、他者との関係性が育つ授業の在り方 ～協同的に探究をする学習に焦点を当てて～」 ・教科教育調査研究会「1人1台端末を活用した授業改善について ～深い学びを実現させるためのICTの活用～」
R4年度	「思考力・判断力・表現力を育む授業実践」～授業研究を通して「子どもの学びの変容・深まり」について考える～ 「ふり返りから実践へ」 「はじめようプログラミング教育」～プログラミング的思考を育む授業を目指して～
R5年度	「制限のある学習環境で、他者との関係性を育む授業」～学びを支える対話に視点を当てて～ 「1人1台端末を活用した授業改善について」～深い学びを実現させるためのICTの活用～
R6年度	「深い学びを実現するための地域教材の活用 ～知っている茅ヶ崎からわたしたちの茅ヶ崎へ～」 「子どもが動きだす問い ～つながりを通して学びを深める～」

② 調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数（人）

出典：教育センター調べ



※令和2(2020)年度より研究発表の場（対象事業：5事業）を変更。なお、2(2020)年度は動画配信のため参加者は0人。

基本方針 3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」を踏まえ、教育施設等の再整備や維持保全に関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取り組みと効果を総括

「2. 指標の推移」に示す「教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合」について、「安心して利用できる」と答えた生徒の割合は前年度から6ポイント増加しており、平成23(2011)年度以降の中期的な推移を見ても過去最高の数値となっています。その背景には、全中学校の屋内運動場及び特別教室の空調設置工事の着手や、個々の中学校での教室改修やトイレ改修、グラウンド改修など、着々と工事が進められ、少しずつ学びの環境が改善してきていることが生徒の実感として表れてきたものと考えます。同指標に係る児童の割合は令和2(2020)年度以降は概ね横ばいの傾向にありますが、中長期的な推移でみると高い数値となっています。また、政策7の指標「学校内・登下校時の事故報告件数」も、4(2022)年度以降減少しており、施設の改修や、各校での安全指導、児童・生徒、教職員への意識付けといった取り組みの積み重ね等により学校施設の安全性が向上しているものと考えます。

学校施設の整備状況については、6(2024)年3月に策定した学校施設再整備基本計画に基づき、小出小学校、円蔵小学校の大規模改修工事、全中学校の屋内運動場及び特別教室のエアコン設置工事等を実施しました。学校施設整備基金からの拠出金を小出小学校、円蔵小学校の大規模改修工事の事業費の一部に活用するとともに、年度末までに新たに30億1,800万円を積み立てました。

○課題と今後の方向性

本市の児童・生徒数は減少傾向にあるものの、特別支援学級⁶⁾の児童・生徒数は増加傾向にあり、子どもたちの多様な学びの選択肢を整えていくため、12(2030)年度までに特別支援学級⁶⁾の全校設置を目指して整備を継続的に進めていくほか、8(2026)年度からは中学校では1年生から順次35人学級が導入となり、一部の学校では現状の校舎の教室配置の仕方では教室の不足が生じる可能性があり、変化に応じた柔軟な配置・設計の検討が必要です。また、災害時の避難所機能や児童クラブ機能をはじめ、学校施設に求められる機能は多様化しており、安全・安心な学校教育活動の確保にプラスして何を優先して整備していくのか、整備において優先すべき機能について検討を進めます。

学校施設の再整備については、今後の方向性として、教育委員会と教育施設業務員をはじめ教職員が連携して日々の着実な維持管理を行いつつ、学校施設再整備基本計画に基づき、目標耐用年数が近い松浪中学校・梅田中学校・茅ヶ崎小学校のうち1校の建て替えの検討を進める予定です。

2. 指標の推移

教育施設の改修等の進捗や児童・生徒の教育施設に関する意識を、次の指標を用いて把握し、政策の効果を検証します。

① 教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「安心して利用できる」と回答した割合 小学校6年生：55%以上 中学校3年生：50%以上	小学校6年生	64	62	61	61	61	
	中学校3年生	51	54	51	51	57	

② 教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
累計棟数※ 32棟以上	累計棟数	18	18	18	18	19	

※累計棟数は、平成23(2011)年以降の実績数。

6-1 教育施設の再整備（重点施策）

耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。建て替えや長寿命化などにあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを進めるとともに、教育施設の複合化など教育施設が地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを検討します。

また、市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます。

取り組み1 教育施設の長寿命化及び大規模な改修

教育施設の再整備に向けた計画の策定や学校敷地の整理など、施設の長寿命化等の再整備に向けた準備を進めます。また、主要部位の耐用年数をむかえた施設を対象に外壁、屋上防水、トイレ等の改修を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学校施設再整備基本計画の策定	計画の進捗	策定に向けた調査	策定に向けた調査	素案の作成	策定	計画に基づき整備事業の実施		教育施設課
敷地の整理	件数	0件	0件	0件	0件	0件		教育施設課
老朽部位の改修	件数	3件	5件	7件	12件	14件		教育施設課
トイレの改修	件数	2件	0件	2件	2件	6件		教育施設課
電気・機械設備の改修	件数	3件	4件	1件	19件	33件		教育施設課
工事の設計及び監理業務	件数	4件	5件	5件	9件	8件		教育施設課
学校施設整備基金の運用	積立額 拠出額	-	-	基金の設置 積立額40億円 拠出額0円	積立額30億円 拠出額900万円	積立額 30億1,800万円 拠出額8,400万円		教育施設課

○取り組み内容（実績）

学校施設再整備基本計画については、5（2023）年度に策定以降、進捗管理に努めています。老朽部位の改修については、小学校1校、中学校5校の計6校はバリアフリー化を含むトイレ改修工事やグラウンド改修工事、教室改修工事など老朽化した校舎等の改修工事を行いました。また、市内中学校13校に未設置であった特別教室と屋内運動場にエアコンを設置するとともに、屋内運動場には発電機設備を設置しました。

○取り組みの効果

学校施設再整備基本計画については、5（2023）年度に策定し、計画的・効果的な整備を行うことができました。また、基金についても新たに約30億円を積み立て、再整備に向けた財源確保ができました。学校施設については、耐用年数を迎えた部位や不具合等を改修したことにより、児童・生徒の安全・安心でより良い教育環境を整備することができました。市内中学校13校には、未設置であった特別教室と屋内運動場にエアコンを設置し、快適な学習空間を確保しました。また、発電機設備を設置したことで災害時の避難所としての機能を向上させました。

6-2 計画的な教育施設の維持保全

安全・安心で快適な教育環境の確保に向けて、教育施設の維持管理・点検などにより不具合箇所を早期に発見し、必要な修繕を計画的に行います。

取り組み1 教育施設の管理、保守点検及び修繕

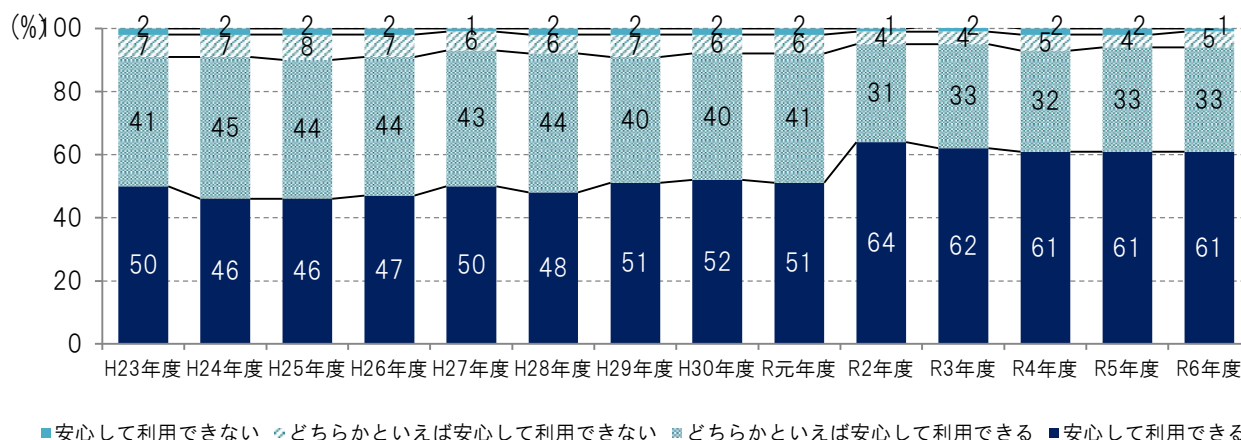
教育施設の維持管理・点検などにより不具合箇所を早期に発見し、必要な修繕を計画的に行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
建築基準法第12条の法定点検の実施（3年ごと）	対象校数	-	小学校19校 中学校13校	-	-	小学校19校 中学校13校		教育施設課
省エネルギー法に基づくエネルギー管理	対象校数	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校		教育施設課
施設の補修・修繕	件数	410件	420件	414件	392件	350件		教育施設課
体育器具、遊具の点検	件数	小学校768件 中学校597件	小学校771件 中学校575件	小学校774件 中学校574件	小学校1,422件 中学校648件	小学校1,421件 中学校648件		教育総務課
体育器具、遊具の修理	件数	小学校3件 中学校4件	小学校8件 中学校2件	小学校6件 中学校6件	小学校7件 中学校7件	小学校8件 中学校3件		教育総務課
学校施設の使用許可	許可件数	460件	643件	803件	883件	897件		教育施設課
学校施設台帳の管理・更新	更新回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		教育施設課

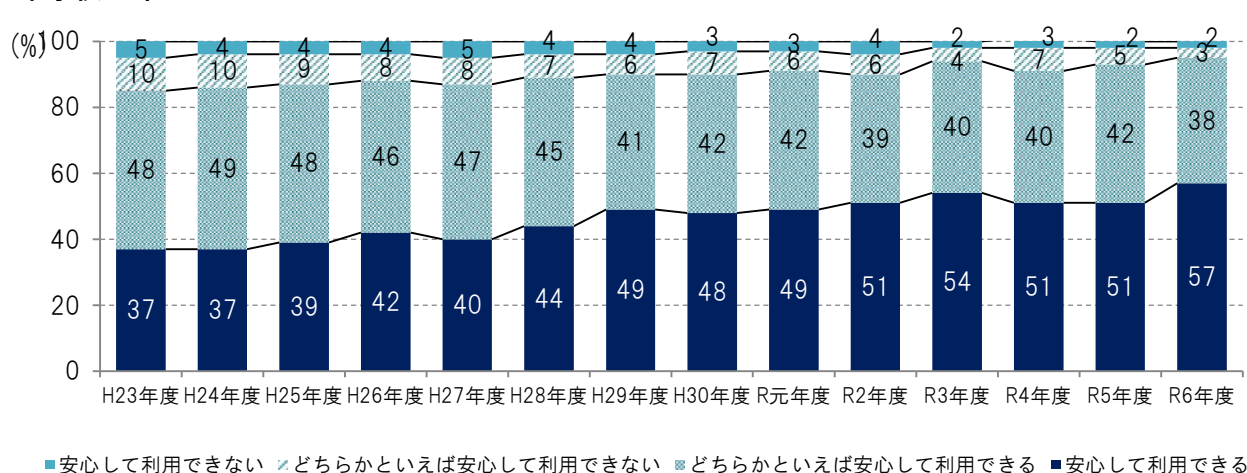
① 教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

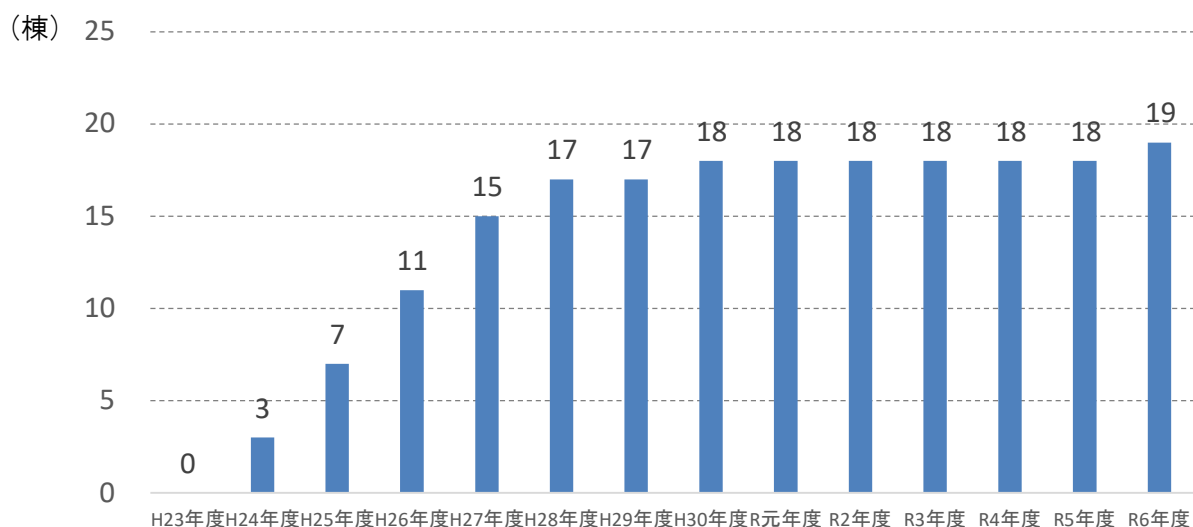


中学校3年生



② 教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）

出典：教育施設課調べ



※累計棟数は、平成23(2011)年以降の実績数。

基本方針3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」を踏まえ、学校給食、健康管理、保健衛生及び就学支援などに関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取り組みと効果を総括

本計画の重点施策「中学校給食の実現」について、令和6(2024)年10月に市内6校で選択制デリバリー方式の給食を開始しました。生徒の喫食率は学校により異なりますが、6割から7割程度となっており、成長の著しい中学生の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた昼食を提供し、健康の保持増進を図ることができました。また、現小学校6年生とその保護者、現中学校1・2年生とその保護者向けに、休日に市役所コミュニティホールで申込制の試食会を行うことで、中学校給食への理解を深めていただく機会を設定しました。実施校の生徒へのアンケートでは、6割以上の生徒が「全体的に満足している」という回答であり、ごはんの量についても「ちょうどよい」が4割程度、「やや多い」と「多い」の合計が4割弱となり、「ちょうどよい」や「やや多い・多い」と感じる生徒が「やや少ない・少ない」と感じる生徒を上回っています。「やや少ない・少ない」と感じる生徒に向けては、主食のおかわり対応を可能としています。

小学校給食では、自校給食を実施している本市では、教育委員会と学校職員である栄養士と調理員が協力して、安全・安心な給食を提供するとともに、四季折々の食材や地域の食材を活用した季節の行事や姉妹都市であるハワイのホノルル市・郡に関連した給食を提供するなど、独自色のある魅力的なメニューづくりに努めました。学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量についても概ね満たし、栄養バランスのとれた給食を提供しました。

通学路の見守り活動の支援をはじめとする児童・生徒の安全対策では、日常的な対策を着実に推進するとともに、近年の気候変動の影響による熱中症への対策として、暑さ指数に基づく熱中症警戒情報（熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート）発令時の学校における対応を記載した「茅ヶ崎市立小・中学校における熱中症予防について」を定め、予防措置の徹底に努めました。

また、就学支援の一環として、特認地域選択制⁴⁶⁾に関し、特認地域に在住の小学校入学前の子どもと保護者に、通学区域外の学校を知っていただく機会として、汐見台小学校で学校紹介及び給食試食会を実施しました。当日は14組26人の参加があり、和やかな雰囲気の中、子どもと保護者に学校生活のイメージを持っていただき、特認地域在住の家庭に学びの選択肢を提供することができました。

○課題と今後の方向性

中学校給食については、7(2025)年5月から7校の中学校給食が開始となり、全中学校での給食の実施となります。今後は、より魅力的で、満足度の高い中学校給食の実施に向け、アンケート等を活用しながら進めていきます。配送時の事故をはじめとするさまざまなリスクを可能な限り減らし、地産地消などの食育の推進などを実現できるような将来のあり方も、並行して検討していきます。

小学校給食については、各校自校方式で給食の提供を行ってきていますが、施設の老朽化や、調理器具の経年劣化による不具合の発生から、急な修繕を要することが多い状況です。また、近年の物価上昇により食材費の高騰が続く中、栄養バランスを維持し、安全・安心で安定的な給食提供を継続していくために、計画的な改修工事の実施や、調理器具の入れ替え、今後の給食のあり方の検討が必要です。

児童・生徒の安全対策に関して、「2. 指標の推移」で「地域の大人に見守られていると思う割合(%)」及び「いつも登下校している通学路が安全だと思う割合(%)」については、長年の地域の方々のご協力もあり、肯定的な意見が概ね安定した割合を維持し続けています。しかしながら、登下校時の児童・生徒の見守りについては、地域のボランティアに協力をいただきながら学校と地域で活動を行っていることに関して、近年の教職員の過酷な勤務状況や地域のボランティアの担い手不足などの問題があり、持続可能なあり方を考えるにあたり課題があることを教育委員会としても認識しています。地域によっては、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)¹⁾を活用し、日常生活の中で見守りを行う「ながら見守り」といった活動の検討も始めているところです。今後については、そのような地域の好事例を横展開していくとともに、教育委員会としての対応策を検討していきます。

2. 指標の推移

児童・生徒が、学校施設や通学路が安全であると感じているか、毎日の食事が十分に摂れているかなどを、次の指標を用いて把握し、政策の効果を検証します。

① 学校給食摂取基準に対する児童・生徒の推定摂取量

小学校中学年 区 分	単位	学校給食摂取基準 児童(8～9歳)の場 合(R3時点)	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
			提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量
エネルギー	kcal	650	651	621	653	615	649	605	618	572		
たんぱく質	g	26	25.7	25.6	27	25.3	26.7	24.8	24.5	22.6		
脂質	g	21	22.1	21	22.1	20.8	21.9	20.3	20.7	19.1		
食塩	g	2	2.3	2.2	2.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.1		
カルシウム	m g	350	336	318	338	316	332	306	330	299		
マグネシウム	m g	50	87.7	82.6	92.5	86.3	92	85	87	84		
鉄	m g	2.6	2.3	2.1	2.5	2.3	2.6	2.4	2.6	2.4		
亜鉛	m g	2	3.1	2.9	3.1	2.9	3	2.8	3.2	2.9		
ビタミンA (レチノール活性当量)	μ g RAE	200	255	241	268	250	264	248	256	234		
ビタミンB 1	m g	0.4	0.6	0.57	0.6	0.56	0.6	0.5	0.5	0.5		
ビタミンB 2	m g	0.4	0.6	0.53	0.6	0.53	0.6	0.5	0.6	0.5		
ビタミンC	m g	25	26	25	28	26	26	24	26	24		
食物繊維	g	5	4.6	4.3	5	4.6	5	4	7	6		

中学生 区 分	単位	学校給食摂取基準 生徒(12～14歳)の場 合(R3時点)	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
			提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量	提供栄養量 (平均)	推定摂取量
エネルギー	kcal	830							829	813		
たんぱく質	g	35							29.8	29.2		
脂質	g	28							26.1	25.7		
食塩	g	2.5							2.6	2.5		
カルシウム	m g	450							349	345		
マグネシウム	m g	120							115	112		
鉄	m g	4.5							3.5	3.3		
亜鉛	m g	3							4.0	3.9		
ビタミンA (レチノール活性当量)	μ g RAE	300							329	323		
ビタミンB 1	m g	0.5							0.6	0.6		
ビタミンB 2	m g	0.6							0.6	0.6		
ビタミンC	m g	35							44	43		
食物繊維	g	7							7	7		

② 地域の大人に見守られていると思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「見守られている」と回答した割合 小学校6年生：55%以上 中学校3年生：40%以上	小学校6年生	48	45	44	49	47	
	中学校3年生	28	28	28	29	33	

※登下校時の見守りの実施については、地域で青少年育成活動を行うことを目的に、市内19小学校区に組織化され、活動する青少年育成推進協議会が、各地域の自治会等と連携し児童・生徒の登下校時の見守りに取り組んだ（108ページ参照）。

③ いつも登下校している通学路が安全だと思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「安全だと思う」と回答した割合 小学校6年生：40%以上 中学校3年生：35%以上	小学校6年生	43	41	41	44	43	
	中学校3年生	38	37	37	38	40	

④ 学校内・登下校時の事故報告件数（件）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
学校内・登下校時の事故報告 70件以下	事故報告件数	73	75	97	84	71	

7-1 栄養バランスのとれた小学校給食の提供と食育の推進

食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い小学校給食を提供するとともに、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。

取り組み1 小学校の給食調理場施設の保守・管理

小学校における安全・安心な学校給食の提供のため、給食調理場における安全衛生環境の向上に取り組むとともに、給食調理場施設の修繕・改修工事など適切な保守・管理を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学校給食調理場の大規模改修	改修校数	0校	1校	0校	0校	0校		学務課
給食調理場による学校給食の実施	実施校数	19校	19校	19校	19校	19校		学務課
学校給食調理場安全衛生委員会の開催	実施回数	12回	12回	12回	12回	12回		学務課

取り組み2 食育に配慮した小学校給食の提供

児童の心身の健全な発達のため、地産地消、食の安全、栄養バランスなど食育に配慮した給食を提供するとともに、食に関する指導の体制を整備します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
給食研究会議及び部会の開催	開催回数	17回	17回	17回	17回	17回		学務課
アレルギー児童生徒対応検討会議の開催	開催回数	2回	1回	1回	1回	1回		学務課
栄養教諭、学校栄養職員による食に関する指導の実施	実施回数	年5回以上	年5回以上	年5回以上	年5回以上	年5回以上		学務課
給食調理場による学校給食の実施（再掲）	実施校数	19校	19校	19校	19校	19校		学務課

7-2 中学校給食の実現（重点施策）

安全で安心な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、給食を通して、適切な栄養の摂取や望ましい食習慣を身につけるため、中学校給食の実施に向けた取り組みを進めます。

取り組み1 中学校給食実施に向けた検討

令和2(2020)年3月に策定した「茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方」を踏まえ、中学校給食実施に向けた具体的な作業に着手します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
モデル事業の実施	対象校数 実施日数	-	-	2校 5日/校	13校 2日/校	-		学務課
中学校給食の実施	実施校数	-	-	-	-	6校		学務課

○取り組み内容（実績）

6(2024)年10月17日から市立中学校13校のうち6校（梅田、鶴が台、浜須賀、中島、円蔵、萩園）で給食を開始しました。給食は、民間の調理施設で調理されたものをランチボックスに盛り付けて配送するデリバリー方式を採用し、アレルギー対応ができないことや一定数の家庭弁当の持参を希望するニーズに鑑み、給食と家庭弁当を選ぶ選択制としました。

残り7校（第一、鶴嶺、松林、西浜、松浪、北陽、赤羽根）も、7(2025)年5月から開始できるよう準備を行いました。

○取り組みの効果

6(2024)年10月17日から3月25日までの期間の中で100日給食を実施しました。6校の生徒2,475人（6(2024)年5月1日現在）を対象に延べ133,302食を提供し、喫食率は61.9%となりました。事前に実施したモデル事業や体験試食会の際のアンケートでは、概ね75%程度の利用希望がありましたが、それをやや下回る喫食率となりました。給食開始後のアンケート調査では、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」に基づく給食の量や味付けにさまざまなご意見をいただいたところです。ご意見を踏まえ、献立や給食運営の不断の見直しを行い、より良い給食の実施を目指します。

7-3 児童・生徒の就学支援

児童・生徒の転入学に係る事務を適正に進めます。また、経済的理由により、就学困難な児童・生徒に係る就学援助を行います。

取り組み1 児童・生徒の転出・転入学に係る事務

茅ヶ崎市内に住所を有する学齢児童・生徒の就学義務の履行状況等を把握するため、学齢簿⁴⁷⁾を編成するとともに、児童・生徒が就学する学校の指定など転出入等に伴う適正な就学事務を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学齢簿 ⁴⁷⁾ の編成	学齢児童・生徒数	児童12,947人 生徒6,142人	児童12,927人 生徒6,213人	児童12,939人 生徒6,145人	児童12,831人 生徒6,079人	児童12,688人 生徒6,035人		学務課
新入学児童・生徒の就学に係る事務	対象児童・生徒数	児童2,079人 生徒2,030人	児童2,049人 生徒2,003人	児童2,104人 生徒1,963人	児童2,024人 生徒1,981人	児童1,937人 生徒1,954人		学務課
特認地域選択制 ⁴⁶⁾ の利用 （就学指定校の変更）	対象児童・生徒数	79人	98人	61人	94人	67人		学務課
特認地域選択制 ⁴⁶⁾ の利用以外の指定校 変更に係る事務	対象児童・生徒数	209人	203人	215人	173人	169人		学務課
藤沢市への教育事務委託 ⁴⁸⁾ に係る事務	対象児童・生徒数	221人	212人	223人	205人	220人		学務課

取り組み2 就学に係る奨励費の助成

経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒や、特別支援学級⁶⁾に就学する児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの必要な経費を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
特別支援教育就学奨励費の支給	対象児童・生徒数	児童113人 生徒37人	児童131人 生徒35人	児童174人 生徒52人	児童224人 生徒49人	児童219人 生徒84人		学務課
要保護及び準要保護 就学援助費の支給	対象児童・生徒数	要保護0人 準要保護3,200人	要保護20人 準要保護3,015人	要保護31人 準要保護2,874人	要保護26人 準要保護2,391人	要保護14人 準要保護2,104人		学務課

7-4 児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策

児童・生徒の健康管理や保健衛生に係る事務を行います。また、学校生活における事故対策や有害情報
の監視を進めるとともに、警察、道路管理者及び地域と連携し、通学路の安全対策を進めるととも
に、見守り活動を支援します。

取り組み1 児童・生徒の健康管理や保健衛生に係る事務

学校保健安全法に基づいた定期健康診断や就学時健康診断を実施し、その結果に基づいた治療勧告等
を行います。また、各学校の保健衛生環境の維持、改善を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
児童の定期健康診断 の実施（小学校）	対象児童数	12,947人	12,927人	12,939人	12,831人	12,688人		学務課
生徒の定期健康診断 の実施（中学校）	対象生徒数	6,142人	6,213人	6,145人	6,079人	6,035人		学務課
就学時健康診断の 実施	対象者数	2,109人	2,156人	2,047人	1,993人	1,949人		学務課
学校の教室等の環境、 飲料水や水泳プール の水質検査等	対象校数	32校	32校	32校	32校	32校		学務課

取り組み2 学校生活における事故対策や有害情報の監視

学校生活における事故防止対策や有害情報の監視等を行い、児童・生徒の安全安心な環境整備に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学校内・登下校時の事故報告	報告件数	73件	75件	97件	84件	71件		学務課
災害共済給付金に関する事務	発生件数	630件	383件	549件	498件	413件		学務課
災害補償保険や賠償責任保険に関する事務	処理件数	1件	1件	3件	2件	2件		学務課
学校旅行総合保険の加入	対象児童・生徒数	4,118人	8,677人	9,545人	8,935人	9,045人		学務課
ネットパトロールの実施及び報告	各校への報告回数	月2回以上	月2回以上	月2回以上	月2回以上	月2回以上		青少年課
登下校の見守り活動の支援	啓発物品等による支援回数	各学区年1回以上	各学区年1回以上	各学区年1回以上	各学区年1回以上	各学区年1回以上		青少年課
有害図書の回収	回収回数	12回	12回	12回	12回	12回		青少年課

取り組み3 通学路の安全対策・見守り活動の支援

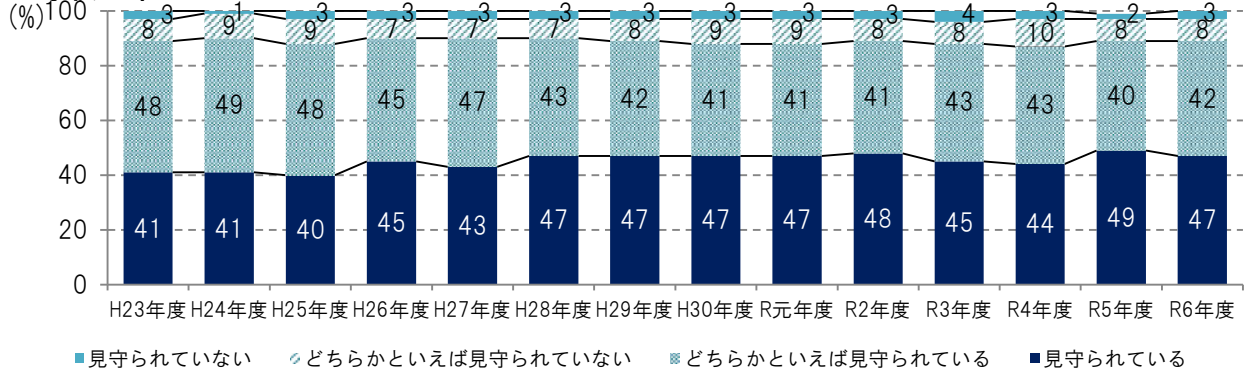
警察、道路管理者及び地域と連携し、通学路の安全対策を進めるとともに、見守り活動を支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
小学1年生へ 防犯ブザーの配布	配布個数	2,206個	2,273個	2,300個	2,250個	2,300個		青少年課
子どもの安全を守る 都市宣言の啓発活動	実施日数	29日	35日	38日	39日	38日		青少年課
長期休み明けの啓発	実施日数	3日	3日	3日	3日	3日		青少年課
職員による「子ども の安全」の実施	実施日数	21日	21日	17日	22日	23日		青少年課
通学路改善要望に 係る対応	改善済及び 対応件数	43件	75件	46件	55件	47件		学務課
登下校の見守りの実施	実施 小学校区	19学区	19学区	19学区	19学区	19学区		青少年課

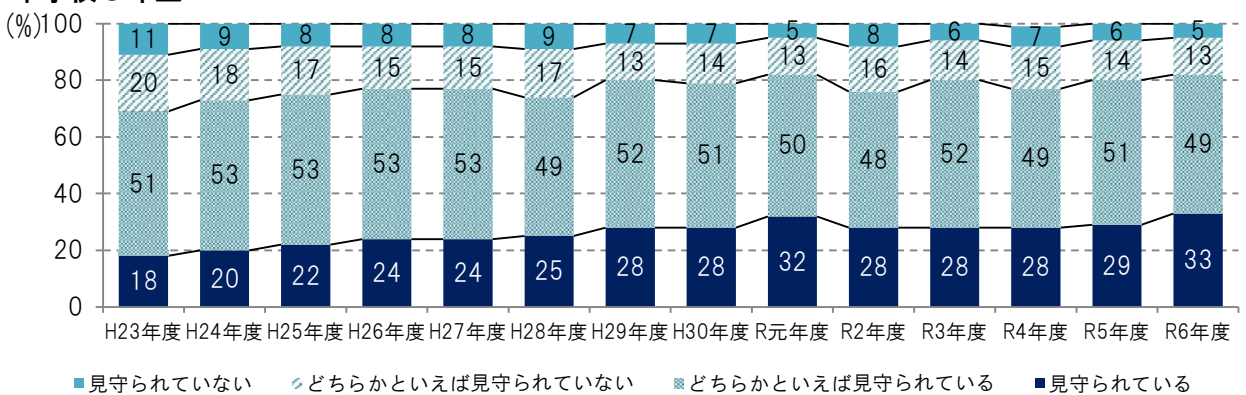
② 地域の大人に見守られていると思う割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



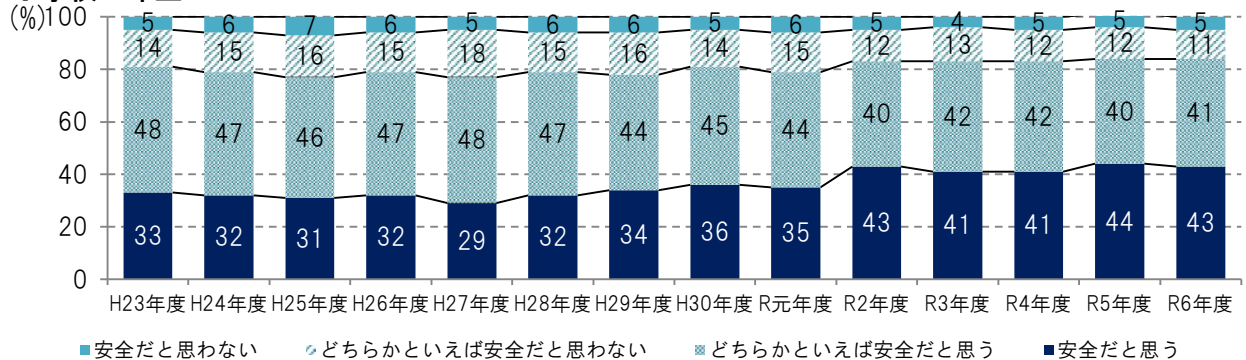
中学校3年生



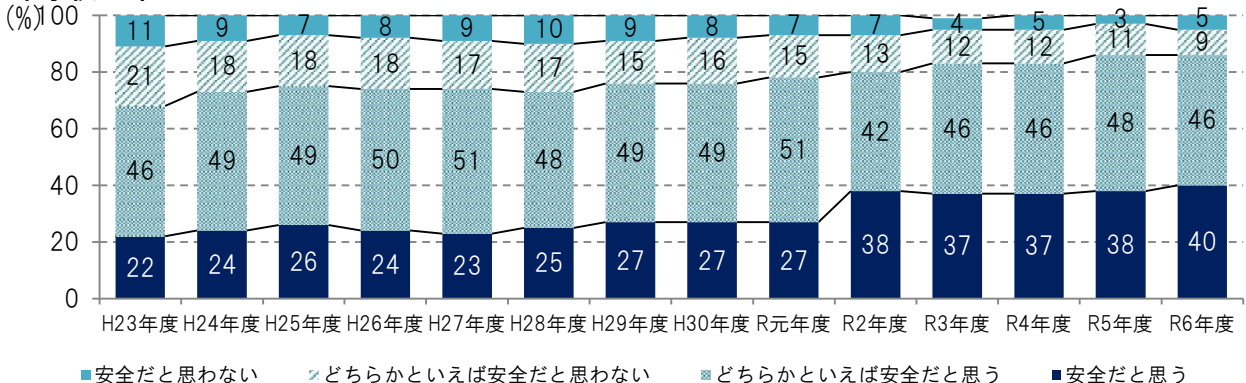
③ いつも登下校している通学路が安全だと思う割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

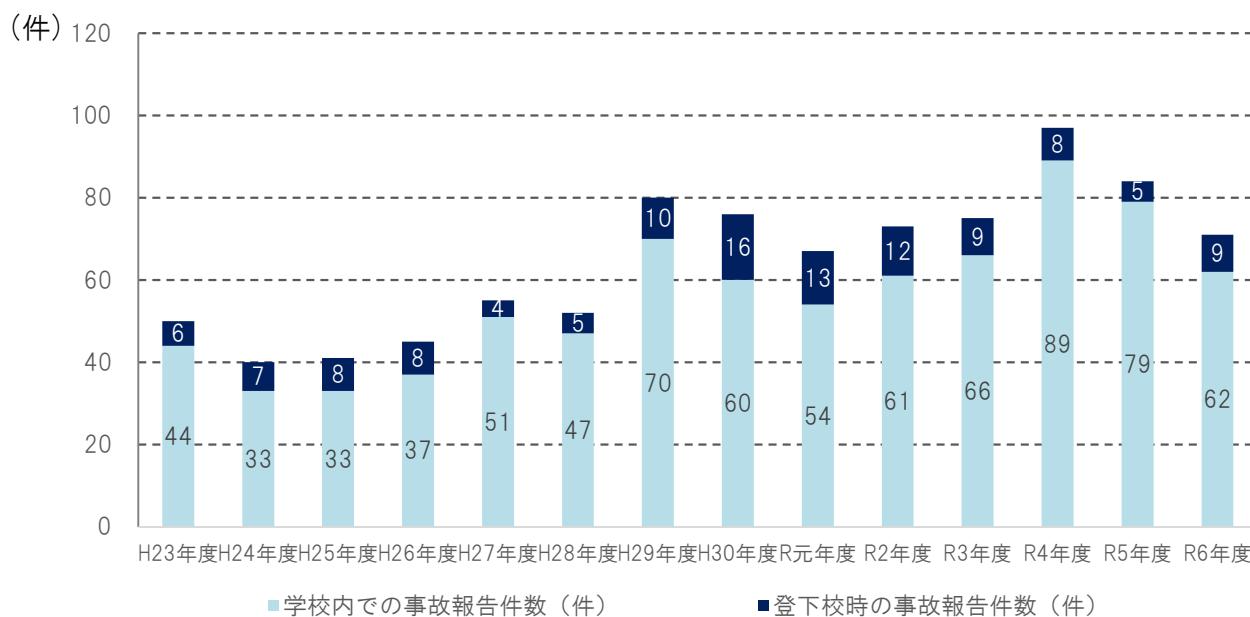


中学校3年生



④ 学校内・登下校時の事故報告件数（件）

出典：学務課調べ



※平成29(2017)年度以降に、事故報告の基準を変更。

市長部局との連携

学校教育及び社会教育における活動を支援する教育委員会事務局は、教育に関わる全ての人たちに学び合う機会を提供し、さまざまな分野で活躍する人々と交流することがより一層必要と考え、計画において教育委員会事務局と市長部局が連携して取り組む施策の中から、重点的に取り組む施策を「市長部局との連携」として位置づけています。

基本方針3の連携一覧

次世代育成のための情報交換や研修の実施

保育園、幼稚園及び小・中学校の教職員などこども育成部など次世代育成に関係する市職員との情報交換や、乳児期から学齢期まで連続した教育支援を進めるための研修や講座を開催します。

ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと施設の複合化

教育施設の建て替えや長寿命化などにあたっては、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した教育施設づくりを進めます。

また、施設の複合化にあたっては市長部局所管の施設との複合化も検討します。

通学路の交通安全対策と防犯対策の推進

くらし安心部や建設部と連携し、通学路の安全点検やカーブミラー・防犯灯などの設置・更新など、通学路の安全性の向上のための取り組みを推進します。

子どもの未来応援対策の推進

子育て等に関する相談、学習支援及び経済的支援などを通じて、子どもの未来応援に関する取り組みを推進します

活動内容	事務局関係課	実施年度	事業内容	連携した課・学校
茅ヶ崎市幼児・小学校教育連携連絡会	教育センター	3～6	未来を担う子どもたちの幼児期からの健やかな育成を目指し、保幼こ小の教育関係者と市関係職員とで情報交換を行いました。	こども政策課 こども育成相談課 保育課
特別支援学級 ⁶⁾ の整備	教育施設課	5	特別支援学級 ⁶⁾ の整備に伴い、車いす等の利用が想定される箇所の段差解消の実施しました。	学校教育指導課 浜之郷小学校 菟園中学校
校舎トイレ改修	教育施設課	5、6	トイレ改修に伴い、みんなのトイレや多目的トイレを設置しました。	都市政策課 建築指導課 第一中学校 鶴嶺中学校 西浜中学校 中島中学校
通学路合同点検の実施及び随時要望の対応	学務課	3～6	学校、保護者、地域、教育委員会、道路管理者、市の関係各課、茅ヶ崎警察署と連携し、通学路の合同点検の実施及び、通学路に関する随時要望の対応を行いました。	安全対策課 建設総務課 道路管理課 19小学校
要保護児童対策地域協議会	学務課	3～6	児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童及び保護者に対し、関係機関が当該児童等に関する情報や支援についての考え方を共有しました。	こども育成相談課
中学校給食利用促進対策事業	学務課	6	中学校給食の開始にあたり、その利用を促進するため、こども未来応援基金繰入金を活用し、1人当たり20食相当分の給食費7,200円を無償化しました。	こども政策課

○連携の効果を総括

未来を担う子どもたちの幼児期からの健やかな育成を目指し、茅ヶ崎寒川地区の保育園・幼稚園・認定こども園・小学校における幼児教育と小学校教育相互の連携を図っていくための茅ヶ崎市幼児・小学校教育連携連絡会において、教育関係者と市関係職員で情報交換を行いました。6(2024)年度の実務担当者会議では、各機関での現状報告や、市の取り組みの紹介のほか、文部科学省の架け橋プログラムについての情報共有を行い、今後は保育課をはじめ、関係課とのさらなる連携の必要性について共有しました。

都市政策課所管の茅ヶ崎市バリアフリー基本構想のもと、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき建築指導課との協議を行いながら、小・中学校の大規模改修やトイレ改修、特別支援学級⁶⁾の設置工事に併せて、段差解消やみんなのトイレ・多目的トイレの設置等、学校施設のバリアフリー化を推進しました。

また、子ども未来応援対策に関しては、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童及び保護者に対し、関係機関が当該児童等に関する情報や支援についての考え方を共有する要保護児童対策地域協議会でのさまざまな市の福祉部門や子ども部門、関係機関等との共有や、「茅ヶ崎市子ども未来応援基金」を活用して、中学校給食開始時の初回20食分の負担を無料とする取り組みを行いました。

○課題と今後の方向性

「次世代育成のための情報交換や研修の実施」「子どもの未来応援対策の推進」について、こどももまんなか社会の推進を目指し、多方面からの切れ目のない支援の仕組みづくりに取り組むとともに、生まれ育った環境によって左右されことなく全ての子どもが夢と希望を持てるよう、総合的な支援につながる連携を企図します。茅ヶ崎市幼児・小学校教育連携連絡会や要保護児童対策地域協議会のような組織体を生かした効果的な連携に務めます。

「通学路の交通安全対策と防犯対策の推進」に関して、小学校の通学路の合同点検をはじめ、多様な主体が連携して対策を実施していく仕組みをさらに推進します。

データを基に効果を検証し、改善することで、より良い教育施策の展開が可能になる連携を企図します。

基本方針 3 の取り組みに対する知見

政策 5 教育的効果を高める教育行政の推進

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

政策 5 は、教育委員会の運営、事務事業の進行管理及び教育施策の企画立案に資する調査・研究に関する施策を推進するものです。

調査研究員会の役割は、上記のことを受けると「教育施策の立案に資する研究」と整理することができます。成果を周知する機会は 5 回、発表会には 47 名の参加となっています。授業研究調査研究員会では「令和 4 (2022) 年度から同じテーマで取り組み、各学校の授業改善の 1 つの視点として参考となる研究内容としてまとめることができた。」とあります。この調査研究員会が、「教育施策の立案に資する」とするならば、具体的にどのような施策の立案につながったのかを明確にし、茅ヶ崎市の全教職員がこのことを知ることが何より求められる事ではないかと考えます。

教育に関する基礎研究の重要性の観点から、5 回の周知の機会、47 名の参加という実態を踏まえ、改めて、本調査研究員会のあり方を見直す必要があると考えます。

教育行政の円滑な運営に関して、小学校給食費の公会計方式への移行は、教員の働き方改革の観点等から評価できる取り組みです。

最後に、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しにあたり「茅ヶ崎市教育基本計画をもって、教育大綱に代える」という方針が決定されたことで、これまで以上に、茅ヶ崎市の教育の充実につながることを期待します。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

政策 5 の重点施策は、「教育に関する基礎研究の推進」として 2 つの取り組みが位置づけられています。その目的は、教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題等を把握し、その成果を施策立案や学校教育、社会教育の場に還元することにあります。

「調査・研究」は、派手さはありませんが、教育活動の質の向上・充実につながる上で重要な示唆を得ることができます。この取り組みの重要性を認識し、一層の充実を図ることを望みます。

政策 6 安全で安心な教育施設の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

政策 6 は、教育施設等の再整備や維持保全に関する施策を推進するものです。

指標の推移を見ると、「教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合」について、「安心して利用できる」と答えた生徒の割合は前年度から 6 ポイント増加しています（具体的な取り組みとしては、学校の屋内運動場や特別教室の空調設置）。生徒にとって日々活動する施設であることから関心も高く、整備されたことで学習活動への効果を実感していることが数値に表れていると捉えています。施設改修には時間も費用もかかり、さらには優先順位等といった点についての検討も必要であることから、引き続き、学校施設再整備基本計画に基づき、大規模改修等を着実に進めていただくことをお願いします。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

取り組み内容は多岐に渡っており、いずれをとっても教育活動の充実のために不可欠なものばかりです。同時に、近年の自然災害等による防災の観点から、学校が地域の方々にとって重要な役割を果たす施設として、その機能の充実が求められています。

そうした中で、屋内運動場への空調設備や発電機設備を設置したことにより、災害時の避難所としての機能の向上が図られたことは高く評価するものです。

今後は、安全・安心で快適な教育環境の維持・保全に努めていただくことを要望します。

政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

政策7は、子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備です。

政策7の内容も多岐にわたり、学校給食、健康管理、保健衛生、就学支援といった、児童・生徒が安全で、安心して学校生活を送る上での基本的な事項ばかりです。

中学校給食については、令和6(2024)年10月に市内6校で選択制デリバリー方式の給食が開始されました。これまでも丁寧なニーズ調査や広報等に努めていただくことで、中学校給食への理解を図ってきたところですが、現在も引き続き、休日を利用して申込制の試食会を行い、内容の改善等につなげる取り組みを行うなど、教育行政としての役割（教育施策の着実な推進）を果たす上でも重要なことであると評価できます。

小学校給食についても、四季折々の食材や地域の食材を活用した季節の行事や姉妹都市であるハワイのホノルル市・郡に関連した給食を提供するなど、「茅ヶ崎らしさ」の取り組みを進めながら、食育の充実につながる取り組みであり評価できます。

児童・生徒の安全対策として、通学路の見守り活動や熱中症への対応が挙げられます。

通学路の見守り活動について指標の推移をみると、小学校、中学校共に「見守られている」という割合が若干ではありますが増えています。この見守り活動は、市内19小学校区に組織化され、活動する青少年育成推進協議会が、各地域の自治会等と連携し取り組んでいただいた成果であり、日常的な対策を着実に積み重ねていただいた結果であると言えます。

熱中症への対策として、「茅ヶ崎市立小・中学校における熱中症予防について」を定めることで予防措置を強化したことは評価できます。是非とも、適切な運用がなされることで、児童・生徒の安全な学校生活を確保していただくことを要望します。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

中学校給食に関しては、令和7(2025)年度に残りの7校での中学校給食が開始となります。自己評価でも述べましたが、丁寧なニーズ調査を継続することで、より魅力的で満足度の高い中学校給食の実現に努めていただくことを要望します。

児童・生徒の安全対策については、「これで十分」ということはなく、取り組みの進捗・見直し・改善を図りながら、確実に児童・生徒の安全の確保に努めていただくことを要望します。

基本方針 3 の市長部局との連携に対する知見

○自己評価（連携の効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

基本方針 3 の「市長部局との連携」は、「次世代育成のための情報交換や研修の実施」「ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと施設の複合化」「通学路の交通安全対策と防犯対策の推進」「子どもの未来応援対策の推進」の 4 点があります。

「次世代育成のための情報交換や研修の実施」に関しては、幼児期からの教育と小学校以降の教育との連続性の重要性が学習指導要領等で指摘されている中、公立と私立、保育と教育といった枠組みの違いを乗り越え情報を共有し、現状を理解することは子どもたちの成長にとって、とても重要であると言えます。ただ、国の動向を見ると、次期の学習指導要領等の協議が始まっていることも踏まえ、情報共有・交換の段階から次の段階へ向けた検討が必要であると考えます。

「次世代育成のための情報交換や研修の実施」「子どもの未来応援対策の推進」については、課題と今後の方向性にもあるように、多方面からの切れ目のない支援の仕組みづくりの必要性が求められます。「誰一人取り残さない」ためのセーフティネットを構築するためには、1 つの施策を協働で進めることは勿論、実質的な面からは必要なことではありますが、本質的な課題認識・共有を図り、それぞれの部局や担当者が有するノウハウを用いて施策を進めていく意識を日常的に共有する場が必要であると考えます。

「ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと施設の複合化」で行われたような、小・中学校の大規模改修やトイレ改修、特別支援学級の設置工事に合わせて、段差解消やみんなのトイレ・多目的トイレの設置等により学校施設がバリアフリー化することで、児童・生徒だけでなく学校施設を利用する市民にとっても使いやすい、優しい施設へと変わっていくという発想が今後求められる方向性であると言えます。

目に見えるもの、日々使うものの形やあり方が変わっていくことで、児童・生徒の考え方や行動様式の変化にもつながる取り組みであると評価できます。

用語集

	用語	解説
1)	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校の代表、保護者及び地域住民等が、学校運営に対して協議し、その考えを踏まえながら学校運営を進める仕組みのこと。 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を設置した学校長は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などを作成するにあたり、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならない。
2)	計画訪問	市教育委員会の指導主事が各小・中学校に計画的に赴き、授業中の子どもの様子や授業の仕方を確認し、教職員の指導力向上のために指導・助言を行うこと。本市では、毎年、小・中学校併せて10校程度を対象に実施している。
3)	ふれあい補助員	小・中学校の通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童・生徒が、学校生活を円滑に送るため、授業を含む学校生活全般の補助支援を行う職員のこと。学校看護介助員のような特別な資格を要するものではない。一般的に言う「特別支援教育支援員」のこと。
4)	ICT	Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現である。
5)	インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追求する教育のこと。
6)	特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童・生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。 【対象となる障がい】知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者
7)	学習指導要領	小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に、教育課程、教科内容とその扱い等について、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科用図書編集の基準にもなる。
8)	推薦研究	市教育委員会推薦研究校として毎年度9校を指定し、各学校における児童・生徒の実態を踏まえた実践的な研究を実施し、その成果報告を通して、市内小・中学校の学びの質を高め、教育水準の向上を目指す取り組みのこと。
9)	教育課程編成研究会	各小・中学校の校長、教頭、教務担当者、校内研究推進担当者等が集まり、各学校における創造的な教育課程を編成するために研究協議する会議体のこと。
10)	校内研究担当者会	各小・中学校の校内研究推進担当者を対象とした、校内研究の充実に向け、研究の進め方についての協議や各学校の取り組みや成果の共有をするための会議体のこと。
11)	指導要録	学校教育法施行規則第24条に基づき作成されるもので、小・中・高等学校に在学する児童・生徒の現住所、保護者情報のほか、出欠状況、学習状況などを記録し、指導に活用するとともに、進学・就職などの際の証明のための原本となる表簿のこと。

	用語	解説
12)	校内研究	各学校において、児童・生徒の教育のため、より良い授業づくりを目指した実践中心の教職員の共同研究活動のこと。
13)	学校評価	学校教育法第42条及び第49条により、小・中学校において、学校運営の改善と発展を目指すために学校評価を行うことが義務付けられている。評価にあたっては、同法施行規則第66条～第68条により、教職員による自己評価を行い、その結果を公表し、設置者となる市に評価結果を報告することが義務付けられている。また、自己評価を踏まえ、保護者その他学校関係者による評価も行い、その結果を公表するように努めることとしている。
14)	教育課程	茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第6条に基づき、学校教育目標を達成するために組織化した「指導計画」「カリキュラム」を包括したもので、学校長が編成するもの。各学校で、学習指導要領、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現に向け教育課程を編成(Plan)し、どのように実施(Do)し、評価(Check)し、改善(Action)するか、組織的な体制を確立しなければならない。
15)	学校評議員	学校教育法施行規則第49条に基づき、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聴くため、学校長の推薦により教育委員会が委嘱した者のこと。 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などに対し、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならないという権限を有しているが、「学校評議員」は個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではないところに違いがある。
16)	学校経営研究会	各学校の管理職を対象に、今日的な教育課題を踏まえた特色ある学校づくりを推進するための研究等を行い、学校運営と管理の適正化及び教育活動の充実を図る事を目的とした研究会のこと。
17)	地域コーディネーター	地域ぐるみで児童・生徒の健やかな心身の育成を図ることを目的に、学校と地域が連携して行う活動に対して、学校と自治会、商店会及びボランティアなど地域側との調整を行う者のこと。
18)	学校看護助員	学校教育法施行規則第65条の2及び第79条に規定する職員で、特別な支援を必要とする児童・生徒の医療的ケアのほか、移動等の介助、授業や休み時間等における安全の確保などを行う、看護師資格を有する職員のこと。
19)	指導主事	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項又は第2項に基づき、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職のこと。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
20)	ギガ GIGAスクール構想	学校における学びを通じて、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人がICTを利用できるように教育におけるICT環境を加速化するために令和元(2019)年度からスタートした文部科学省の政策。児童・生徒1人につき1台のタブレット(又はPC)端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、それら環境を活用した学習を行い、個々の児童・生徒に最適化された教育の実現を目指している。 なお、GIGAスクール構想の「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。

	用語	解説
21)	通級指導教室	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。 【対象となる障がい】言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
22)	教育支援委員会	茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置している附属機関で、茅ヶ崎市教育支援委員会規則第2条に基づき、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申する機関のこと。 教育委員会が、児童・生徒及びその保護者と就学について相談を行い、教育委員会として当該児童・生徒等の適切と考える就学先等について、教育支援委員会に諮問し、同委員会から答申を受けている。その答申の結果については、当該児童・生徒及び保護者に伝え、就学先の決定等について支援している。
23)	スクールソーシャルワーカー	学校教育法施行規則第65条の4及び第79条に規定される職員であり、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく職員のこと。
24)	スクールカウンセラー	学校教育法施行規則第65条の3及び第79条に規定される職員で、臨床心理士や公認心理士など、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職員のこと。
25)	心の教育相談員	子どもが教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行化の防止及び自立を目指し、相談を行う職員のこと。各小・中学校に1人ずつ配置している。相談員による面接等の内容は、「ふれあい・いじめ・不登校・学習進路・家族関係・友人関係・異性関係・自己性格・身体健康・その他」に係るもの。「その他」は、部活動や教員に関すること、身体（性に関する問題を含む）の悩み等。
26)	青少年教育相談室	青少年が教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、青少年の健全な育成、非行化の防止及び自立を目指して、相談業務等を行っている市教育センターの相談機関のこと。
27)	あすなろ教室	集団生活への適応、さまざまな悩みや不安などの理由により、学校に行けない状態にある児童・生徒のため、在籍校と連絡を取りながら、学校への復帰や社会的自立に向けて、基本的生活のリズムや自信を取り戻せるように支援する機関のこと。
28)	臨時的任用職員	育児休業取得職員等の代替職員として一定期間勤務する職員のこと。
29)	県費負担教職員	市町村立学校職員給与負担法第1条に基づき、市町村立小・中学校等の教職員の給与等を都道府県が負担している職員のこと。 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるため、学校の設置者である市町村が教職員の給与等を負担するべきであるが、給与水準と一定水準の教職員の確保し、教育水準の維持向上を図るため、指定都市を除く市町村立の教職員等の給与などを国・都道府県が負担している。
30)	市費教員（市町村費負担教職員）	市町村が独自に雇用し、給与を負担している教員のこと。市町村立学校職員給与負担法が一部改正（平成18年4月1日施行）されたことにより、市区町村も独自に教職員を任用できることとなっている。
31)	スクール・サポートスタッフ（教員業務支援員）	学校教育法施行規則第65条の7に基づき、教員の負担軽減を図るため、資料作成や授業準備等を行う職員のこと。

	用語	解説
32)	教育指導員	校長経験者など教育課程、学校指導その他学校教育に関する専門的事項について知識と経験を有するもので、指導主事と連携しながら教職員の指導にあたる職員のこと。
33)	調査研究員会	教育センターで実施している研究に携わる教員の研究グループのこと。毎年度、3～5つのテーマを設定し、研究活動を行っている（テーマの詳細は政策5を参照）。
34)	社会教育関係職員	社会教育主事のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。
35)	小学校ふれあいプラザ	小学校ふれあいプラザ事業に関する実施要綱に基づく、放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性・創造性を養うことを目的とした事業のこと。本市では、運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携して実施している。
36)	社会教育主事	社会教育法第9条の4の規定を充足する者で、教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う職のこと。具体的には、社会教育事業の企画・立案・実施などを行う。
37)	ストーリーテリング	語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。
38)	ブックトーク	あるテーマに沿って、聞き手に何冊かの本を紹介する活動のこと。
39)	ジュニアリーダー	子ども会活動や地域の行事などで、ボランティアとして主に小学生に対しゲームや野外活動等の指導をする青少年リーダーのこと。
40)	ブックスタート	赤ちゃんとその保護者に絵本などをプレゼントし、本と触れ合う機会を提供する活動のこと。
41)	インリーダー	子ども会の中で、子どもたちのリーダーを務める者のこと。
42)	レファレンスサービス	利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料（蔵書・CD-ROM・データベースなど）を利用すればよいのかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービスのこと。
43)	デジタルアーカイブ	博物館、図書館、美術館などの施設が所有する郷土資料をデジタル化し、Webで資料が閲覧・検索できる仕組みのこと。
44)	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶ。）、調査・研究し、それぞれが有する意義や魅力を広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻くさまざまな課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業のこと。
45)	茅ヶ崎教育研究員会	茅ヶ崎の子どもたちの学習及び生活状況を把握するための基礎研究を推進する組織のこと。「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」の分析・検証を行い、研修・講座・講演等において、その結果を報告する。
46)	特認地域選択制	文部科学省でいう「特定地域選択制」のこと。既存の通学区域は変更せず、通学する学校として指定された学校の他に、通学する学校を選択することができる地域のこと。市内では、香川小学校通学区域の全部、松浪小学校及び西浜小学校通学区域の一部を特認地域に指定している。

	用語	解説
47)	学齢簿	学校教育法施行令第1条に基づき、教育委員会が当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童・生徒について編製しなくてはならない表簿のこと。
48)	教育事務委託	市内に居住する学齢児童・生徒の教育事務について、他自治体にその事務を委託すること。本市では、堤1～110番（湘南ライフタウン）に居住する学齢児童・生徒の教育事務を藤沢市に委託しており、同市の小学校2校（大庭小学校、滝の沢小学校）、中学校2校（大庭中学校、滝の沢中学校）に就学できるようにしている。

教育委員会の点検・評価結果報告書 — 令和6年度 —

令和7（2025）年9月 作成
発行 茅ヶ崎市教育委員会 教育総務部教育総務課

〒253-8686
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467-81-7216（直通）
FAX 0467-58-4265
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

